

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和6年6月21日(金) 開会：10時00分 閉会：16時16分
水道局、病院局、福祉保健部
令和6年6月24日(月) 開会：10時00分 閉会：17時06分
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、萬治病院局管理部次長
兼経営企画課長、田村光総合病院事務部長兼地域医療連携室長、植
本大和総合病院事務部長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田
中光総合病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院
経理担当課長、中本大和総合病院業務課長兼健診課長兼医療情報管
理室長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊
地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地
域包括支援センター所長、温品子ども政策課長、山野井こども政策課
保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、和久子ども家
庭課長、安池健康増進課長、都野健康増進課健康対策担当参与、中本
介護老人保健施設清算室長
- 【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎
農林水産課技術担当課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太
田農業委員会事務局長
- 【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山

口道路河川課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担当課長、山門公共交通政策課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、森下下水道課業務係長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他（傍聴） 報道2社、市議会モニター

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和5年度光市水道事業決算見込みについて

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

今の説明でもありました送水管は、令和4年度から5か年事業をされておられます。

この報告の中に、今年度が3億9,193万5,000円ですか、それなのに翌年度繰越が7,486万円も計上されておるんですが、計画どおりに工事が進んでいるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが、令和4年度から5か年工事が進んでおるんで、工事が始まって2年をたっているんですが、いきなり7,400万円の繰越が起こったちゅうことは、どういう工事の進め方をしちよるのか、ちょっとお聞きしたいんですが、教えてください。

○藤井工務課長

まず、繰越額の説明をいたします。

令和4年度の繰越額といたしましては、963万5,679円でございますが、この内容につきましては、施工内容の変更、それから入札減というところで繰越額が発生しております。

令和5年度につきまして、7,486万2,838円の繰越額が発生した内容といたしましては、最も大きい要因といたしまして、1点目にJR推進工事の施工内容の変更で、約4,500万円の減少をしております。

この内容といたしましては、予算編成時にJRとの協議で、夜間施工でしか許可できないとあったため、夜間施工の単価で予算計上をしておりましたが、実際、周辺の住宅へ係る騒音や振動の問題があり、施工の難しさを主張し、継続的に協議を行った結果、実際は日中施工ということになりまして、費用が大幅に減少したものとなります。

ほかの要因といたしましては、また小規模ではございますが、施工内容の変更、埋め戻し材の変更、土の状態が良かったため、購入土を購入しなかったとか、交通誘導員の減少、施工内容の変更に伴い工期短縮が図れたと、そういったところで減少が起きております。

3点目に、最後に入札減ということで、合計で約7,400万円の繰越が発生しております。

次に、工事の進捗状況という御質問でございますが、送水管整備事業、合計600mmの管を布設しております。公道に入る管としましては、最も大きい管の口径となりますので、埋設スペースの確保や交通整理の施工条件的にはかなり厳しい施工ではございますが、令和4年度、令和5年度ともに、ほぼ予定どおりの施工を終了しており、令和6年度につきましても、現在、施工の準備に取りかかっているところでございます。

以上です。

○大田委員

今、7,400万円の中の主なのが、夜間の推進工事をするためじゃったが、地元と折衝した中で、日中にできるようになったから、4,500万円の減というふうになったというふうにお聞きしたんですが、日中と夜中でやっぱりそれだけ工事費の差額が出るもんですかね。

○藤井工務課長

やはり夜中に工事をするためには、それに係る設備投資、電気等、そういった整備も必要となりますし、まず最も高いのが人件費でございます。その辺の割合が倍になるぐらい大きく変動いたしますので、それが日中にできたことによって、効率化が図れたということとなります。

○大田委員

そういうような内訳を教えてもらったんですが、それと、大まかなところは大体計画どおりに進んだような答弁じゃったと思うんですが、あと今年入れて3か年しかありませんから、順調に事故のないように工事を進めていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○河村委員

それでは、今年正月早々からの能登半島の大きな地震がありまして、水道局におかれても、給水事業等頑張ってください大変感謝をしておりますが、例えば、光でああいった、起きることはないんだろうとは思いますが、あれでも、もしもああいう地震が起きたときに、今やっておる耐震工事というのがどこまで有効なのか、どのようにお考えですかね。

○藤井工務課長

まず、現在の整備計画の内容と、今回の能登半島を受けての今後の考え方、2点でお答えさせていただきたいと思います。

まず、現在の整備計画の検討内容といたしましては、水道事業ビジョンで、光市において発生確率が最も高い南海トラフ地震をリスクレベルと位置づけて、施設、管路、被害の最小限に抑えることを目的とした施設整備を行っております。

この計画ですけど、更新期を迎えた施設は多くあるんですが、全ての施設を全て早急に解決するという計画ではなく、更新の優先順位をつけたり、維持管理の充実による延命化を図ることによって更新費用の抑制をすることで効率化を図り、限られた財源の中で強靱な水道を目指し進めております。

主な考え方としましては、災害時、無被害であるということは、なかなか時間と費用の面から難しいと考えておりますが、我々としては、限りある予算の中で効果的な更新を行い、可能な限り早期復旧を目指す施設整備を考えて進めているところでございます。

その上で、今回、能登半島地震がございました。今回の被害としましては、水道施設

の耐震化状況や地震の規模など、水道施設が長期化した原因や被害状況の解明が、現在行われているところでございます。

これまでは、例えば、東日本や熊本の事例を検証し、現在の耐震化整備に係る考え方がまとめられて、全国的、うちもそうですけど、整備計画をつくり進めているところでございます。

この考え方であれば、より推進し、早めに耐震化を進めていければいいなというところがあるのですが、今回の能登半島の地震であれば、例えば4 mを超える起伏が発生したり、7 mを超える水平の移動があったり、これまでにない事例なども発生しております。

このことから、今後の地震に対する国の見解や耐震化事業の考え方の見直し等がなされる可能性もございますので、今後のその辺の検証結果を注視し、我々の耐震化整備に対する計画も精査していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○河村委員

ありがとうございます。言われるとおりにじゃったんで、ちょっとびっくりしたんですが、何というんですか、随分前に水道料金の値上げをされて、今、立米当たり113円じゃったですかね。

昔は、うちも下松と一緒に75円、単価的には。今、家を建てるときに、いや、下松に行くというようなことをよく言われるんですよ。もちろん、単に水道料金だけの問題じゃないんですよ。まちがそばにあるとか、いろんな要素が入ってあるんですが、その中の一つにやはり、普段の毎月かかる、そういったものにも住民の興味といいますか、そういったものも引かれておりますので、以前にこういったことは検討されてはきたんだと思いますが、当初の見込みと、それからこれからの見込みというものを考えて、できれば結構利益の積み残しもあったりするんで、そういったところは今後の見直しといいますか、恐らく下松市さんも老朽化していますから、水源地の改修等を含めて値上げの時期が来ていると思いますので、そのあたりで、やはり将来を見て都市間競争にも耐えられるような料金設定というのは必要だと思いますので、よろしく御検討をお願いいたします。

以上です。

○森戸委員

都市間競争のお話が出たので、それに関連する形になるかも分かりませんが、3月の委員会の際に、下松は料金の安さを訴求しているというふうに、そういう話を直接に聞きましたので、びっくりしたんですけど、トップが。

我々としては、同じ土俵に乗るのではなくて、うまさであるとか豊かさであるとか、そこをPRしていく。一つはPRの不足が原因だと思いますので、安けりゃええだけではなくて、やっぱり健康にもいい、豊富にあって安定した水が供給されるということは、住民にとっても企業にとっても大きな魅力だと思いますので、その辺をシティプロモーションの部署と連携をお願いしたんですが、その後はいかがでしょうか。

○中西業務課長

シティプロモーションとの連携といったお尋ねについてお答えします。

前回、委員会で御提案いただきましたが、市のシティプロモーションとの連携につきましては、現時点では具体的な方策は決定しておりませんが、今後につきましては、シティプロモーションを所管いたします経済部におきまして、企画されている事業の機会などを捉えまして、水道のPRをできる場がありましたら、情報共有しながら積極的に連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。やっぱり水の価値というのは大きなものだと思いますので、その価値の再構築が光市にとっては必要だと思いますので、ぜひ売り出していきたいと思えます。

それと、先ほど老朽管等の更新がございましたけど、これまでは年間大体5kmを目安にやっていたというふうに思うんですが、今のペースでいくとどうなるのかも含めて、どこの時点でどう変わっていくのかもあるんですけども、老朽管の更新がきちんとできる事業体とできない事業体では、水の供給、安定供給にとっても大きな差といたしますか、地震に強い水道という面にとっても、これも住む人と企業にとっても大きな武器になろうかと思うんですが、その辺のところは、先ほども優先順位等の話がありましたけれども、当初言われていたような5kmをベースにやっていくというようなお話だったと思いますが、その辺のところは先ほどでは1.6kmというようなお話だったと思いますが、その辺のところはどういうふうになっていますかね。

○藤井工務課長

確かに、これまでの老朽管更新としましては5kmを目標とし、ということで進めてまいりました。

現在は、時限的といたしますか、送水管整備事業が同時に動いておりまして、費用割合が移っております。その分、この5年間につきましては、配水管整備事業のほうの更新を少し抑えて、バランスを取って進んでおります。

また、こういった大事業が終わりましたら、5kmといたしますか、整備する必要性がある距離をしっかりと更新して進めていきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

県の資料を見ると、老朽管の更新率もデータとしてあったと思いますので、光市がどのぐらいかというのはわかりますか。突然ですけど。比較をすると。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中西業務課長

管路の更新率ということでございますが、議員が言われました年間5kmの更新を実施していたときは、更新率が1.6%というような数値でしたが、現在、送水管整備事業と並行してやるといった背景でございますと、0.7%ぐらいということでございます。

○森戸委員

ちょっともう一回詳しく説明してもらえません。
下がったということでもいいんですか。

○中西業務課長

率としては、更新の距離が下がって、率も下がったということでございます。

○森戸委員

それは、どう受け止めたらいいんですか。
今後どうしていく、その辺のところは。

○中西業務課長

先ほど工務課長からもありましたように、現在、破損時に影響の大きい管路を中心に布設替えを行っているということございまして、今は大動脈をやっており、過去は毛細血管をやっていたといったような考え方であります。
以上でございます。

○森戸委員

水道企業体の比較をすると、どういう立ち位置にありますか、老朽管の更新率は。

○中西業務課長

全国的には、0.7から0.8%ぐらいが平均でございます。
以上でございます。

○森戸委員

県内で見えていくと、都市間競争につながるので、分かれば教えていただけますか。

○中西業務課長

先ほど申し上げたのが全国平均でございますが、申し訳ございません、ちょっと県内の数字は今、持ち合わせておりません。

○森戸委員

分かりました。また、お知らせいただきたいと思います。

なかなか更新できない自治体といいますか、水道事業体もあったと思いますので、しっかりとこういう地震もあったときでございますので、計画的な更新をお願いできたらと思います。

以上で終わります。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

皆さん御存じのとおり、私たちの生活にやっぱり水は欠かせないというふうに考えております。

その一方で、地球の温暖化等の影響によって、世界の平均の気温というのは100年間で0.7度上昇して、雨の頻度や強さ、降る場所や季節といったパターンも複雑に変化をして、雨が降るときと降らないときの差が極端になっている、こういう報告が既にあるんですね。

こうした状況を踏まえて、本市が例えば渇水に見舞われた場合、市民に節水、そして使用制限、こういうものをお願いすることになると思いますが、どのような条件下においてこのような協力をお願いするのか、この部分について、まずお示しをください。

○中西業務課長

節水・使用制限になる条件といったお尋ねについてお答えいたします。

まず、前提として申し上げたいのが、光市の水道水源が島田川の伏流水ということでございまして、水量の蓄えは非常に豊富でございまして、先般の委員会でも触れましたが、昨年度の8月以降の県内の大渇水時におきましても、多くの事業体が取水制限をしている中でも、光市につきましては、そういったことがなかったといった実績がござい

ます。そのため、光市におけます、渇水による市民への節水・使用制限といった可能性というものは極めて低いと考えておりますが、そうは申し上げましても、伏流水は地下水だけではなく、河川の浸透水も含んでおりますので、長期にわたる大規模な渇水となった場合につきましては、地下水量が十分でなく、浄水場で伏流水をくみ上げていますポンプがございしますが、これの井戸の水位が下がれば、水が取れなくなるといった可能性がゼロではないということでございます。

このような事態となった場合につきましては、水位が回復するまでの間は、市民に対して、街宣広報やホームページなどを通じて、水道の利用制限をお願いするようなことになるかなと考えております。

以上でございます。

○小林委員

今の御答弁に理解をいたしました。

加えて、もう一つ言うと、例えば、市より節水・使用制限の協力依頼が来た場合、市民ができる節水対策、こういうものについても少しお示しをください。

○中西業務課長

節水対策といったお尋ねについてお答えいたします。

節水対策につきましては、実は、私どもも経験のないことをごさいまして、ただ、多くのほかの事業体につきましては、湧水が頻繁に起きているということがありますので、そういった例を参考にしますと、一般的な節水対策としましては、炊事や歯磨きの際に、水は出しっ放しにせず、小まめに利用すること。さらには、お風呂の残り湯、これの洗濯や掃除への再利用、こういったことをお願いするようになるのかなと考えております。以上でございます。

○小林委員

先日、いわゆる湧水になった場合とかについて、実は、市民の人とお話をする機会があったんですね。そのときに、やはり島田川の流域というのは、伏流水を使っているので安定的に供給できますよというところをお伝えすると、非常に安心はしておりました。

ただ、それが起こった場合に、どういうふうな対策を自分たちで講じればいいのかというところも、実は、皆さんの中でいろいろディスカッションをする中で、なかなかいい案が出なかったもので、この分についてもしっかりと伝えていきたいというふうに思っています。

もう一点、現在、脱炭素化に向けて取り組むために、光市水道局浄水場内において、太陽光発電設備の建設に向けた検討、これ行われておりますが、本設備の概要と現時点での進捗状況、これ併せてお示しをください。

○中西業務課長

太陽光発電設備の導入に向けた概要と進捗状況といったお尋ねですが、太陽光発電設備の導入につきましては、来年度の設置工事に向けまして、今年度は調査・設計業務を行うこととしていますが、先月、入札によりましてコンサル業者が決定いたしまして、今現在は業務に着手しているといった状況でございます。

そのため、概要というところは、まだ確定はしておりませんが、現在は調査段階でございます。水道局の本庁舎、あるいは浄水場のそれぞれにつきまして、効果的かつ効率的に発電できます場所の調査及び設置方法について検証しているといった状況でございます。

その後には、設備規模または各種シミュレーションなどの詳細につきまして検討しまして、実施設計を行うといった流れを予定しております。

以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。

私からは以上です。

○田中委員

水道まつりについてお尋ねできたらと思うんですが、一般質問のほうでも質問があって、来場者数が1,800人で大変盛況であったというお話で報告がありました。

また、光市の水のPRのほうにも、いい効果を得ているということだったんですが、水道まつりの開催に当たっての運営の組織体制について、今回お聞きできたらと思いますね。水道まつり自体の運営、どのようにされているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

水道まつりの運営の組織体制といったお尋ねについてお答えします。

水道まつりにつきましては、主催は光市と光市水道局としておりますが、実際の運営につきましては、水道まつり実行委員会というものが行っております。

水道まつり実行委員会というのが、水道局の労使を中心とした組織でございまして、清浄で豊富な水の供給を次世代につなぐための政策の一環として水道まつりを行っているということで、水道まつりのイベント内容の企画や当日の運営など、全てを担っております。

水道局としましては、水道週間費として、水道まつり実行委員会に対して100万円を拠出しておりますが、運営方法は、全て水道まつり実行委員会に委ねているといった形を取っております。

以上でございます。

○田中委員

ここでちょっとお聞きしたいのが、ちょっと去年の話にはなるんですけど、ある野球の優勝したパレードが関西のほうであって、職員が動員されていた中で、1つの府はボランティアだと。1つの県は、業務としてちゃんと賃金を支払ってやっていたというお話があって、結構全国的にもそれが話題になったんですけど、今のお話から言うと、光市の水道まつりにつきましては、どのような扱いになっているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

水道まつりにおけます職員の立場といいますか、取扱いといった観点でお答えいたします。

まず、職員の水道まつりの参加、これは任意でございます。運営主体であります、水道まつり実行委員会より職員に対しまして、祭りに参加しますかどうかというように可否を確認しまして、そして参加人数を把握して、水道まつりの実行委員長が、各イベントなどの人員配置を行うといった形でございます。

以上でございます。

○田中委員

つまり任意でやっているの、業務ではないというようなお話ではないかと思うんですが、一般質問の答弁の中でも、水道まつりを開催することによって、一連のプロセスを体験することによって、日常業務にフィードバックして組織力の向上にもつながっているというようなお話がございました。

組合もある中で任意でやっているということで、時代的にそれを否定するものではないんですけど、今まではそれでよかったかもしれませんが、時代の変化とともに、やはりこういった形が最善なのかというのは検討していく必要があるのではないかと私は思います。

今の組織体制が、実際の運営は実行委員会がやっているんだということでしたけど、実際のチラシ等を見ても水道局主催ということで、そういった組織体制のものは別に共催にもなっていないですし、表記が全くございませんので、そういったことも含めて、一度きちんと整理をしていただけたらと思いますので、そのことをお願いしまして質問を終わります。

○宮崎水道事業管理者

ちょっと水道まつりについて補足をさせていただきますけれども、いろいろ御指摘もありまして、このたび労働組合に、これを業務として取り扱ってはどうかという御提案させていただきました。

ただ、組合のほうから、これは政策の運動なんだということなので、これは歴史的な政策運動なので、これは業務ではないということで、組合のほうから拒否をされたという状況でございます。

これが経緯的に、これ平成8年から始まっているんですけども、当時、私、書記長だったんですよ、組合の。そのときから始まっておりまして、この水道まつりの提案、企画したのが労働組合なんですね。

光市の財産である伏流水を守っていくためには、水源涵養林をしっかりと維持管理していかなきゃいけないんじゃないかというような考え方の中で、労働組合から当局に提案して、これを形にして今の形があるわけなんですけども、当初、各市町でも水道まつりというのをやっておられましたけれども、なかなか市民の方にも受け入れられていなかったようですが、なぜか光市民の方には、1回目からこれが受け入れられたということで、これが大体1,000人から2,000人の間で、ずっと開催が行われているというような状況でございます。

そのときに、私、書記長だったときに、やはりその当時は、労働の対価は賃金だというような組合の考え方もございまして、業務なのか、これは政策上のボランティアなのかということで、組合の中で協議を行ったことがあります。

ただ、政策を訴えていく中においては、やはりお金をもって皆さんに訴えるのはおかしいのではないかということで、当時組合が整理をして、今に至っているということで、今回は私が業務でお願いして、組合からそのようなお答え返ってきたということは、その当時の考え方が、いまだに労働組合の中に受け継がれているのかなというふうに思っております。

ただ、今、委員さんが言われましたように、時代も流れておりますので、また再度整理をしてみたいと考えております。

以上でございます。

2 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和5度光市病院事業決算見込みについて

説 明：萬治病院局管理部次長 ～別紙

質 疑

○大田委員

一般質問でもさせてもらいましたが時間が足りなかったので、その続きをちょっとお聞きしたいと思います。

大和総合病院の予算計上ではこのたびも赤字計上されております。その主な原因は人件費の高騰が主な要因だと言われております。

一般質問でもお聞きしましたが、人件費の高騰と言われ赤字計上しなければいけないのに不思議な答弁をお聞きいたしました。

それは、大和総合病院が赤字なのになぜか介護老人保健施設ナイスケアまほろばに派遣職員を送るとのことでした。不思議であります。なぜ民間譲渡された介護老人保健施設ナイスケアまほろばに職員を派遣されるのでしょうか。おまけに大和総合病院は赤字計上されているのが不思議であります。ここのところをお答えください。

○萬治病院局管理部次長

譲渡決定後、これは議決をいただいた後ですが、譲渡に向けて相手方と協議をする中で、譲渡後に施設の民営化を円滑また効果的に実施するため、職員が異動することによる入所者への心理的負担を最小限に抑える必要があるとの話になりました。

これは、まほろばの入所者は高齢者であり、体調や精神面で不安定な方もおられますし、一度に職員が変わってしまうと不安を感じたり、そのことが負担となってしまうことが想定をされるため、そうした入所者の不安等を軽減するために市長部局とも検討した結果、一定程度の職員を派遣することについて譲渡先法人との合意により決定したものでございます。

職員の給与の計上につきましては、譲渡前のまほろばの職員はそもそも病院局の職員であり、所属での勤務または派遣での勤務にかかわらず、民間譲渡に当たり雇用者として引き続き病院局や市長部局等での勤務を希望された職員の雇用を継続し、いずれかの部署に配属し、それぞれの会計に人件費を計上したということでございます。

以上です。

○大田委員

ちょっと分かりにくいんですが、民間譲渡された介護保健施設ナイスケアまほろばに職員を派遣されたと言うんですが、どの事業所から何人の職員が派遣されたのか。また何人派遣されるのか。具体的に教えてください。

○萬治病院局管理部次長

光総合病院から4名、大和総合病院から4名でございます。病院局からは以上、計8名です。あと市長部局から2名派遣されております。合計でいうと10人ということになっております。

以上です。

○大田委員

何年か。期間。

○萬治病院局管理部次長

期間につきましては、原則1年間ということになっております。

以上です。

○大田委員

光から4人、大和からも4人、市長部局から2人で計10人派遣されたと、その派遣費用は、当然、光、大和、市長部局から金が出ていると思うんですが、そのところを教えてください。

○萬治病院局管理部次長

派遣に係る人件費につきましては、病院局からの派遣職員については病院局から支給をしております。

以上です。

○大田委員

市長部局の2人も病院局から派遣費が出ているんですか。

○萬治病院局管理部次長

市長部局のほうにつきましては、病院局からは出ておりません。

以上です。

○大田委員

それはどこから出ているんですか。

○委員長

大田委員、これは病院局の関係なんで市長部局の部分はここではちょっと答えられないと思います。御了承ください。この審査は病院局の関係なんで、市長部局の2人の部分については人数はわかりますけど金額についてはこの所管ではないんで答えられないと思いますんで。

○大田委員

そしたら副市長がおられるから副市長が答えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

光と大和が4人の計8人が派遣されて、その上、人件費の高騰で大和も光も赤字計上されているというふうになっているんですが、赤字計上されてまで民間の施設に、民間利益に手助けするというか、そういうのをするはどうかと思うんですが、そののころを、もう一遍、詳しく教えてください。

○萬治病院局管理部次長

なぜ派遣にするかというところに戻ると思うんですが、これは先ほどお答えしたとおりですけれども、譲渡した後に入所者の心理的負担等を最小限に抑える必要があるということで、今まで勤めていた職員を引き続き一定数派遣をすることで入所者のケア等をしていただくということが必要だということを検討した結果、そういう結論に至りました。

赤字予算で計上ということにつきましても、先ほど少しお答えしましたけれども、職員の配属につきましても、旧まほろば職員の意向の調査等も行いまして、例えば市長部局に行きたいとか、病院局に行きたいとかといったあたりの意向も酌みまして、それぞれ配属して、そこで必要な人件費を計上しております。

以上です。

○大田委員

でもこれは民間利益の供与に値するんじゃないかと思うんですが、そのころはお考えにならなかったんですか。市が民間利益に供与するということはあってはならないというような答弁を何遍も以前はお聞きしているんですが、今回はそれに当たらないんですかね。

○萬治病院局管理部次長

これは必要があると判断して派遣しておりますので、また、派遣した職員についてはもちろん給与は病院局のほうから支払っておりますが、一定の負担も派遣先からはいただくことになっておりますので、民間の利益供与には当たらないと考えております。

以上です。

○大田委員

今、お聞きすると派遣された職員の給与は派遣先の民間から出ているのか。違うでしょう。これは市から出ているんでしょう。ということは民間利益の供与に値するんじゃないんですか。違うんですか。

○萬治病院局管理部次長

給与については病院局のほうから出ております。派遣することで相手方の利益だとおっしゃいますけれど、もちろんそれもあります、派遣することによって今まで病院局のほうで見ておりましたまほろばの入所者の利益にもなることでありますので、決して民間利益のことを考えて派遣を決めたということではございません。

以上です。

○大田委員

何か答弁が私にはぴんとこないんですが、こういうふうは何遍もお聞きしたらまたハラメントと言われるかも分からないんですが、でもこれははっきりした、これが1か月ほど相手方の患者に対する思いやりで送ったということかなら、まだ分からないでもないんです。それでもいけないと思うんですが、これは1年間も送るんですよ。1年間ですよ。

そしたら、1人500万円にしても8人で4,000万円も出すような感じになるんですよ。それでおまけに大和も光も赤字計上されているんですよ。その理由は人件費の高騰と言っておられるんですよ。それが光の身の丈に合った予算になるんですかね。私はちょっとそこのところは違うと思うんですが、もう一遍、そこのところをお答えください。

○吉本副市長

これは委員もよく御存じとは思いますが、光市には公益的法人等への光市職員の派遣等に関する条例というのがあります。今回、市長部局も病院局もこの条例に基づいて派遣をしております。

今回は、先ほどから次長が申しておりますように入所者への心理的負担を軽減し、施設の民営化を円滑かつ効果的に実施するため職員の派遣を検討するという取決めもしております。

条例には必要に応じて派遣ができると定められておりますので、そういう考え方に基づいて病院局から8人、市長部局から2人派遣をしております。

この取組は今回が初めてではなくて、過去に石城苑を民営化したときにも同様の取扱いをしております。

あと、人件費の関係なんですが、まずは病院局なり市長部局なりが職員に給与をお支払いして、一定の額を向こうの法人からそれぞれ負担をいただくというふうな取決めになっております。

目的はあくまでも市民の皆さん、入所者の皆さんが不利益を被らないように、そのために、今回、一時的に派遣をしようと、石城苑のときもそうだったというふうに記憶しておりますけれども、そういった取扱いでございます。

以上です。

○大田委員

今、いろいろと公益法人には一定のというような条例があるから派遣したというふうに言われましたが、一番最初に民間譲渡するときの取決めですか、条件として光市としてはそういうような取決めをもってやられたのでしょうか。

○萬治病院局管理部次長

派遣については条件等には入っておりません。それを条件として募集したというようなことはございません。

以上です。

○大田委員

それはいつそういうのは発生したんですか。

○萬治病院局管理部次長

先ほど少し言いましたけれども、譲渡が決定するというのは議決を12月に議会で得ておりますが、それをもって、その後、譲渡に向けて相手方とも協議をしていく中でこういった話が出てきたということでございます。

以上です。

○大田委員

それは要するに私どものところの議会にはお知らせがなかったわけですよ。いろんなことをお話しする中でそういうふうな派遣の話が出てきたわけですよ。それは条例にあるから議会を無視してやってもいいよという感じになるんかもしれませんが、そうじゃないと思うんですよ。

やっぱりそういうのは民間の利益に供与するような条例を立てておられるんですが、それなら今まで光市は民間の利益に供与しないというような答弁をされていたんですが、今回は条例があるからそれを使いますというのもどうかと思うんですが、この光と大和の4人ずつは現場派遣の人だろうと思うんです。市長当局2人は事務系ではないかと思うんです。

そのところは分かりませんが、それはまた福祉のときに聞きますが、当然そういうことは考えられるわけですよ。譲渡するときに入所者の方が不安を覚えるというのは、そのところを十分考慮するという話だったと思っておったんですが、その話はこういうふうになっていたんですかね。

○萬治病院局管理部次長

入所者の方への配慮というのは、当然、考えないといけなかったことだとは思いますが、ただ、派遣について言いますと、先ほど申し上げましたようにもともと職員を派遣するよという条件にはなっておりません。相手方と協議する中でその話が出てきまして、病院局、市長部局、それから相手方といろいろ調整、協議しましてこういった派遣をするということに決定したということでございます。

以上です。

○大田委員

それで、先ほども言うように大和病院も光総合病院も人件費の高騰で赤字計上されているわけですよ。赤字計上してまでそういうふうに派遣するんですか。入所者の方の心理的不安を解消するためというような答弁だったんですが、赤字してまで派遣するんですか。光市はそれほど余裕があるんですか。

○川崎病院局管理部長

まほろばの職員については正職員が29名おまして、意向調査を行った結果、21名については病院局または市長部局の希望ということがございましたので、先ほど次長も言いましたけど雇用主として雇用を継続すると、その中で病院局で13名の職員を引き受けて、その中から合計で8名派遣をしておりますが、人件費については、当然、病院局で雇用を継続しますので、どちらかの病院に配属して予算計上するという事で、今回の予算については人件費の部分が影響して赤字予算の1つの要因になったものと考えております。

これは赤字になるからといって職員の雇用を切るわけにはいきませんので、当然、雇用を継続するための方策と考えております。

以上です。

○大田委員

それで極端な言い方をすると、1人500万円として1年間だったら8人で4,000万円出て、その中の一部は民間譲渡先から返ってくると言ったけど、どのぐらい返ってくるんですか。

○萬治病院局管理部次長

およそでございますが、5割程度にはなります。

以上です。

○大田委員

5割程度返ってくるなら5割が市の支出ということになるわけですよ。それが民間利益の供与になると思うんですが、そこで相手方が職員を1年以内に雇い入れるという確約は取れているんですか。取れていないんですか。もし取れてなかったらまた続いて入れないといけないと思うんですが。

○萬治病院局管理部次長

原則1年という話をしておりますので、当然、相手方は責任を持って雇用されると考えております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

今、まほろばに派遣された職員が10人、それで以前から勤めている方がまほろばに再就職した方が8人おられるようにお聞きしましたが、心理的要因で10人も派遣されたというふうに言っておられました、実際、まほろばは29人の職員でやっておられたのに、今、まほろばの職員は何人おられるんですか。

○萬治病院局管理部次長

もともとの職員は、まほろばは29人おりましたので同程度はいるとは考えておりますが、正式な今のまほろばの職員数については把握をしてございません。

以上です。

○大田委員

そしたら10人も派遣するという理由は、8人もまほろばの職員がそのまま残っておられて、プラス10人の職員を心理的要因で派遣されたというふうに言っておられたんですが、心理的要因でそれだけ10人もいると、実際の労働の職員として派遣されているんだと私は思うんですが、そのまほろばの職員の人数も把握しないで10人も派遣されるんですか。

○萬治病院局管理部次長

まず、もともとのまほろばの職員が、今、8人残っていると言われましたが8人は残っていないと認識しております。

それから派遣する人数につきましては、先ほども申し上げましたが相手方とも協議する中でこのぐらいの人数が必要ということで決まったことですので、現状は病院局からは8名、市長部局から2名ということになっております。

以上です。

○大田委員

まほろばの職員が8人残ったというふうな今までの答弁だったんですが、今、8人はいないというふうな答弁になったんですが、そうすると何人が実際に残っておられるんですか。

○萬治病院局管理部次長

恐らく8名というのは、8名退職をされましたのでその8名のことを言われているのではないかと思います。そのうち4名が新しいまほろばに就職したと聞いております。

以上です。

○大田委員

4名がまほろばのほうに残ったと、今、初めてそういうふうなものも聞きました。だからこういうふうにはいろいろと聞かないと分からないんですが、それで職員は実際に、今、何名おられて、派遣職員が10人おられるというのも把握されていないで10人も派遣されるというのはどう考えてもおかしいんですが、なぜ職員の人数の把握もされていないのか教えてください。

○萬治病院局管理部次長

それにつきましては、今現在の状況を把握しておけばよかったと思っております。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

ナイスケアまほろばについていろいろと不思議なことがあります。10人もなぜ送らないといけないのかとか、8人残っていたのに4人しかいないとか、それで従業員の把握もされていない、その中で10人も送らないといけないような、29人いた中で民間に移ったら何人おられるか分からない、10人も送らないといけないようになったと、そのような状況を病院局として正常かどうかというのが、私は正常ではないと思うんですよ。10人も送るとするのは。そこのところをよく考えて今後は答弁してください。よろしくお願いします。

それで、病床についてお聞きします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

一般質問でも質問しましたが、よく納得できないのでもう一遍させていただきます。

予算の参考資料の中では、医療法の第7条の第2項の定義で、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の分類で両病院の病床の区別をされたと、それが経営強化プランでは国の示したガイドラインで、高度急性期病床、急性期病床、回復病床、慢性期病床の4つの区分で記載されたと言われました。

どうしてこのような文章の中で二通りの違う方針の書き方をされたのか。そのところを詳しくお知らせください。

○萬治病院局管理部次長

これも一般質問のときに部長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、病床の分類については、今、委員言われたとおりに違った視点から分類しているために表記が違っているということでございます。

予算参考書のほうについては、医療法に基づく5つの分類、これは一般、療養、精神、

感染症、結核というのがございますが、それにより一般と療養とで掲載しております。

一方、経営強化プランのほうは国の示したガイドラインを踏まえて策定しております。これは地域医療構想等を踏まえた病院の果たす役割、機能というようなものも記載をしなければならず、それを記載する中で、国による病床機能報告制度という制度に基づき、そこでの定義、高度急性期、急性期、回復期、慢性期、この4つの機能で分類することになっております。

したがいまして、経営強化プランのほうはそういった両病院が持つ医療機能上の区分に沿って病床を記載したためにこの2つの差があるということになっております。

以上です。

○大田委員

今後、病床はどちらでやられるんですか。医療法でやられるんですか。それともガイドラインでやられるんですか。病院機能強化プランのガイドラインでやられるんだったら一般病床というのは全然なくなるわけですよ。それなのにただし書では一般病床40床についてと書いてあるわけですよ。教えてください。

○萬治病院局管理部次長

この病床の区分については、それぞれこういった区分がありますのでどちらかに限られるということではございません。それぞれ区分がありますので、状況によって医療法上の区分であったり、強化プランで使っている病床機能報告制度での区分はどちらも使うことにはなります。

それから、大和で一般病床がなくなるということではございませんで、機能上の変更がされるということでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうに答弁されたんですが、誰が見ても分かるような記載の仕方じゃなくてはいけないんじゃないですか。こっちで書いたらこっちの、こっちの文章はこっちに書いてあるからこっちで取る、そういうのでは誰が見ても分からないと、それでは都合のいいほうで、書いてあるから今度はこっちを取りましたとなると思うんですよ。

それでは17ページにもあるように、ただし書で一般病床40床についてはとわざわざ一般病床ってここにも書いてあるわけですよ。それでこっちのガイドラインで示したと、病院法はそうなる、医療法は使われないということになるんですかね。今度からの記載では。

○萬治病院局管理部次長

記載につきましては、その記載するものによって、その目的等によって一般病床のほうで書くこともありますし、このプランのように機能に着目した区分で書くこともあると思っております。

以上です。

○大田委員

いや、要するに強化プランでは急性期に40床がある、2025年では回復期に移るようになっているわけですよ。回復期というのは病院法でいえば何になるんですか。そうなる

○萬治病院局管理部次長

これは、もう一般病床、療養病床という区分と、急性期、回復期、慢性期といったような機能で分けたものは違ったルールになりますので、例えば一般病床の中でも急性期の病床と回復期の病床があるということはございます。

一方、療養病床の中にも回復期と慢性期があるというようなこともございますので、分けるルールが違うんで若干分かりにくい部分もあると思いますが、決して急性期から回復期になるからといって一般病床ではなくなるというようなことではございません。

以上です。

○大田委員

今、答弁で分かりにくくなることあるかも分かりませんと言うから、分かりにくくなることあるのが分かっている、そういうふうに分かりにくい書き方をされるんですか。やっぱり分かりやすいような書き方で記載されるのが当たり前ではないかと思うんですが、自分でも分かりにくいというふうに言われていること自体がおかしいのではないですか。

○萬治病院局管理部次長

分かりにくいと言いましたのは、今、委員が言われたような誤解もあるかと思言ったことではございまして、このそれぞれの書き方については、繰り返しになりますけれども、そこで各目的等に沿って一般病床のほうの区分を使うこともありますし機能ごとの病床で書くこともございます。

以上です。

○大田委員

要するに、そこで自分の都合のいいほうの書き方をされるというふうになるわけですね。共通した病院法で今までは書いておられたのに、ここになって初めて国のガイドラインの方向で示すと、それでは高度急性期と急性期が一般病床の部類に入るんかと、いや、そうではないというふうな、急性期の中にもいろいろあるとかというふうな、ちらっと回復期の中にもいろいろあるというふうなことを言われましたが、その区分の仕方というのが全然違って来るわけでしょう。自分の感情によって病院法の取り方とガイドラインの取り方って違って来るわけでしょう。

そうすると、やっぱり分かりやすいような書き方をしてくださいと私はお願いしてい

るんですが、それが全く分からないような書き方で、また取り方によってはこっちを使いましたからと言われたんでは一般の患者さんはたまったもんじゃないと思うんですが、しっかりと分かるように分かりやすいような記載の仕方をしてくださいよ。もう一遍、答弁をお願いします。

○萬治病院局管理部次長

この2つの区分の仕方について、この関わりのあたりを説明したところは確かにございません。プラン等を改定するようなときはあれば、そのときにはその辺の関わりについて説明を加えるなり工夫を考えていきたいと思えます。

以上です。

○大田委員

だから、大体、病院強化プランに沿って今後の病院の経営の仕方をしようとされているんでしょ。違うんですかね。

○萬治病院局管理部次長

そうですね。経営についてはこのプランに沿ってするということになっております。

それで、この区分については一般病床、療養病床とかという医療法上の区分についてはかなり昔からずっとあるもので、医療機能による区分、病床機能報告制度の区分は2014年から、平成26年ぐらいからできた区分になります。今、2つのものがあるということになってはいますが、これは繰り返しのようになりますが、記載するものの目的等によってどちらかの区分を適切に記載するというようになります。

以上です。

○大田委員

先ほどから急性期や回復期なんかに、一般病床の中の回復である、療養病床の中の回復であるような答弁をされましたが、この書き方では全然分からないわけですよ。しっかりと誰が見ても分かるような記載をするのが当たり前ではないかと思うんですけど、これを書き換えたらどうですか。

○萬治病院局管理部次長

この記載自体については誤りがあるとかというわけではございませんので、今の時点で書き換えるということは考えておりませんが、改定等をする機会があれば、そのときには先ほども言いましたようにそのあたりの関わりが分かるような説明を加えるなどの工夫をしたいと考えております。

以上です。

○委員長

大田委員、このあたりでもう主張の部分に入ってもらいたいと、長くなりましたので

お願いします。先ほども言われたでしょう。もうお願いをするって。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

この記載の方法によって今後の病院の在り方というのは全然違ってくるわけですよ。一般病床がなくなるか。一般病床というのは一般の人がかかるわけですよ。急性期もそうだろうと思うんですが、その病床数がなくなると。回復期というのはまた違う、療養病床的な回復期だろうと思うんですが、そここのところもはっきりした答弁がないわけですよ。そここのところをもう一遍、なぜこういうふうにしたかというのを答弁ください。

○川崎病院局管理部長

次長の言ったところと繰り返しになる部分もありますが、まず予算書のほうの病床については、地方公営企業法の中で予算書の様式というのが定められていますので、それによって業務の予定量ということで病床数を記載します。その病床数を記載する上で分かりやすくするために医療法の7条の5つの区分で病床を載せています。

そして、経営強化プランのほうについては、国のほうが示したガイドラインに沿って作成していくものですが、これについては病床機能報告制度というのがあって、その中で示されている4つの入院病床の区分けを使って作成をしていきます。

経営強化プランの中で一般病床40床についてはなくすとは書いておりませんが、一般病床の40床については、急性期を経過した入院患者の割合が多い、今後も傾向が継続すると考えられるため、急性期から回復期へ移行するという表現にさせていただいています。

一般病床40床をゼロにするというような記載にはなっておりませんので、その経営強化プランで示している4つの区分けの中で急性期の40床については、今の運用の傾向からいって回復期の患者さんのほうが多いので回復期のほうへ移行していくということで記載をさせていただいています。

以上です。

○大田委員

病院法でいうと一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床、それが国のガイドラインでどれに当てはまるんですか。急性期と回復期は。

○川崎病院局管理部長

今、言われた関係ですが、病院法といわれましたが、医療法の7条の中にある5つの区分の中に一般病床という表現の区分がありまして、また療養病床というのがあります。

そして、国が示したほうの経営強化プランのほうについては、経営強化プランのほうの作成するルールがありまして、4つの病床機能に分けて報告する形になります。

以上です。

○大田委員

だからお聞きしているでしょう。病院法でいう一般病床と療養病床の区分においてガイドラインでは急性期と回復期はどういうふうな病床になるんかと。教えてください。

○萬治病院局管理部次長

繰り返しになりますが、これは違った区分のルールになりますので、例えば一般病床とは急性期とするとか、回復期とするとかというようなものではありません。もう違ったルールで区分していますので、一般的なことを言いますと、一般病床の中には高度急性期とか急性期とか回復期が機能としては入ってくると思っております。

それから、療養病床のほうには回復期とか慢性期とかというのが入ってくるというふうに思っています。これは明確に一般病床だからこの機能です、療養病床だからこの機能ですというふうに分けられているものではありません。

以上です。

○大田委員

だから教えてくださいと言っているんですよ。病院法での区分とガイドラインの区分のところを教えてくださいと言っているんですよ。

○萬治病院局管理部次長

一般病床のほうには高度急性期、急性期、回復期の機能あたりが入ってくるものと考えておりますし、療養病床のほうには回復期とか慢性期の機能あたりの病床が入ってくるというふうに認識をしております。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほども言ったように、参考資料は病院法で書かれて強化プランはガイドラインで書かれているというので分かりにくいというふうにお聞きしたんですよ。そここのところをもう少し誰が見ても分かるような書き方を今後はしてもらいたいと思うんですよ。

ガイドラインでの書き方をされているんだったら、その下のただし書の一般病床40床については病院法のほうに記されているような書き方をされているので分かりにくいわけですよ。

そここのところをしっかりと踏まえて、今は案ですから、出されるときにはしっかりと誰が見ても分かるような書き方を、大和病院に一般病床も残るよというような書き方をしてもらいたいと思うんです。それは本当によろしくお願ひしたいと思うんですが、どうですかね。

○萬治病院局管理部次長

書き方につきましては、改定等のタイミングがありましたら工夫をしたいと思います。

以上です。

○大田委員

いい。

○森戸委員

詳しい決算については9月、10月に聞くつもりですけれども、病院事業全体で大きな赤字というような状況なんですけど、9億円を超える赤字ということで、今後の病院経営なんですけど、大丈夫なんですかね。その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

今回、赤字予算を計上した理由でございますが、6億7,018万7,000円の赤字予算を計上したわけですが、これは主には旧光総合病院の解体工事に係る費用、約4億9,000万円を特別損失として計上したことによるもので、残りの約1億8,000万円につきましては、令和元年度の病院移転新築に伴い購入した医療機器の減価償却費による影響、主にはこういったものが原因でございますので、これから計上収支のほうをプラスにすることによって本業のほうで黒字が出る体質にもっていきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

そういった状況の中で、まほろばについて少し整理してお尋ねをしたいんですが、まほろばに病院局から派遣をした根拠の条例と条文の部分をもう一度、読んでいただけたらと思います。

○萬治病院局管理部次長

派遣の根拠となりました条例についてですが、公益的法人等への光市職員の派遣等に関する条例という条例でございます。

この中の第2条に職員の派遣という項目があるんですが、その中で、その業務の全部または一部が市の事務または事業と密接な関連を有し、かつ市がその施策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要である団体として規則で定めるものについては派遣をできるということになっております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。今回、派遣したというのは激変緩和というようなことだろうと思いま

す。

その派遣に関わる金額ですよね。1年間派遣をしたと想定して、本来ならその金額はどのぐらいに見積もることができるのでしょうか。

○萬治病院局管理部次長

病院局からの派遣の職員8名でいいますと、約5,100万円程度の見込みです。

○森戸委員

相手先からの一定の負担があると、それはどのぐらいの金額なのかということと、歳入にいつ計上されるのか。もう予算立てはされているのか。その辺のところが分かれば教えてください。

○萬治病院局管理部次長

負担の金額ですが、概算にはなりますが、およそ2,600万円程度ですので、先ほどお答えしたように約5割程度になると見込んでおります。

予算につきましては、現在、歳入のほうは計上しておりません。

以上です。

○森戸委員

なるほど。歳入のほうに計上していないとなると、こういう派遣をしようと思った時点はいつなんですか。予算のときに歳入に計上されていないというぐらいですから、お話しはなかったかに思いますが、その辺のところを教えてください。

○萬治病院局管理部次長

派遣については、先ほど申し上げましたが、譲渡が決定、決定というのは議決した後正式に決まりますが、その後、譲渡に向けての協議をする中で行われたもので、派遣についていろいろ協議をしていったのが令和6年に入ってからだと認識しております。最終的に決定したのは3月ということになります。

以上です。

○森戸委員

3月の予算を説明する時点では決定をしていなかったということですか。

○萬治病院局管理部次長

そうですね。予算を決定する時点では、派遣の話はもちろんずっと協議してございましたが、正式に決定したのは3月の中頃であったと記憶しております。

以上です。

○森戸委員

ですから、この予算審議のときには分からなかったと、報告できなかったということの理解でよろしいですか。

○川崎病院局管理部長

委員さんが言われるように、これは人事異動の絡みもありますので、ぎりぎりまでいろいろな協議をしていく中で調整した結果でございますので、人事異動のぎりぎりの時点で決定をしたという次第でございます。

以上です。

○森戸委員

条例に基づいて原則1年というふうに言われましたが、原則という言葉がついているので1年限りということで間違いありませんか。

○萬治病院局管理部次長

この条例の前段階として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というのがあります。法律の中では、派遣は3年を超えることができないというのがあるが、ただし、引き続き5年を超えない範囲で延長することもできるというのが法律の規定になります。

このたびは原則1年ということではしておりますが、ただ、相手方との取決めの中では3年間を超えない範囲で延長することはできるとはしていますが、基本的には1年で派遣は終わるつもりでおりますし、そういう意向でおります。

○森戸委員

なるほど。では、4月、3月のいつかは分かりませんが、その段階で派遣をしようと決めたときに、3年を超える、範囲内という話合い、契約なり、分かりませんが、その辺がなされたということですね。

○萬治病院局管理部次長

これは3月の終わり頃になりますが、相手方とも取決め書を交わしておりますので、その中で原則1年間、最大で3年を超えない範囲で延長できるということにしておりますが、基本的には1年しかできないということで話をしております。

以上です。

○森戸委員

了解いたしました。

まほろばの運営の状況といいますか、その辺のところは現段階ではどんな感じですか。分かる範囲でいいんですが、うまくスムーズにいつているのか、体制が変わって利用者のほうの感想といいますか、反応といいますか、その辺も含めて分かればお示しただけならと思います。

○萬治病院局管理部次長

経営の財政的な面については我々も承知するところではないので分かりませんが、例えば利用者については、派遣していることもありまして慣れた職員によって介助とかりハビリ等を行ってもらえているので、特に混乱はないように見受けられるというふうに聞いております。

また、派遣した職員も同じ事業、同じ職種でやっておりますので、大きな問題なく業務を行っているというふうに聞いております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。当然、民間に譲渡して利用者のそういう大きな変化があったわけですから、こういう流れになるということは理解できますが、冒頭聞きましたように大きな財政的な赤字も出ておりますので、その辺にも留意をしながら、原則1年というふうに言われましたので、それに基づいて今後のまほろばの運営を見守っていただけたらというふうに思います。

あと、大和病院の関連で看護師寮と医師住宅があったと思うんですが、その点については今どういう状況になっていますかね。

○植本大和総合病院事務部長

今現在、看護師寮、医師の独身アパートについては閉鎖をしている状況で、遊休地という状況で、定期的に不法投棄とかごみの監視とか、不法なごみがないかどうかとか、除草作業、そういったところは定期的にやっている状況です。

以上です。

○森戸委員

看護師寮のところの駐車場か何かだと思うんですけど、自転車がかなり置いてありまして、市内で駐輪場とかでそのままにされたものが恐らく何十台も並んでいる状況なんですけど、それはどこかに貸しているんですか。それでお金を得ているのか。その辺のところは分かれば教えてください。

○植本大和総合病院事務部長

遊休地ということで市のほうから依頼がございまして、もともとあった駐輪場は屋根もついているということで、市のほうが光駅とか島田駅の不法に放置してある自転車のストックヤードとして、利用している状況となっております。

以上です。

○森戸委員

それはお金を頂いているのか、頂いていないのか。その辺のところをお願いします。

○植本大和総合病院事務部長

無償ということで提供しております。

○森戸委員

分かりました。

今後のこの土地建物も含めた一帯なんですけど、どうされるんですか。補助金の適化法はもう関係ないのか。その辺のところも含めて何か活用、経営状況が厳しいということで活用すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

補助金のことについて改めて調べたところ、まだ適化法の関係で返還すべき補助金がまだ800万円程度残っておることがございまして、現状はそのままということなんですけど、約1万m²もございまして土地ですから、不動産会社の鑑定とかということも昨年度に行いまして、そこら辺で売却できるような土地なのかというところで検討はしているところでございます。

以上です。

○森戸委員

ぜひずっと眠っているような状況だと思いますので、現金に変えていただくということが必要かなと思います。

それと維持管理に関してなんですけど、入ってきて中に道が通ってしまっていて非常に不法投棄しやすい場所だと思います。一旦は車止めなんかもされておられる模様なんですけど、地域住民の方からはごみを投げたりとか草が伸びて大変だというような声を聞きますので、その辺のところは適切な維持管理、聞くところによると地元の方がずっと長い間、草も刈っておられたりとかするような状況だと思いますので、きちんと管理をしないと害虫の発生とか、さらなる不法投棄を呼びますので、小まめな草刈り、その辺を地域の方も要望されておりますので、その辺を御検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○植本大和総合病院事務部長

委員さんが言われるとおり地元の方々からも相談がございまして、その都度、地元の方とのお話しを踏まえながら適正な維持管理に努めております。

以上です。

○森戸委員

市に無償で貸し出すぐらいなら、ぜひ管理も含めて代償なり草を刈ってもらってもいいんじゃないかだと思いますので、その辺も含めてお願いできたらというふうに思います。以上で終わります。

○田中委員

すみません。何点かお聞きできたらと思いますが、まほろばの職員出向についてもう少しお聞かせいただけたらと思うんですけど、入所者への配慮のために派遣するんだということでお話しを聞かせていただいて、相手方と市長部局とも協議した上で決めたということだったんですけど、公営企業会計の病院局として5割程度は事業者のほうから頂くということだったんですが、残りの部分について、特に民間に譲渡する部分は市長部局のほうで調整していた部分がございますので、一般会計のほうから繰り入れてもらえないかというような、協議の中でそういう話はされたのか、されなかったのか。考えもお聞かせいただけたらと思います。

○萬治病院局管理部次長

職員の配置につきましては、職員の意向の調査等を反映した形で市長部局または病院局に配置しておりますが、その負担をいただく以外の部分については、一般会計のほうから病院局のほうに負担をしてもらうというような話にはなっておらず、配置したそれぞれの予算の中で支給するというところで話をしております。

以上です。

○田中委員

なっていないということなんですけど、病院局として求めなかったのかというところと、あと人事の関係でぎりぎりまでこれが決まらなかったということだったんですけど、人事が来る予定になっていた部分で、その人材を使って病院局としていろいろ考えていたと思うんですけど、その人材がほかに出たということで病院局のほうでの活用ができなくなったわけなんですけど、その辺の考えをお聞かせいただけたらと思います。

○川崎病院局管理部長

確かに委員さん言われるように人材の関係がありますので、今回、まほろばの民間譲渡の話が出てくる中では病院局管理部としては両病院と協議して、例えばまほろばの職員の異動先として両病院に協力もしてもらおうし、また、まほろばの職員の職種で、例えば両病院で不足している職種があれば採用のほうについては調整をしていただくとか、そのあたりでなるべく職員の活用については努力をしたつもりでございます。

以上です。

○田中委員

市長部局のほうに病院局として求めなかったかという部分はいかがですか。

○川崎病院局管理部長

人件費については、市長部局のほうへ求めてはおりません。

以上です。

○田中委員

それはなぜなんですか。

○川崎病院局管理部長

協議の段階ではそこまでの人件費部分については求めてはおりません。協議の中でそういった話までは発展をいたしませんでしたので、それぞれの職員を配置して、そこで人件費については予算上賄うということで進めてまいりました。

以上です。

○田中委員

今、そういった状況をお聞かせいただいて、例えば市長部局から一般会計で繰り入れてもらえれば、先ほど先行委員が赤字だという部分も言われていましたけど、病院会計としては改善するのではないかというような考え方が公営企業会計としては、当然、生まれると思うんですけど、そういった視点で改めて現状もお聞きしてどう思われるかお聞かせいただけたらと思います。

○川崎病院局管理部長

総務省の定めた繰入れ基準にはないところではございますが、そういったことの検討も必要かなというところで、今、認識をしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。

それで、先ほど原則期間については1年だという部分がございました。今回については3月議会が終わってから報道等で派遣するんだということを知ったわけなんですけど、次年度はないと思うんですけど、1年間という部分でどの段階で議会への報告というか、決定をするのか。2年目以降、するのかもしれないのかという部分は協議がいつ行われて、いつまでに決定するのか。人事に関わるという部分も言われたので、逆に言ったら、こっちに戻ってきたときにどう使うかというのはもちろん前もって考えないといけないことなので、それはいつ頃決定する予定なのかを教えていただけたらと思います。

○萬治病院局管理部次長

具体的な時期については、何月までにとすることは、今、具体的にありませんが、言われるとおりに病院内の人事のこともありますから、早めにはその辺の協議は進めたいと思っております。

以上です。

○田中委員

今、指摘させていただいている、そういうことが起こりますので、あらかじめちゃんと決めて、それまでには決めるということで協議を進めていただけたらと思います。

というのが、先ほど入居者への配慮ということで決めたということなんですけど、では、まほろばの今の民間事業者自体が職員を確保しているのかどうかというところも影響があるのではないのかと私は思っております。

だから人員が適正に確保された上で、今、加配で行っているわけではないと思うんですね。なので、その辺も含めてきちんと整理して進めていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

次の内容に入ります。

今年の途中から初診料が4,000円になったということで、光総合病院は、今、進めておりますけど、4,000円になってからの状況について、まず報告をいただけたらと思います。受診者数等ですね。

○田中光総合病院医事課長

初診時の選定療養費の請求開始後の2月から5月における状況について説明させていただきます。

まず、初診料の対象となった患者さんが996名あり、うち選定療養費の対象となった患者さんは約2割に当たる211名ございました。

以上になります。

○田中委員

それで対象になった方たちの反応というのはいかがですか。分かった上で受診されているのか。その場で聞いて驚いてどうされたのかも含めて教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

この支払いのありました211名については、受診の際に必ず、入院するような重症度が無い場合については選定療養費が必要となりますといったことを御理解いただいた上で受診されるという承諾をされてという流れになっておりますので、承諾されずに帰られた人数はちょっと分からないんですけども、この211名に関しては承諾されて支払いをされております。

○田中委員

結果の部分は分かるんで、その前段のところもお聞きしたかったんですけど、分からないということで分かりました。

それで、どういう状況かということでもう1つお聞きしたいのが、初診料で4,000円払うということで、基本的にはかかりつけ医に行っているんですけど、やっぱり総合病院でちょっと調べてほしいなという思いもあって、4,000円払ってもいいから受診したいんだということで総合病院へ訪れて、受付の段階で受診を断りされたというような話

を聞いているんですが、そういったことはあり得るものかどうか。対応についてお聞かせいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

まず、その前に選定療養費のほうなんですけども、こちらは今4,000円ではなく7,000円で徴収をさせていただいています。

あと、紹介状を持参された患者さんについて、こちらは基本的には診療のお断りはしておりません。ただし、当院では4月以降、診療の受付を行っていない呼吸器科への紹介や、かかりつけ医が複数あって持参された紹介状とは別の医療機関からの紹介状もないと診療に問題があると、そういったような状況では患者さんの個別の事情によりお断りすることもあります。

そういった場合には、看護師長により患者さんにその状況について詳細に説明をした上でお断りをしておるといったところになります。

○田中委員

ちょっとまとめられなかったんですが、いわゆる紹介状がない状態で7,000円払ってもいいから検査も含めて先生に診てほしいんだといったときに、先生の診察の前の段階、受付の段階で断られるということがあるものなんですか。

○田中光総合病院医事課長

今、御質問がありましたのは、初診時の選定療養費の7,000円を払っても断られたケースがあるかといった御質問でよろしいですか。

○田中委員

7,000円払うのは了承していて、7,000円払うのも含めて総合的に診てほしいということで先生を頼って来たときに、先生の診断がある前の受付の段階で断られるということがあるものかどうか。

○田中光総合病院医事課長

7,000円のお支払いをいただくということを同意された場合につきましても、個々の患者さんの状況により、今まで通院されていた病院さんの紹介状がないと診療に差し支えがあると、そういった場合には、その事情を患者さんに説明をさせていただいた上でお断りするというケースはございます。

○田中委員

つまり受付の段階でそれがあり得るということでよろしいですか。

○田中光総合病院医事課長

受付担当がお断りするというわけではなく、そういった内容を医師に確認をした上で、

その医師の考えを患者さんに説明した上でお断りすることはあると、そういったことです。

○田中委員

つまり医師の確認を行った上でお断りをしているという理解をさせていただきます。分かりました。

それでは次の項になります。

旧光総合病院跡地についてお尋ねしたいんですが、今、解体工事が進んでおりますが、解体工事の状況と跡地売却に向けた取組状況ということで、病院局としては速やかに売りたいということだったんですが、企画のほうの視点も協議しながらということだったので、状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

最初に解体の状況について御報告します。

まず、解体の進捗につきましては、6月末現在で全体の48%の進捗率になる予定です。昨年11月6日から着工を開始し、11月、12月は解体の法的な手続や近隣の家屋調査、仮設工事などを行い、今年1月から本格的に解体に取り組み始めました。

現在は、病院の北に位置する2つの棟、透析棟と管理棟とも言われていますけど、その内部と外部の解体を進めており、7月以降は南側に位置する入院病棟のアスベストの除去などに取り組んでいく予定でございます。

次に、市との協議について御報告いたします。

跡地の売却については、都市政策課と話し合い、協議をいたしました。この跡地は、都市計画法に基づく第一種住居地域でございますことから、第一種住居地域の建築条件を再度確認するとともに、市が、今現在、進めております立地適正化計画の概要の説明を受けて、趣旨に沿った売却を進めていくような要望を受けておりますので、それに向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員

今、解体のほうは48%進んでいるということで、目に見ても解体が進んでいるなのというのが分かる状況なんですけど、これは計画どおり進んでいるのかどうかを教えてくださいましたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

17か月の工期で、7月中旬ぐらいで例えば半分の工期が終わるんですけど、そのことを考えれば48%というのは計画どおり進んでいると考えております。

ただし、解体工事に付き物なんですけど、アスベストの除去とかPCBの検査とか、こういったものについては、その都度、検査をして適切に処理していかないといけませんので、今後も丁寧な工事を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員

それも踏まえて工期どおりに見通しが立っているのかどうかという部分と、今から夏になって海水浴のお客さんとか、あの周辺に人が増える状況になるんですけど、それについての対応を何か考えていらっしゃったら教えていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

工期については、先ほど申しましたとおり今現在は48%ですので、ほぼ予定どおり進んでいると考えております。

夏の海水浴に向けての工事の対応なんですけど、主に解体物の搬送路等の話になるかと思うんですけど、今現在は、一度、解体物を海のほうに持って行って、そこから西側に進んで光駅の前の道路から国道に出ているわけですが、これを海水浴、海開きの頃からは、一度、海のほうに出て東のほうに進んで大型スーパーから出ていくような協議をしております。

以上です。

○田中委員

分かりました。対応されるということでよろしくお願ひいたします。

あと、跡地売却に向けた取組については、病院局としては速やかに売りたい中で協議で方向性が必要ということもあると思いますので、今、都市政策課のほうとも協議をしているということなので、病院局として速やかに売却できるように協議をしっかりと進めていただいて、早く方針を示していただけたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○河村委員

まほろばのところで石城苑の話が出てきましたが、石城苑を売却するときに、当時、人件費といいますか、人の分も一緒にセットで売却を議論したような記憶があるんですけど、いかがだったですかね。

○萬治病院局管理部次長

石城苑の売却の経緯については、詳しく承知しておりません。

○吉本副市長

今、手元には資料がありませんけれども、もともと石城苑にいた職員は、市の職員として異動ということで市長部局のほうに配属されているというふうに記憶をしております。

以上です。

○河村委員

そういう意味ではなくて、その人件費の部分が売却の条件であったと、今回の状況を見ると、売却のときの条件というなら理解ができるんですが、売却が済んだ後にこういった人件費のやり取りをしようということになったんですが、では人件費は幾らが適当なのか。今、2,600万円もらうという話がありましたけど、この根拠は何なんですかね。

まほろばの人件費比率というのが収入の確か86%とか88%とかというんだったと思うんです。そこから計算してももっと高くてもいいんじゃないかなと、この全体で言ったら、今、5,100万円のほぼ半分近い金額になっておるんですが、もう少し高くてもよかったのではないかと思うんですが、その根拠についてお示してください。

○萬治病院局管理部次長

派遣先からの負担の考え方ですが、派遣先の法人がその派遣した職員の職種の職員を雇用した場合に幾ら必要になるかという額を試算しまして、その部分を負担していただくことになっております。

○河村委員

働く条件というのは地域差というものもあったりするんでそれぞれですが、ただ、老健の場合には一定の収入なんで、そこからある程度、人件費というのははじけたんではなかろうかと思うんです。そういったことは後々のことにもつながるんで、しっかり整理をしておいていただいでやっていただいたらと思います。

それから、お辞めになった方が8人のうち、当初は7人が新しい施設、売却された施設に行くんだという説明だったと思うんですが、4人になった。なぜかというのがまず1点ですね。

それから、辞められた方が要はここでいうところの人件費が2,600万円に相当する人件費になるわけですよ。恐らく新規採用されたほうはね。そのあたりのこちらから出向していった人との勤務状態というのが非常に気になるんです。

条件で契約をしていけば、最初から移籍をした人もそのことを理解して移籍をしたということになるわけですが、そうじゃない。辞めることが決まった後で残った人が出向してくるということになったわけですよ。そのあたりの勤務する上での精神的なものが残ったんじゃないかなというふうにすごく心配するんですけどね。そのあたりについてはいかがですか。

○萬治病院局管理部次長

まず、なぜ4人になったかということですが、個々の事情まで把握しておりませんので、結果4人であったということ承知しているのみです。

それから、旧まほろばを退職して今の新まほろばに入った職員と、その後、派遣した職員が混在しているということでどうかという点でございますが、もともとと同じ職場で過ごしてきた職員同士なんで業務の面では意思の疎通も取りやすく、特に混乱もなく

協力しながら業務に携わっているというふうには聞いております。直接、何か我々のほうに苦情とか相談を受けているというようなことにはなっておりません。

以上です。

○河村委員

例えば自分がその立場になったとしたら、給料半分になってそこで勤めないといけなわけですが、元の職場でいったら自分の部下だったかもしれない人が今までどおりの給料ということは、自分の倍の給料で勤めるということになるわけですよ。そのあたりの、結構、心のケアが要るんじゃないかなと。

特に売却を決めてからの期間がすごく短かった。そのあたりの要は辞められた方に対しての話合いも十分ではなかったんじゃないかというふうにとれるところがあるんですよ。そのあたりのところは後からでもいいからちゃんと聞き取りをしていただくとか、心のケアをしっかりとやっていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1点目としましては、光総合病院に通院する市民の方から、診療の予約をしているにもかかわらず多くの待ち時間が発生しているというコメントをいただきました。

この背景には、やはり患者一人一人に対する診療時間が読みづらいという部分や、あるいは急な手術等で待ち時間が発生するということは私も理解しておりますが、待ち時間が発生することによるデメリットとしまして、再来院の可能性が減るとか、診療時間が大幅に増えることによる経費の増加、こういうものも推察されますが、こういう状況を踏まえて各診療科別の待ち時間並びに現状の待ち時間を減少させるための取組、この部分についてお示しをください。

○田中光総合病院医事課長

まず、各診療科の平均待ち時間として、患者さんが受付を行った後、診察が開始するまでの時間をお示しいたします。

まず、平均待ち時間、循環器内科で1時間23分、内分泌内科で1時間30分、消化器内科で1時間26分、外科で1時間17分、整形外科で1時間16分、泌尿器科で49分、眼科で1時間5分、主なところでこういった状況になっております。

予約時間よりも何時間も早く受付を済ませる方も多く、実際よりもこちらの数字のほうがやや長い値になっていると思われまます。

また、検査や画像撮影を行って結果が出た後に診察を行われる患者さんもおられますので、そういった患者さんに関しては、単純に診察を待っている時間ではなく検査時間や検査結果が出る時間まで含めてこのぐらいの時間になるかなと、そういったところがございます。

続いて、当院でこういった対策を取っておるかというところですけども、当院にお

いて主に待ち時間が問題となっております診療科につきましては、当院の医師数で確保できる外来の診察時間で診察可能な患者に対して、診察希望される患者さんの数が大きく超過しているという状況が根底にあります。

ですので、市内の医療機関への逆紹介による患者数の減少がないと待ち時間の根本的な解決は難しい状況でございますが、外来の患者さんに多い、当院の複数診療科に受診されている患者さんなどでは、1つの病院で一度で済ませたい等のそういった理由から当院での継続の受診を希望される方も多く、こちらに関しては、今一步、進んでいないといった状況でございます。

こうした状況もありまして、少しでも患者様が待ち時間を短く感じられるような取組をしております。具体的などころでは、各ブロック受付の待合、エントランスでのフリーWi-Fiの提供でありましたり、エントランスホールにてゆったりお待ちいただけるように、エントランスホールに各診療科の診察の進行状況が分かる表示板の配置、ソファ、テレビの設置等を行っております。

以上になります。

○小林委員

各診療科の待ち時間という部分で説明も受けましたし、具体的な取組という部分でいきますとWi-Fiを整えたりとか、各診療の時間の進行状況が分かる、こういうふうな取組という部分で対応されているということは理解できました。

ただ、一般的に患者さんというものは、あと何分待たされるか分からないということにすごく強いストレスを感じているという傾向がありますので、患者さんが待ち時間を細かく把握することができるようなシステムを導入することで、いわゆる患者さんの不安とか不満の軽減にもつながるかなというふうに思っております。

こうした状況を踏まえて、待ち時間を把握できるようなシステムの導入についてもぜひ御検討をお願いしたいと思っておりますが、見解のほうをお願いいたします。

○田中光総合病院医事課長

病院としましても、委員さんおっしゃられるように、患者さんに時間を有効に使っていただくために待ち時間がどの程度かを提供できるシステムは必要だというふうに考えております。

現在、提供できている範囲では、機械的なシステム上の対策としましては診察番号の電子表示板上に、今、何分遅れですといった表示を行っているといったところと、人的な体制としましては待ち時間が長時間にわたると思われる患者さんに対しては、何時ぐらいまでに戻ってきていただいたらいいですよと、そういったお声がけをすとか、急患が入って中断になった際には患者さん一人一人に、今、中断になりましたといったことを説明すると、そういったところを取り組んでいる状況でございます。

さらにシステムの導入につきましては、電子カルテの更新等のタイミングで検討をしていきたいと考えております。

○小林委員

現状の取組というところと考え方が理解できました。

では、次の質問に入らせていただきますが、令和6年の5月14日に看護の魅力を広く市民にお伝えすることを目的としまして、光市立の総合病院において看護の日が開催されました。このイベントの概要という部分と来訪の人数の部分についてお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、イベントの内容ですが、今年は「いのちをまもろう」をテーマに、骨密度測定や血管年齢など健康に関する各種の測定や手洗いの体験、緊急救命措置体験などの体験コーナー、あと職員有志による演奏会なども行いました。

来訪人数ですが、各コーナーでの参加人数で把握を行ったため、延べ人数になりますが267人の参加がございました。

以上です。

○小林委員

イベントの概要としまして、体験を今回はメインにされているという部分と職員有志による演奏会、そして患者数の部分についても理解ができました。

実際に参加された市民の方の声というものは把握をされていますでしょうか。お願いいたします。

○大濱光総合病院経理担当課長

アンケートによりますと、例えば健康に関する相談を実際に看護師とすることができて有意義だったと、そういったものや演奏会は単純に楽しかったと、そういう意見が多かったように思います。

以上です。

○小林委員

基本的にはポジティブな意見が多かったというふうなところで受けました。

ですので、今回、看護の日という部分でいくと、さっき「いのちをまもる」というサブキャッチがあったというふうにも聞きましたが、職員が企画立案には多く参画をされたというふうに思いますが、このイベントに対する職員の思いの部分というか、この部分がもし分かればお示しをください。

○大濱光総合病院経理担当課長

企画立案については、看護の日なので主に看護師が中心になって行いましたが、新病院になってからこれまでなんですけど、コロナ禍により看護の日についてはポスター掲示のみの開催が続いておりました。市民の方と触れ合うことができず、職員一同、残念に思っていたところなんです。

このたび5年ぶりに市民の皆さんと触れ合うことができ大変うれしかったということで、当院では良質で安全で心温まる医療を提供し、地域の皆様に信頼される病院づくり、これを理念に日々活動しておりますが、このイベントに参加していただく市民が光総合病院を身近に感じて、来てよかったと感じていただけるよう、職員一同、取り組んだというふうに話しております。

以上です。

○小林委員

実際にこのイベントに参加された方の御意見も聞きまして、まさしくそのとおりで非常に皆さん好印象に捉えていました。今までというのはポスター掲示がメインだったけど今回は体験ができて、看護師さんとのコミュニケーションがすごく取れたというところは非常に評価が高いというふうに思っております。

もう1点質問があるんですが、光総合病院と大和総合病院におけるここ数年の職員の時間外労働時間の推移の部分についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の時間外ですが、年度ごとにお伝えします。総時間としましては1万5,350時間、1人当たりの年平均ですが70時間、1人当たりの月平均が5.8時間です。令和4年度です。総時間が1万9,211時間、1人当たりの年平均が85時間、1人当たりの月平均が7.1時間です。令和5年度が、総時間1万6,287時間、1人当たりの年平均が69時間、1人当たりの月平均が5.7時間です。

以上です。

○中本大和総合病院業務課長

大和総合病院のここ数年間の時間外労働時間の推移でございますが、直近の3年間で申し上げますと、令和3年度の全職員の時間外労働時間の合計は5,115時間で、職員1人当たりに換算しますと、年間約33時間、一月当たりでは約2.8時間でございます。令和4年度の合計は5,039時間で、職員1人当たり年間約33時間、月では約2.7時間、令和5年度の合計では6,303時間で、職員1人当たり年間約41時間、月では約3.4時間でございます。

以上です。

○小林委員

今の答弁において、光総合病院、そして大和総合病院における時間外労働時間というのがよく理解ができました。

傾向としてなかなか見いだすというのは難しいんですけど、大和総合病院におきましては、令和3年、令和4年、令和5年という部分でいうと、ほとんどが30時間から40時間というところで、光でいくと70時間から大体85時間という、その幅の中で変動しているというふうに理解をいたしました。

やはり時間外労働時間というものは削減していくというのがすごく大事なことだと思っているんですが、これをやるためには、今もう既に取り組みられている部分もありますが、職員の資質向上という部分と業務の効率化、こういうところも必要だと考えています。

時間外労働を削減することによるメリットとしては、職員のワーク・ライフ・バランスとか、ひいては病院の安定経営にもつながるといふふうにも考えております。

こうした状況を踏まえて、デジタルを活用した業務の効率化、こういうものを図っていく必要があると考えますが、現状の取組の部分をお示してください。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院では、デジタル化という点で言いますと、令和5年度に勤怠システムを導入し、勤怠に関する業務の効率化を図ったところでございます。

診療に関するものにつきましては、現在、新たな取組というものは行っておりませんが、数年のうちに電子カルテの更新が必要とされております。その際には、デジタルを活用した業務の効率化を図ることができるものがありましたら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本大和総合病院業務課長

大和総合病院では、光総合病院と同様に電子カルテシステムを導入しておりまして、デジタル化による業務効率化の中心的システムとなっております。

これまでのことではございますけれども、紙媒体からの切替えによりキーボード入力による記入の簡素化、各診療科や病棟へのカルテの運搬に要する時間の削減、診療情報のデータ化による統計分析作業に要する時間の短縮をしております。

また、電子カルテシステムと連携し、放射線情報システムや検査システムを運用しており、運用前と比べ検査時間やデータ参照時間の短縮、レントゲン画像のフィルムレス化に伴うフィルムの運搬、管理業務の簡略化を達成しています。

令和6年度は電子カルテシステムの更新を予定していますが、現行のシステムではマイナンバーカードから読み取り可能な情報は氏名と保険証情報に限られていますが、新システムではこれらに加えまして他院での薬剤情報や健康診断の結果等も読み取ることができるようになります。この新たな機能追加により、病院職員が患者さんに対して行う情報確認作業の一部が省略されるため、さらなる業務の効率化が見込まれているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

両病院のデジタルを活用した業務の効率化のところは具体的によく分かりました。やはり勤怠のところにも導入をしたことによって、これからもっと効果が出てくると思いますが、ここに対する効果も期待できますし、両病院に共通することとしましては電子

カルテの更新の部分、この部分をより有効に活用することでさらなる業務の効率化、効果が最大限に発揮できるというふうに思いました。引き続き取組のほうをお願いしておきます。

私からは以上です。

○河村委員

ちょっと今の残業管理のところでお尋ねしたいんですが、以前、ギャップがあるといえますか、実際の残業時間とのギャップの話が出て新聞沙汰になって困ったことがあったと思うんですが、その際、新しい病院に行ったから出退勤が記録されるんで、もう今後は大丈夫という話があったんですが、実際の残業報告と、そういった出退するときのカードのギャップですよね、そういったものは全くないですか。あったときはどういうふうにしているか。

○佐古光総合病院総務課長

勤怠システムで導入前までは、入退室の際のカードキーになるんですが、そちらの出勤した時刻、退勤した時刻と勤務時間との差を確認して、30分以上乖離がある場合は、紙ベースなんですけど、理由を記載して所属長経由で総務課のほうに出していただいております。

勤怠システム導入後は、出退勤でなく業務を開始する前に、今、入退室の鍵として利用していますICカードも出退勤のシステムに利用しておりますので、ICカードを利用して出勤、退勤の管理をしております。

場所としては、実際に職員本人が業務を始めるタイミングで打刻をしていただくようにしておりますので、以前に比べれば乖離というものはなくなっておりますが、それでも乖離というのは現在もあります。

乖離があった場合は、今は紙ベースではなくてシステムのほうに乖離したときにアスタリスクでチェックが入る、マークがあって職員本人が分かるんですが、そのチェックが付いているもの、赤いアスタリスクを黒いアスタリスクに変えるために理由を入力していただくようにしております。それで今現在は乖離があった場合の把握というものをさせていただいております。

ですので、勤怠管理のシステムが入って勤務時間の把握というのは以前に比べてもっと正確に管理できているのではないかと考えております。

以上です。

○河村委員

分かりました。よく意思の疎通を図っていただくようお願いをしておきます。

それと最後にちょっともう1点ほど、最近、下松や徳山から救急車が入ってくるのを何回か見かけるんですが、市外から救急車が入ってくるようなケースというのはどの程度あるんですか。

○佐古光総合病院総務課長

令和5年の数字にはなるんですが、光総合病院としまして全体で救急車の受入れが1,346件となっております。

光地区消防組合からの救急車が、令和5年ですが1,217件となっておりますので、約200件程度が市外というか光地区消防組合以外の救急車となっております。

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第49号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第50号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：温品子ども政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

用語が分からないから教えてほしいのですが、この電磁的記録媒体というのは、例えばどのようなものに。

○温品こども政策課長

先ほど少し説明いたしましたけれども、CDやフロッピー、それからもしくはハードディスクドライブとかUSBとか、こういったものがそういったものになります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第46号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

9ページの1項の憩いの家管理運営事業で、大和憩いの家の3施設の解体で、972万

1,000円をつけておられるのですが、解体された後の運営方法は何か決めておられるのですか。

○藤岡高齢者支援課長

解体後の土地の活用というところでございますが、まずは市の各他部局のほうで活用ができるもの、あるいは福祉保健部内も含めてですが、活用できるかできないかの検討をいたしまして、その先には、やはり1つは売却できるものは売却をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

三輪の第二老人憩いの家は小さい敷地で、そのほかには横に昔の水道施設の跡地があるのですが、その前にして草がボウボウなんですよ。今後もそういうような感じになるんじゃないかと思うのですが、そこのところはどういうふうに管理されようとされているのですか。

○藤岡高齢者支援課長

草刈り、結局、更地になりまして、活用が決まらない、そういった中で、今、具体的なお話がありましたけれども、例えば草が伸びた分、そういったものに関しましては、所管のほうで草刈り等を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

所管というのは福祉保健部のほうが所管になるわけですか。

○藤岡高齢者支援課長

高齢者支援課の、具体的に言いますと高齢福祉係が所管になります。冒頭申し上げました、所管替え等があればもちろん別にはなりますが、そういった先が決まらないということであれば、現時点では基本的に今、元々の所管であります高齢福祉係のほうで実施をしようというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

高齢福祉のほうで維持管理をするとおっしゃいました。してくださいよ、頼みますよ。それと、10ページに児童保育費、国・県支出が2,822万1,000円もらうようになっているんですが、いいですかね。10ページ。児童保育費の国・県支出金が2,822万1,000円。国・県の支出が多分これだろうと思うんですが、7ページの2,622万8,000円となっていると思うんですが、少しお金の金額のあれが分からないんですが、そこのところを教えてくださいほしいんですが。もう一遍言いましょうかね。いいですかね。

もう一遍言いましょうか。支出のほうで、県の支出金、6ページで第2項、第2款っていうんか、民生費補助金において、7ページにおいて、児童福祉補助金2,622万8,000円ありますよね。分かりますね、それは。多分、10ページの支出のほうにおいて、第2項か、児童保育費で国・県支出金2,822万1,000円と書いてあるんです。分かりますよね。そののちちょっと御説明願いたいと思うんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○温品こども政策課長

まず、10ページのほうの特定財源、国・県支出金2,822万1,000円。それと6ページの、7ページで言われましたか、入りの児童福祉費補助金2,622万8,000円の違いでございますけど、この差額については、出のほうについては、国の、具体的に言いますと、7ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらのほうに歳出から財源充当されていますので、その差額が出ているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

総務の補助金が児童福祉費のほうに振り込まれて、2,822万1,000円になっていると、そういう解釈で。

○温品こども政策課長

具体的に申し上げますと、11ページに、副食費物価高騰対策支援事業費補助金、これが先ほど総務費の補助金の中に、財源が充当されているということでございます。

以上でございます。

○大田委員

了解。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第48号 令和6年度光市介護保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：藤岡高齢者支援課長 ～別紙

○河村委員

令和6年度に、また新たに民間委託をしようと、こういう話なんですか。

○小熊地域包括支援担当課長

委員の言われたように、令和7年度から新たに東部、西部を合わせまして、委託をするものでございます。

以上です。

○河村委員

西部の委託が途中で駄目になったんですよね。この包括支援センターというのは、介護保険に関わるいろんな情報が全て入っているんだと思うんですが、その辺りの取扱いというんですか、最初、受けたときにケアマネジャーとか、そういった人には何か制約があるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○小熊地域包括支援担当課長

先ほどお聞きになりました個人情報の保護につきましては、契約におきまして、きちんと個人情報を保護するという決まりを設けまして委託契約を結んでおりますのと、専門職におきましては、個人情報を保護するということもきちんとありますので、それはたとえ契約が終わった後も、そちらのほうは解約された後においても、同様の取扱いをするというふうに決まっておりますので、そのように取扱いをしていただくこととなっております。

以上です。

○河村委員

不確かな話なんでね、ここで話すことが適当かどうかはよく分かりませんが、さっきまほろばの話がいろいろあった際に、老健は中間施設ですから、通常、短期入所といいますかね、リハビリをして家庭に帰っていただくというのが当たり前なんですけど、そうは言いながら、2000年に介護保険が始まってからずっと入所されているようなケースも中にはあるんですよね。そういったところで、包括になられたところがそういった、当然、情報をみんな入手しますから、そういったところで長いんじゃないかとか、そんなことの調整というか、そういうことができるんですか。

○小熊地域包括支援担当課長

今、委員のほうがお聞きになられたのは、そういった老人保健施設のほうに入所されている方の、長い方の調整ができるかという御質問でよろしいでしょうか。そちらにつきましては、包括のほうでその方が何年施設に入っていらっしゃるかという情報につきましては把握することはできませんので、こちらが調整することはできません。

ただ、御家族の方から、例えば入所をしたいんだがどうしたらいいだろうかというような、御相談等がありましたら、それについて御相談に応じるということは可能ではございます。

以上です。

○河村委員

前回、途中でやめられた、契約解除されたわけですが、原因とかそういったものについての分析は済んでいるのでしょうか。

○小熊地域包括支援担当課長

前回の契約の解除につきましては、状況の変化により、契約金額内での事業実施が困難になったためということで、お伺いをしておるところでございます。

以上です。

○河村委員

安かったとこういう話を今されたんですが、それに対する対策みたいなものは、今回のことは考えておられるんですか。

○小熊地域包括支援担当課長

このたびのプロポーザルに挙げております上限額につきましては、増額をしておるところでございます。

以上です。

○河村委員

できれば途中で投げるようなことがあってはならないと思うんです。特に守秘義務がついてまわるような職種ですので、そういったことから個人情報が入り込んでいくようなことにもなりかねませんから、その辺りについてのしっかりとした契約を結んでいただくようお願いをしておきます。

以上です。

○大田委員

これは債務負担行為で令和11年度と、今、5年契約と言われたんですが、令和6年度からとこういう期限があるんですが、そこのところをもう一遍、御説明をお願いしたいと思うんですが。

○小熊地域包括支援担当課長

債務負担行為のところによりましては、6年度から11年度ということで挙げさせていただいておりまして、先ほど御説明させていただきましたが、令和6年度につきましては準備期間、令和7年度から11年度までが開設運営期間というふうに設定をさせていただいております。

以上です。

○大田委員

令和6年度の準備期間の金額もこれに入っているという思いですか、それとも令和6年度の準備期間の予算は別にあるということですか。

○小熊地域包括支援担当課長

令和6年度の準備期間につきましては、準備期間に発生した費用は、受託者において負担するということにして、プロポーザルのほうをしておるところでございます。

以上です。

○大田委員

受託者において費用を負担する。今、私、受託者において費用を負担と、令和6年度においてはそういうふうにお聞きしたんですが、受託者が費用を負担するという解釈を私はしたんですが、令和7年度からはこれだけのお金を払うが、令和6年度はあなたの業者のところで見いよという感じを受けたんですが、その解釈でよろしいですかね。

○小熊地域包括支援担当課長

委員のおっしゃるとおり、6年度につきましては準備期間となりますので、もし6年度に発生した費用がありましたら、受託者のほうで負担していただくようにプロポーザルのほうはしております。

以上です。

○松村福祉保健部長

少し具体的に御説明させていただきますと、実際の業務の委託期間は令和7年度からになります。ただ、業務を行っていただくためには、人を雇っていただく必要がありますけれども、御承知のとおり福祉の中では人材不足というのが顕著に出ておりますので、事業所側からすると、何の担保もなしに職員を雇用するというのはリスクがあるということで、職員を募集するためには一定程度の確約が欲しいというようなことがありますので、その間については6年度中に契約を結ぶことによって、6年度から11年度までの契約を担保しておきながら、事業所のほうでは6年度中に職員さんを探していただくというようなことを想定して、6年度から契約を締結して、6年度、職員募集に係るようなものについては、事業所のほうで御負担をいただくということで、こういった契約を進めようとしているところでございます。

○大田委員

それのときの収入はどのようになるんですか。地域包括センターを運営するにおいて収入があると思うんですが、収入なしということはないでしょう。

○松村福祉保健部長

収入というのは委託料という御理解になりますけれども、事業所のほうの収入という

ことになれば委託料ということになりますけれども、6年度はなしということになります。

以上です。

○大田委員

要するに、これは多分、4人から5人の人を入れにゃいけないと思うんですよ。それが6年度の、6年度のいつか知りませんが、7年の3月31日まで、その人間が4人から5人の人を雇うと。だから、どうかなとお聞きしているんです。

○松村福祉保健部長

あくまでも雇用を開始するのは、7年の4月1日からを想定しております。6年度中には7年の4月からの勤務を見越して、募集をしていただくというふうな考えでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、6年度は3億3,160万円の金額は100%出ませんよと。令和7年4月1日からの金額が出ますよと。その6年度においてはその準備期間として、あなたと私の契約をする準備期間として置いておきますよと。それに対する人員も確保するために雇ってくださいよというのは、受益者のほうにお願いをするという解釈でよろしいんですかね。

○松村福祉保健部長

あくまでも業務を行っていただくのは、令和7年4月1日以降、そのための準備をしていただくということで、委託料についても7年度以降の支払いということになります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

報告：①令和5年度光市介護老人保健施設事業決算見込みについて

説 明：中本介護老人保健施設清算室長 ～別紙

質 疑

○大田委員

一般質問に出ておりましたが、このたび4月に国の定義による3人の待機児童が発生したという事案が出ておりました。国の定義による待機児童というのは、一体どういう

定義なのか、お教え願いたいのですが。

○温品こども政策課長

令和6年4月入所の申込みに当たって、本市の場合、希望する園を最大3園記載することができるということになっておりましたが、この待機児童につきましては、本会議でもお答えいたしましたとおり、国の定義による待機児童とは、記載欄に全て空きのある園を記入したにもかかわらず、利用調整の結果、落選した児童というのと、市内の保育所への入所希望があるにもかかわらず全ての園に空きがなく、入園可能な保育園等を案内することができない児童といったものが該当いたします。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、自分の子どもを入れようと思っても、空きがなく案内がなかった場合は、待機児童の関係になるという解釈になるんですが、それでよろしいですか。

○温品こども政策課長

再度の説明になりますけれども、空きがある保育園を全て選んだ上で入れなかった児童が、待機児童ということになります。

以上でございます。

○大田委員

それは分かったんです。それじゃが、入りたいと。保育園に入りたいと。それじゃが、空きがないと。もうその入園募集をしていないと。今、そのところの空きがないから、募集していないから入れないと。それも待機児童の1つという答弁じゃったと思うんですが、それで間違いないですか。

○温品こども政策課長

空きがない園への入所を希望する。そののみを希望する場合は、待機児童の考えではありません。

以上でございます。

○大田委員

先ほどの説明は空きがあって、そこを入園希望したんだけど、そこで選に漏れて入れなかったのが待機児童の1つと。もう1つは、入園したくても、したくてもたまらないんじゃが、どこも、どの園も空きがないから入れなかったのも、待機児童の1つだという答弁じゃったと思うんですよ。それで間違いないんですかとお聞きしているんです。

○温品こども政策課長

今の委員の仰せのとおりでございます。

○大田委員

そうすると、3人ほど4月の時点において入園できなかったという、入園できなくて、待機児童となったという発表がありました。その理由を教えてください。

○温品こども政策課長

3人のうち2名は1歳児クラスでございまして、その当時、空きのあった全ての園を希望したものの、利用調整の結果、入れなかった児童が2名でございまして。それから残りの1名は2歳児クラスで、その方は保育園の入所の意向があつたにもかかわらず、2次募集では市内全園で空きがございませんでしたので、入れなかった方が1名いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

2歳が1人と1歳が2人のそういうような理由で、国の基準に沿った待機児童となったという答弁だったと思いますが、入園を希望したにもかかわらず、4月に入園できなかったという園児もおると思うんですよ。それは自分が希望した園でなくても、ほかのところは空いとるのに希望しなかったから、それは国の定義による待機児童でなかったから、園に入れなかったという児童もおると思うんですが、それが何人ぐらいおるのか。また、入園できなかった理由はどういう理由だったのか、教えてほしいんですが。

○温品こども政策課長

本会議でも少し御説明させていただきましたけれども、特定の保育園のみを希望して入れなかった児童などを含めまして、19人おりました。

以上でございます。

○大田委員

入園できなかった理由というのを教えてほしいんですが。

○温品こども政策課長

入園できなかった理由は、特定の保育園のみを希望して、その結果入れなかった児童というのが、国の言う待機児童とは別の意味で入れなかった方ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

待機児童が出て、4月には入れなかったと。1歳児や2歳児やらというのは、次にまた入りたいと思うんですが、二次募集とかがあつたと思うんですが、公立園の募集はあつたのか、なかったのか。

○温品こども政策課長

最終的な入園の選定となります二次募集は、11月下旬から2月上旬ぐらいまでにかけて募集しておりましたけれども、待機児童が発生した1歳児クラスにつきましては、浅江東と南は募集なし、大和保育園は3人受け入れ可能としておりました。もう1つの2歳児クラスにつきましては、3園とも募集なしという状況でございました。

以上でございます。

○大田委員

そういうのはあったと。結果としては3人ということになったんですが、待機児童の発生というのは、いつ頃確定するんですか。

○温品こども政策課長

ただいま申し上げましたように、二次募集の募集が2月上旬まででございましたので、それを締め切りまして、その後、利用調整、いわゆる点数づけを行いまして、その後、入園内定の方が、園と保護者、児童との三者面談の実施や、あと保育園での判断で何らかの支援の必要性がないかという保育園の調整が行われた結果、2月末に最終的に決定したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

それと一般質問でも答弁されていたんですが、5月から待機児童がいなくなったというふうな表現があったと思うんですが、なぜ1か月で対処できたのかが、ちょっと私には不思議なんです。公立の場合は人事配置がもっと遅いから、その理由もあるかも分かりませんが、そこところが、待機児童の発生を確定してからの公立保育園とかいうのは、対応はどういうふうにされていたのか、教えてほしいんですがね。

○山野井こども政策課保育指導担当課長

公立園においては、4月入園の二次募集の段階では、待機児童が発生した2歳児において全く空きがございませんでした。この空き状況については、令和5年度の職員配置状況に基づいて示したものでございます。それと同時に、みらい保育園の閉園に伴う職員配置の集約や4月の人事異動を考慮し、あらゆるパターンで受け入れ可能児童数も検討しておりました。

こうした中、3月下旬に、市の人事異動の内示が発出され、検討していたパターンの中から、直ちに5月の入園空き状況を整理し、同時期に公表いたしました。その結果、5月入所の段階では、0歳から5歳までの全てのクラスでいずれかの園を希望することができるようになり、待機児童となった3人も含めて、それらの全ての園を希望したにもかかわらず、利用調整により入園できなかった児童はありませんでした。そのため、現在は、国の定義する待機児童の発生に該当する状況ではございません。

以上でございます。

○大田委員

3月下旬の人事異動で、今までの国の言う待機児童3人は無事入れたと。残った19人の人はどないになったんですか。

○温品こども政策課長

特定の園のみを希望して入所できていない児童というものですが、令和6年の5月の時点で7名いらっしゃいます。令和6年6月の入所希望の段階で、特定園のみを希望して入れなかった方も7名いらっしゃいます。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁では、19人のうち7人が入れなかった、特定園の何とかかんとか言うのはちよっともう一遍。

○温品こども政策課長

先ほど5月で待機児童が解消されたというのは、冒頭から申し上げているように、空きのある全ての園を募集したにもかかわらず、入れなかった方という状況が解消された。今現在ないというところでありまして、一方で特定の園のみを希望して入れなかった方というのは、この5月の時点で7名いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

19名のうち7人が入れなかったから、12人を入れたという解釈になるんですが、7人が特定の園しか希望されなかったから入れなかった。だから、いまだに国の定義による待機児童でなくて、待機しとるよという感じになるんですが、その解釈でよろしいですかね。

○温品こども政策課長

4月入所するときに入れなかった19人と、今言った7人というのは、私立も含めて、先ほど山野井が説明しましたように、人事異動とかで中身を変えますので、4月入所ときに空いている園と5月入所ときに空いている園は違いますので、必ずしもそこが一緒ということはありませんが、結果的に5月の時点で空いているところ以外とか、特定園のみを希望して入れなかった児童が7名いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、保育園とか児童園とかいろいろ、幼稚園とかは、4月でなくて5月に募集する、6月に募集する、7月に募集するということがあると言われていたんですが、今も今後

もそれはあるんですかね。

○温品こども政策課長

保育園につきましては毎月入所ができるような、今、仕組みとなっております。
以上でございます。

○大田委員

要するに、国による定義による待機児童は今いなくなったが、それ以外の方が今現在7人もおられるというから、それを何とか解消してほしいと思うんですが、今、そこで保育士の方の人数にもよるだろうと思うんですが、ぜひ努力してほしいと思っております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

病院局でもお聞きしたんですが、まほろばのほうに2人ほど派遣されているというふうにお聞きしたんですが、それは現場の人なんですか、それとも事務方なんですか。

○松村福祉保健部長

派遣自体は総務部のほうでやっておりますけれども、この職員2名は福祉保健部付ということで配置されておりますので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、一応、入所者処遇の職にある方、事務とかじゃなくて、入所者の処遇に該当する職種の方を派遣しております。
以上でございます。

○大田委員

となると、2人とも全部、簡単に言うと現場の、要するに介護人として行っているというふうに解釈してよろしいですか。

○松村福祉保健部長

そのように解釈していただいて結構です。

○大田委員

その2人に対しても、要するに報酬、金額ちゅうか、あれはどういうふうになっているんですか。何ぼぐらい払うようになっているんですか。

○松村福祉保健部長

職員の個別の賃金については、私どものほうでは把握しておりません。
以上でございます。

○大田委員

いや、先ほどは、5,100万円と2,600万円がまほろばのほうから払ってくださるといような答弁であったんですが、そういうふうなんでよろしいんですかね。

○松村福祉保健部長

派遣に関する職員の給与負担とかそういったあたりは、人事の所管のほうで相手方の法人と契約のようなものを締結いたしまして、対応しておりますので、こちらでは承知をしておりません。

以上でございます。

○大田委員

把握していないと、今、確か答弁だったと思うんですが、それでいいんですかね。

○松村福祉保健部長

福祉保健部で対応しておりましたのは、施設の譲渡に関する部分を所管しておりましたけれども、その中で4月1日以降の職員派遣に関するものは、直接的な業務の中に含まれておりませんので、人員の派遣については人事の所管のほうで全体に対応していただいております。派遣に至ることとなったまでの協議の部分には、関わりを持っておりますけれども、それ以外の部分については、人事の所管のほうで対応ということになっております。

○吉本副市長

市長部局からまほろばへ派遣した職員の人件費のお尋ねだと思います。具体的にどのぐらいという額については、今手元に資料がないので、これは総務部の人事担当でないと分からないんですけれども、例えば給与の支払い方であるとか、まほろばからの一定の負担であるとか、それは先ほどの病院局でのお答えと一緒にございます。職員に直接市のほうが給料を支払って、一定の額をまほろばの法人のほうからいただくといった形になります。

以上です。

○大田委員

福祉保健部のほうで準備室を設けて、相手方と交渉されておったと思うんです。それにおいて派遣の話が契約のときやら出たと思うんですが、契約時においてはその派遣の話はなかったというような答弁があったんですが、そういうような契約時の話というのは、後から話が出たようにお聞きしたんですが、なぜ最初から話が出なかったんでしょうかね。そのような話は、向こうから全然、人間の足らないじゃないかと、そのような入所者の心のケアをするためには要るんだという話があってもよかったと思うんですが、どうでしょうか。

○松村福祉保健部長

契約のときにあったかなかったか、すみません。その辺りの細かい時系列については、ちょっと曖昧なところがあるんですけども、契約の交渉に至る中で、そういった入所者に対する負担軽減の対応が必要ではないかということとを双方で話をする中で、派遣が決まったというふうに認識しております。人員、人数等につきましては、直接的に何人を派遣するという辺りについては、福祉保健部では対応しておりませんので、いつの段階で何人派遣するということについては、私どものほうでは承知しておりません。

以上でございます。

○大田委員

準備室のほうでそういうような契約は、全部されていたんじゃないかと思うんですが、それはしていなかったんですか。

○松村福祉保健部長

準備室のほうで行いました契約につきましては、施設、それから土地、こういったものの売却に関する契約でございます。人員派遣に関する事案につきましては、総務部のほうで対応しているというところでございます。

○大田委員

売却のことに関してだけであって、そういうような措置については、病院局のほうで対応しよつたと、そういう解釈になるわけですか。

○松村福祉保健部長

病院局もですけども、総務部のほうで対応している、市長部局で言えば総務部のほうで対応しているということになります。

○大田委員

人員配置なんかも全部総務部のほうでやられたと、そういう解釈になるんですかね。

○松村福祉保健部長

人員配置というものがどういうふうなものか分かりませんが、派遣する職員の人数であったり、そういった辺りの協議というのは、総務部のほうで行っております。

○大田委員

それだから福祉部のほうは、今のところは分かりませんから、お話ができませんということの解釈になるだろうと思うんですが、なかなか総務で聞かずにやいけんようになるわけですね。そうなる。そこのところは、ということですね。

○松村福祉保健部長

職員の派遣に関する具体的な部分については、福祉保健部は所管外であろうと考えております。

○吉本副市長

なぜ総務のほうで所管窓口になったかを言いますと、これはやはり職員の人事に大いに関係するわけです。まほろばから市長部局に来られる人をいろんなところに配属していく必要があるため、その前提として、派遣を何人するかといったこともありますので、まほろばから任用替えされる職員については、総務の人事係のほうで所管でやっております。

ですから、委員がどういったことをお尋ねしたいのか、ちょっと分かりませんが、職員派遣に関しては、総務部のほうでの業務ということになります。

以上です。

○大田委員

それは要するに10人もの派遣があるから、なかなか私としては、2人か3人ぐらいだったら分からないでもないが、10人もあるということは、何かおかしいんじゃないかと違和感を感じているから、そういうのをお聞きさせていただきただけです。それは担当が違うからというんで仕方ないんですが、次に移ります。

相談きゅっとですか、あれについてちょっとお尋ねするんですが、今、職員は8人から10人ぐらいで対応されていると思うんですが、それに対する対応の仕方を、市民からのいろんな御相談事に対する多数の相談事があると思うんですが、主な相談事というのは、大体でいいんですが、分かったらお教え願いたいんですが。

○和久こども家庭課長

こども家庭センターきゅっとは、令和6年4月に設置をしたために、昨年度までは旧子ども家庭課で対応しておりましたので、また令和5年度についてはまだ決算前でありますので、令和4年度に対応した件数について、お答えをさせていただきたいと思えます。相談の傾向といたしましては、本人や家族からの相談では、ひとり親家庭の方から離婚後の生活に関する相談や育児に関する事、子どもの発達面が心配という相談が多くあります。また関係機関からの相談では、家庭環境に課題がある子どもに関する相談が多い傾向にあります。

以上です。

○大田委員

離婚後とか育児のこととか、発達のこととか、家庭環境のこととかいうのでございましたが、きゅっとから児童相談所ですか、あそこのほうに行くような相談事、そのようなものもあつたわけですか。

○和久こども家庭課長

市のほうから児童相談所に送致という形を取るようなケースも、数件ございました。

○大田委員

そのような場合はどのような対応になるんですか。そのような、要するにきゅつとから相談されて、児童相談所のほうに持っていかれるというような。

○和久こども家庭課長

児童相談所のほうに送致をするケースというのは、いろんなパターンがあるんですけども、多くは子どもの保護が必要な状況、子どもがけがをしている状況であったり、子どもが家に帰りたくないと訴えている場合等があります。

以上です。

○大田委員

子どもが家に帰りたくないというのは、親の相談じゃないということになるんですが、それは親が子どもが家に帰りたくない、帰らないというような、特殊な例でしょうか、そういうので親から相談があるということですか。

○和久こども家庭課長

子どもが家に帰りたくないという相談は、例えば子どもが虐待を受けていて、家で親から暴力を受けるので、もう家には帰りたくないとか、そういったこともあるかと。

○大田委員

それを含めて、今何件か言われたのは全部で何件ぐらい御相談があったんですか。

○和久こども家庭課長

令和4年度では全部の対応件数が4,988件ありました。

以上です。

○大田委員

4,988件という、私が計算せんでもいいか。大体250日から230日ぐらい、200日ぐらいで相談を受けるのかな。大体何件ぐらい1日あるということ。

○和久こども家庭課長

200日で計算をすると、1日平均約25件です。

○大田委員

それを8人から10人の人が受けているという解釈で。それになったら、それで相談員の方は家庭訪問したり、本人を訪問したりしてやりながら、解決に向けて行っていくと

いう解釈でよろしいですか。

○和久こども家庭課長

そのように解釈していただいてもかまいません。

○河村委員

敬老行事についてちょっとお尋ねをさせていただいたと思いますが、今これから市内で敬老行事が始まると思うんですが、その主な予算というのはどういったところから来ている予算でしょうか。

○藤岡高齢者支援課長

どこからというお尋ねでございましたが、市からは委託料として支出を各地区社協にさせていただいております。

○河村委員

幾ら。

○藤岡高齢者支援課長

敬老行事委託料として1,006万5,000円、令和6年度予算を計上しております。以上でございます。

○河村委員

共同募金の配分金として同額ぐらいがあるんですね。それは細目にわたって、敬老行事に何をやるかということが書いてあるわけですが、この今、市からの委託金の1,006万円というのはどういったものになるんですか。ところによってというとおかしいんですが、弁当があったりなかったり、あるいはバスが出たり、あるいは商品券が出たりというような敬老行事の中身がそれぞれで、ただ、それぞれだけれども同じような金額ならそれでいいんですが、それが最近ちょっと違うんじゃないかという御意見を頂くものですから、ある程度、その公平な配分というのがどういうふうになっているのかなど。

○藤岡高齢者支援課長

委員のほうから、今、具体的な事例をちょっと挙げていただきました。ちょっとその中で1つ、商品券という表現があったと思うんですが、こういった換金性の高いものは、こちらとしてはその実施内容の中では認めていないというか、対象外というふうにさせていただいております。これは各地区社協に周知をさせていただいております。

そのほか事例として挙げていただいたのは、まさに委員おっしゃったとおりで、イベント形式で企画をされたりですとか、あと記念品を配付されたりですとか、そういった実態でございます。まさに多種多様、様々だという状況でございます。そこについては、

先ほどと繰り返しになりますが、商品券等そういったものは制限をかけているものの、一方で各地区に、言ってみれば委ねている部分というものがございます。

そういった、今、お話の中にありました実態として、そういったところがちょっと差異が出ているのではないかとこのところが御意見いただきましたので、ここについては、まさに今、準備に向けて、各地区社協に対象者のところの選定に係る準備ですとか、そういったものに関わらせていただいております。そういった話合いの中で実態も含めて整理、あるいは調査といいますか、確認をさせていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○河村委員

今までもずっと長い歴史の中で、ある程度理解をされているものだと半分は思うんですが、そうは言いながら、どうも予算の枝が、あっちの予算、こっちの予算というような格好の中で、ちょっと曖昧になっているところもあったりするんで。先ほど何で共同募金かと言ったのは、税金であれば換金性の高いものに変換するというのは、言われるとおりだと思うんです。ただ共同募金というのはもともとが皆さんのお金なんで、そのお金を配分するときに、いやいやこういう税金と同じような在り方というのは、ちょっと意見が違うのではなかろうかなど。

社協が共同募金会にそういった申請を出して、お金が降りてくるわけですが、そのこととちょっと一回、全部のお金の付き合いをさせていただいたほうがいいと思うのと、共同募金ならもともとが皆さんのお金ですから、当然人口の多い地域は多いんです。今の敬老行事の使途といいますか、お金の配分は人口ではなっていない、配分がね。今までやっていた行事に似つかわしいお金というような配分になっているだけで、やはり同じような在り方というのが大事だと思いますので、一応付き合い合わせをする中で、そういったこともぜひやっていただけたらと思います。

以上です。

○田中委員

4点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目が、ファミリーサポート事業についてなんですが、一般質問の答弁の中で今年度から取り組むラインについての説明はあったので、そこは理解しているんですが、推進していく中で、現在の状況について依頼会員と協力会員の人数と、あとマッチング、登録会員のほうでもなかなか実労で動いている人が少ないという話は、以前からお聞きしているんですけど、実際、依頼会員のニーズに対応できているのかどうかといったような状況も含めて、教えていただけたらと思います。

○温品こども政策課長

ファミリーサポートセンター事業につきましても、本会議で少し御説明させていただいたところですが、今、委員お尋ねの、現在のまず依頼会員と協力会員、また両方の機能を併せ持つ両会員の状況についてお示しいたしますと、令和6年5月末の時点で依頼

会員が279で、協力会員が112、両方会員が29で、420人という状態になっております。

それで、現在の利用の傾向でございますけれども、基本的に預かりと送迎が主でございますが、依頼会員の依頼内容の約8割が送迎でございます。2割が預かりという状況でございます。それから、依頼に対して対応ができているのかというところでございますが、令和5年度につきましては、年末年始のタイミングで長時間、例えば長い時間預かってくれとか、ちょっと医療的な行為が必要なもの、そういったちょっと特殊なものは預かれなかった経緯はございますけれども、基本的には一般的な依頼、送迎についても、預かりについても、全て対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、登録者数のほうは教えていただいた、利用の件数というのは依頼した件数で、ほぼ対応できているということだと。何て言うんですか。依頼して対応した件数について教えていただけます。

○温品こども政策課長

まず件数全体でございますけど、全体が令和5年度でいうと、509件でございます。そのうち申し込みが多いのが保育施設への送迎、それから子どもの習い事への送迎、それからサンホームでの送迎と、そういったものが、その3つで412件の依頼があったということでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、利用の延べ件数と内容について、教えていただいたと思います。どうしても目的から言ったら、同じ人が同じ目的で何回も使うことが多いと思うんですけど、その部分で、延べ件数の件数言われたんですけど、実際の仕事依頼している会員数、実の会員数と対応している登録者数のほうまで、もし分かれば。

○温品こども政策課長

先ほどちょっと令和5年度末の協力会員の数を申し上げたんですけど、令和5年度で、実際に年間通して活動していただいた会員さんが、29人という状況でございます。依頼会員の279の内、利用実人数については、すみません、ちょっと手元に用意しておりません。

以上でございます。

○田中委員

協力会員のほうが29、実動の部分が29ですね。登録者数よりも、実際に対応して下さっている人数が少ないのかなということが、今、ちょっと分かったところで、今後推進していくには、この登録者数を増やして、実動で動く取組が必要になってくるかと思

うんですけど。8割が送迎とかの仕事が多いということで、車を使うということが一般質問のほうでもございましたけど、今の現状として車を使うのであれば、やっぱりガソリン代等いろいろかかってくると思うんですね。

現在、利用料について500円、それぞれっていう部分がございますけど、この部分について、いろいろあるんですけど、何か課題等とか、今後、こういうふうに進進に向けて取り組みたいというのがあれば、担当のほうからお聞かせいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

まず課題でございますけども、委員が、今、御指摘のとおり、実動可能な協力会員の数が少ないというところが、まず大きな課題であろうかと思えます。それから、言われるようにガソリン代が今高騰しておりますので、この辺の補填というか、その辺も、今、協力会員の中からそういった御意見を頂いているのも事実でございます。

今後の取組につきましては、これも本会議でもちょっと申し上げたんですけど、何より協力会員を増やしていくということで、6月はPTA会長とか、まず校長先生、まず、今、送迎がメインになっておりますので、そういった世代を狙ってお願いに御挨拶に先日まいりました。今後は、夏頃を目途にファミリーサポーターとして協力することのやりがいとか、そういったのを広報等を使って記事を設けまして、発信する予定です。それから秋頃、その中での動機づけの1つとして特産品とか、そういうちょっと動機づけも、今、考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、お話しになったとおり、協力会員を増やしていくということで、一歩進んでPTAとかに説明しに行った部分でいいなと思っております。未来思考で考えると、この事業自体、すごい発展的に使っていく必要があるなって、私自身は思っていて、まず将来の部活動の移行に向けても、私は思っております。

今、現状としてあるのが、いわゆる年齢制限といった部分、そして事業として相乗りができないとか、今の500円の部分も、他市によっては、今、500円、行政が上乘せしてお支払いしているというところも、始まっているところもございますので、いわゆるガソリン代も含めて移動が多い中で、経費で全部消えてしまうような感じであれば、何か今後広がっていくために、方策を考えないといけないというところもございますので。

1つは保険の問題等もあるとは思いますが、相乗りができるようにとか、500円の利用料の部分の補充とか、そういった部分も広げながら、現役世代、お母さんの就労にはつながらないかもしれないですけど、お母さん同士の助け合いの仕組みにもつながっていくと思えます。

将来の部活動の地域移行の中で、子どもたちを相乗りで、1人のお母さんが運ぶということも可能になってきますので、そういった視点も入れて、もう入っているでしょうけど、発展的に取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そして次に、子育てサークルの育成と支援の状況について、お聞きできたらと思うん

ですが、この子育てサークルについては、育児サークルと地域主導で行っているサークルがあるかと思いますが、その現状についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

今、委員からお示しがありましたように、いわゆる育児サークルは福祉保健部で展開しておりますプレママという事業がございまして、その中で妊娠時期が近い方が集まったときにグループを作って、お互いの出産後の悩みとかそういったのをフリートークとかで助け合うというのが、育児サークルでございます。

それから地域主導の子育てサークルは、今現在、全てを把握しているわけではございませんが、あいぱ一くへのポスターの掲示の依頼とか、あいぱ一く内にございます子育て支援センター前にチラシを置いてくださいとかって依頼ある方が、4団体ございます。こういったのを認識している状態でございます。

○田中委員

ていうのが、育児サークルもそうなんですけど、生まれる時期が近いお母さん方がサークルを作って活動していくという中で、自分自身の子育てを考えたときも、母親同士がそれにつながっている、随分助けられた部分もあって、ただ、今、時代の変化とともに共働きも多くなったりして、そういった部分が薄れているんじゃないかなというちょっと心配もあって、今、団体数の変化とか、開催数の状況とか、何か十年一昔じゃないですけど、コロナもありましたけど、状況として活性化しているのかどうか、そういった状況についてお聞かせください。

○温品こども政策課長

育児サークルにつきましては、プレママ事業の中で基本的にはグループを結成しますもので、年度であまり変わりはありませんが、例えばコロナ前の令和元年度で言いますと、その年度中に結成された育児サークルが4団体で、4団体の会員総数が56人で、昨年、令和5年度の結成された育児サークルの数が5団体、その中の会員総数が38人ということで、委員言われるように、会員の数といえば、多少減少傾向と認識しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

数だけ聞いてしまったのであれですが、内容が、私ももう特に声があったわけじゃないので分からないんですけど、こういったところでつながりつくって、子育てを支えていくということが大事だと思いますので、その中で、こういった活動が活性化していくように、所管としても見ながら支えて、場合によっては支援をしていただけたらと思いますので、聞かせていただきました。私も現状、ほかの人にも聞きながら見守りたいと思います。ありがとうございます。

そして次が、高就労の状況についてお尋ねをさせていただきたいんですが、以前、人

員の確保ができないということで、現場数を減らして対応されたというところがあると思うんですが、近年の状況について、お聞かせいただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

近年の状況ということでございますので、直近の人数も併せて御説明をしたらと思いますが、現場数につきましては、現在5か所設定をさせていただいております。人員につきましては、5名から6名をそれぞれに配置をしておりますが、今、直近、令和6年5月末現在で、27名の体制で実施をさせていただいております。

以上でございます。

○田中委員

それは減少傾向なのかどうかというところと、あと現場数を減らして約2年たっているわけなんですけど、やはり高就労の方たちがすごい丁寧に手の力でやっていただいていたという部分があって、その後の場所がやはり環境的に悪くなってきているという状況があります。その中で、そういった人たちが場所に固定することなく、例えば今までやっていたところを回って、作業することができないのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

まず人数の傾向でございますが、今、委員がおっしゃられたように、令和4年度から定員も見直しまして、そこからの傾向でいきますと、遡って令和3年度が38人、令和4年度が34人、令和5年度末28人で、先ほど申し上げました年度当初に1名辞められた方がいらっしゃいますので27名、減少傾向となっているという状況でございます。

今、委員から御提案といいますか、恐らく過去に設置していた現場も含めてのお話だろうかと思いますが、ここにつきましては、今、限られた人数の中で設定をし、配置をしております。そうは言いながら、より良いものというところは、せっかくという言い方はおかしいですが、やるからにはより環境美化に資するよというところの思いもいたします。

ただ、やはり相手といいますか、就労者側の配置というのは、現場配置等々についてはお任せをしている部分もありますので、そういったことが果たして可能かどうかというところも含めて、今後、人数も、先ほど言いました減少傾向でありますので、現場の再編、あるいは今の御提案いただいたような、そういった現場のローテーションという言い方でいいのか分かりませんが、そういった移動方式とか、そういったものが現場側として可能かどうかというのは、すみません、まだそういった投げかけをしたことがありませんので、この場でお答えは難しいんですが、今後ちょっと見直しと再編をする中で、1つ投げかけはさせていただけたらなというふうには思います。

以上でございます。

○田中委員

ぜひ御検討を協議して、お願いできたらと思います。そしてまた人数が減ってきてという部分が一番前提にあったんですけど、以前にも提案させていただいているとおり、やっぱりその人の手で綺麗にしていた部分がすごい綺麗になっていたんですね。他の所管に戻して、予算もひっつけていったんですけど、それで質が落ちているという部分がございますので、人が足りないという部分であれば、いわゆる生活保護の方たちの支援とか障害者の自立支援、そして子育て中のお母さんたちの就労支援の場としては、ものすごい良い仕事になるのではないかと私は思っておりますので、その目的の綺麗にする部分を大事にしながら、そういった検討ができないかも含めて、福祉部所管全部になると思うんですけど、御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に1つ、現状についてお聞きしたい部分がございます。介護に関する部分で1つお聞きしたいんですけど、制度として介護用品の引換券の給付事業を行われていると思うんですけど、これの利用状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○藤岡高齢者支援課長

委員から、介護用品の引換券の事業に関しての利用状況ということですので、こちらは各世帯への提供、給付になりますので、世帯数で申し上げますと、令和5年度まだ決算前ですので、速報値にはなりますが、全体で146世帯で、これも速報値といえますか年度初めに申請が出て、今把握をしている件数が100件、申請が今現在、令和6年度はあったというふうに確認をしております。

以上でございます。

○田中委員

この給付事業の内容について、給付額等設定があるんですけど、この内容自体については光市について劣っているとかっていうのは全く思っていない、課税世帯にも支給するなど、いい状況ではあるのではないかなと思っております。ただ、先ほどからガソリン等もそうなんですけど、物価が上がって、オムツ等も値上がりしているのではないかなと思うんですけど、その辺で金額についてずっと同じ金額でいっていると思うんですね。

全国的に見直しの流れがあるのかどうかっていうのは、ちょっと私も把握できていないところはあるんですけど、実際その在宅で介護している方たちの支援、心の部分も含めて、こういったところの手の届くというか、細かい部分での支援が支えになってくると思いますので、利用者さんからこういった声があるのかも含めて、この金額について今の時代に合わせて、できれば見直しをしていただけたらと思っておりますので、御検討いただけたらと思いますので、そのことをよろしくお願ひしておきます。

以上です。

○小林委員

それでは何点か御質問させていただきます。

まず1つ目としましては、牛島の診療体制についてお聞きをします。令和4年第5回

の定例会の私の一般質問におきまして、急な病状変化等に遅滞なく対応するためのオンライン診療の可能性という部分をお尋ねして、その当時の回答としましては、現時点でオンラインで診療というのはなかなか難しいというふうに考えておりますけれども、オンラインの診療の1つといたしまして、電話による診療というのができます。この可能性につきましては、現在、島の皆さんと、あと病院局のほうと調整等を交えながら検討しているということでしたが、こういう状況を踏まえて、現在の牛島の診療体制の実績という部分について、お示しをください。

○安池健康増進課長

へき地医療拠点病院である光総合病院が診療体制について、県の山口県へき地医療充実のための遠隔医療補助制度を含めて、遠隔診療について、今、研究をされているところであります。よって、現在は対面での診療のみとなっています。

それと実績ですが、すいません、速報値ですが、令和5年度は年間47日の開所で、受診者数は延べ239人となっております。

以上です。

○小林委員

現状の実績という部分と、診療体制としては対面のみをやっているというところで、遠隔診療に対する調査が進んでいるというところを理解できました。この部分については、ぜひ今後、やはり急な病状変化のときというのは、なかなか対面でやることも難しいというところは、当時の一般質問の中にもやらせてもらったと思うんですけど、この部分については引き続き調査のほうをよろしく願いをしておきます。

加えてもう1点質問がございます。令和5年の2月1日より、本市ではおっぱい都市宣言のまちとして、安心して出産・子育てができるよう、妊娠届時から全ての妊娠・子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援しっかりサポート面談が新たに開始をしました。この制度の中で、妊娠8か月頃の希望する妊婦さんを対象にアンケートを実施されていますが、その内容と回答された人数、これについてお示しをください。

○和久こども家庭課長

アンケートの内容ですが、まず妊婦さんの健診の受診状況、出産後にサポートをしてくれる人がいるかどうか、出産に向けての気持ちだったり、知りたいことや気になることはないか、保健師と面談の希望があるかどうかということをお尋ねしております。

次に、回答をしていただいた人数ですが、124名となっています。

以上です。

○小林委員

アンケートの内容について、理解が深まりました。ぜひせっかく情報集約をしたのであれば、この情報をしっかりと活用した上で、今後のそういう部分に使っていただきたい

いというふうに思っています。

あと今回アンケートに回答された人の中で、実際に相談を希望された方、この人数についてお示しをください。

○和久こども家庭課長

相談を希望された方は、22名いらっしゃいました。
以上です。

○小林委員

もう1つ、では実際に相談をされた方の相談内容という部分と、その解決に向けた取組、この部分についても併せてお示しをください。

○和久こども家庭課長

実際の相談内容ですが、いろいろな相談があるんですが、産後の手続はどのようにしたらいいかであったり、産後はワンオペ育児になるので心配、不安だ、なので利用できるサービスを知っておきたいということや、上のお子さん、兄弟が保育園に入れるかどうかであったり、ちょっと産後、経済面について不安があるといったような相談があります。

そういった相談の解決に向けた取組ということですが、この相談をされる方のニーズに応じた対応ということになってくるんですが、例えばワンオペ育児が不安、育児を手伝ってほしいというようなことであれば、産前・産後サポーター派遣事業であったり、産後ケア事業というものを紹介しております。また経済面について不安というような相談であれば、できれば直接お会いしてしっかりお話をお聞きして、必要に応じて他の関係機関につなぐといったような対応をしています。

また、実際に出産をされた後にも赤ちゃん訪問、保健師が赤ちゃん訪問という形で面接をさせていただいておりますので、その際にも育児や生活のことで心配はないかということをもたお尋ねをして、相談があれば、その都度対応をさせていただいております。
以上です。

○小林委員

実際の相談内容という部分とその解決に向けた取組というところも、具体的によく理解できました。やはりこういう相談をするというところでいきますと、いろんなチャンネルを持っておいたほうが私はいいと思うんですね。今回はこのアンケートというところにフォーカスを当てましたけど、ほかにも、本当にきゅっともそうですし、母子モトというアプリもありますよね。こういうものをしっかりと有効に活用していただいて、しっかりと子育てをしている妊婦の人たちのいわゆるニーズというか、相談というものをしっかりと捉えていただきたいということをお願いしておきます。

私からは以上です。

○森戸委員

何点か。待機児童が今後増える可能性について、県の保育の無償化と、こども誰でも通園制度等も含めて、そういった部分への可能性、それへの対応、その辺はどのように考えておられますか。

○温品こども政策課長

待機児童が今後増えるのではないかという、それに対する対応でございますが、これも本会議でお答え申し上げましたように、今現在、この5年間でフルタイムで就労する女性の割合であったり、それからそういった方々の希望が、保育所が一番高いというところで、今後、一層保育ニーズが高まっていくものと考えているところでございます。

また委員仰せのように、この9月からは3歳未満児の第2子以降無償化や、令和8年度から本格実施となります誰でも支援制度、こういった保育に向けたサービスというのが拡充されてまいりますので、本市としては保育ニーズというのは高まってくるものと思っております。

これに対する対応でございますけれども、やはりこれもちょっと本会議でお答え申し上げたところにはなりますが、やはり国とかが、今、保育士の負担軽減、そういったものをパッケージ事業として、補助事業として用意しておりますので、こういったものについては常に園長会議とかで活用の意向はないか、私立園から聞いておりますので、意向があれば情報提供して、予算要求につなげていくといったことをやっております。

それと、このたびの件で県内の保育学生にもアンケートを取りましたけど、やはり地元就職を希望されている方が傾向として多いですので、今、私どもの事業でやっている未来のパパママ応援事業での園児と中学生の交流の中で、そういう保育士のキャリア教育の一環とか、そういった観点からもやっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

それと、保育の無償化が進んでいくことによって、家庭で育てておられる方との税の公平性といいますかね、保育が無償化で、家で育てている部分の公平性ですよね。その部分にどう対応していくのか。

○温品こども政策課長

令和5年の時点で、未就園児が今市内で約500人程度おられます。その500人に対して保育サービスに、保育園に入られている方への公費負担と、そういった方への対応というのは、今後考えてまいりたいと思っておりますが、ただその500人に対する公費の給付となりますと、当然、経常的な経費がかかってまいりますので、今後、ちょっとその辺は研究してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

家庭で育てられている方が、例えばファミリーサポートを利用されたりとかということも、当然あるかと思うんですけれども、それと入りたくても入れない状況も出てくる可能性も当然ありますし。そこで何点か提案をしたいんですけど、まず1点お尋ねするのが、ファミリーサポートの範囲ですよね。サポートする範囲。これは誰がどのように決めるんですか。その取組としてのこういったものというものがあるんですか。例えば送迎とか、預かりとか、サービスの内容がありますよね。

○温品こども政策課長

ファミリーサポートセンター事業につきましては、地域の支え合いというのが大きなテーマですので、こっからここまでじゃないと駄目だという、特段の決まりはありません。だから依頼会員の依頼に応じて、本市の事務局のアドバイザーが調整をして、それに御協力いただける会員はいらっしゃいませんか、私はできますよということがあれば、それに対して対応していくという状況が基本でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。先ほどの議論を聞いていて、預かりと送迎がほとんどということでありましたので、家庭で育てられているケースが500人あるということでしたので、1つは、公平性の解消の1つとして提案をしたいんですけれども、近隣の自治体でも子育て応援ヘルパー制度というものを実施している自治体があります。これは家事の支援であるとか、家事ですから、お料理を作ったり、掃除とかも含めて、また子どもの遊び相手も含めて、そういうことも制度として確立していくべきではないかなというふうに思います。

中身なんですけれども、1回2時間の利用で、負担は250円。年50回の利用が可能だというふうなことであります。これは待機児童対策とか、公平性の対策になるのではないかと思います。その辺についてはファミリーサポートのもっと広げた、専門家をお願いをするという形になろうかと思っておりますけれども、こういう方向性も1つの方向性ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○温品こども政策課長

現在、私どもこども政策課とこども家庭課で子どもを総合的にサポートしているわけですが、ファミリーサポートセンター事業も、委員が言われるように、今後、使い勝手がいいようにしていく必要があるかと思っておりますし、あと年齢はありますけれども、産前・産後サポーターという事業は本市にもございます。近隣市町がやられているヘルパー制度等の成果、その辺もちょっとこちらも、いろいろもし話ができる機会がありましたら話をして、その成果とかを確かめて、今後の事業の拡充に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

1つはボランティアというだけではなくて、専門家にお任せすることも1つの方法だと思います。海外とかはベビーシッターの文化というものがありますけど、日本ではまだまだそういった文化がなかなか根づかないというところもありますので、いろんな近隣の市町を見ていくと、保育業者ですよ、そういうところに専門的に任せをするというケースがほとんどだと思いますので、ぜひプロと言いますかね、専門家の力も借りて充実をさせていただいたらと思います。

もう1点が、日本版DBSという部分についてお尋ねをしたいと思います。これは今月ですかね、成立をしたこども性暴力防止法というものであります。学校とか保育所のほか、国が認定した学習塾などに対して、就労を希望する人の性犯罪歴の確認を義務づけるというような法律であります。対象となる性犯罪は、不同意のわいせつ罪など刑法犯のほか、痴漢とか盗撮といった自治体の条例違反。照会機関は拘禁刑、懲役と禁錮の両刑を2025年に一元化ということで、刑を終えてから20年、罰金以下は10年としております。

性犯罪歴のある人は、刑の終了から最長20年、子どもと接する仕事にはつけないなど、実質的に就労が制限されるという形になります。これは現職者、現在働いている方も確認の対象となるということなんですけれども、こういった法律を受けて、どういうふうに、今後、対応されるのか、準備をされるのか、確認の方法とか、そういうものも含めて、民間へも含めて、支援ができるのかどうかも含めて、お考えがあればお示しをいただけたらと思います。

○温品こども政策課長

委員御紹介いただきました学校設置者等及び民間教育保育事業所による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法でございますけれども、これに対する対応ということのお尋ねでございますが、現在におきましては、保育士の雇用、採用に当たりまして、当然、保育士証の提出を頂いております。ただ、保育士証には有効期限とか、更新の必要性は求められておりません。そのため、現在は随時、県のほうからを通じまして、全国の保育士資格が取り消された方の氏名とか生年月日、そういったものが文書により通知されますので、それをもって、今、確認をしているところでございます。

また、今年度4月1日からはこども家庭庁が、そういった性犯罪の登録取消者のデータベース化を構築しております。従いまして、今後は本市の公立保育所、それから私立保育所においても、そのデータベース化を使って検索を行ったりして、履歴を確認していくことになろうかと思っております。

ただ、こども性暴力防止法は令和8年度からは施行されますので、これにつきましては、委員から御紹介いただきましたように、こども家庭庁に事業所が申請をするというのが義務づけになりますので、採用されたい人、要は採用内定者から提出書類をもって、その人も国に申請しないといけないのですが、市のほうも事前申請をして確かめるとい

う形に、さらに基準が厳しくなっていくものと思っております。ただ、具体的な仕方については、当然、これからになると思っておりますので、そこは、今後、注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

そういったケースというのは、確認がどこまでできるかというのがありますけれども、実際にそういうケースを採用したということもあるかも知れませんので、子どもを性暴力から守るという点において、法律が施行されるまでの間ですよね、しっかり確認をしていただけたらと思っておりますので、準備をよろしく願いいたします。

以上で終わります。

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第52号 光市本社移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

実際の例みたいなものがあるんですか。市内なければ県内でも。

○佐々木経済部次長

これまでの光市における実績についてはございません。県内につきましては、本年5月時点で、周南市で3件、山陽小野田市で1件不均一課税を実施していると伺っております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○萬谷委員

おはようございます。今日上がってくるときに、大会議室の前に、光花火大会警備輸送等担当者会議という張り紙がしてありまして、今年もそろそろその季節なんだなというふうに感じております。今回、今年の花火大会についての、去年、過去の反省点も踏まえていかがお考えか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

おはようございます。今年の花火大会は、新市誕生20周年を記念したものとして、尺玉を打ち上げることとしているほか、昨年に引き続き、メッセージ花火を実施するなど、市内外から来られるお客様に楽しんでいただけるよう現在観光協会のほうで準備を進めているところです。

昨年は、4年ぶりの開催で5万5,000人という多くの来場者があったところですが、幸いにも、大きな事故や事件はなく終えることができました。

開催後の反省会において、光駅前交差点の混雑への対応や、路上駐車への対応といった交通事情に関する意見が多くあり、多くの人が集まるがゆえの反省点であったと思っ

ております。

今年も多くのお客様があることが見込まれますが、昨年の反省を踏まえ、警備員の配置を工夫することや、駐車場の確保に努めることなどの対応を行うことにより、お客様に安全に花火を楽しんでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。ある意味、光市を代表する大会というか、お祭りみたいなものでありますので、過去の反省点を踏まえて、年々バージョンアップしていただきたいなというふうには考えておりますし、先ほど、今混雑という部分がありましたけども、そこに関しても、日本全国大きなお祭りというのは常に混雑はしていると思いますので、その辺も参考にしながら、同じ失敗はしないという観点から、しっかり年々バージョンアップをしていただきたいなと思っております。本当に楽しみにしておるお祭りでございますので、今年は20周年ということで、またバージョンアップした花火大会が見れるのではないかと期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと次に、移住・定住について聞かせていただきます。

子育て支援等、若者の移住・定住についていろいろ語られておるんですが、大きな事項の1つとして、住む家というのが必要だと考えているんです。簡単にいえば、造成が行われたとか、マンションがたくさん建ったという地区や市町は、やっぱり人口が増えているという現状が認められていると思います。

その辺りの観点から、その住む家という観点から、どのように考えているとかをお示しお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御案内のとおり、移住や定住を考えるにあたっては、住む家、住居についてはなくてはならないものです。そうした生活の拠点を整備するという事は、移住や定住による人口の増加に寄与するものであると考えております。

そうした中で、宅地の造成や、マンションの建築などについては、民間事業者に担っていただくところでありまして、市としては、まちの魅力を高めることや、にぎわいの創出など、そうした住んでみたいと思っただけのようなまちづくりを推進することが役割ではないかと思っております。

観光・シティプロモーション推進課としては、そうしたまちの創造に取り組んでいくことが役割でありまして、市民の皆様と連携し、御協力を頂きながら、移住や定住していただけるまちとなるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○萬谷委員

住む家に関しまして、手ごろで若い人たちでも購入できる住宅等が増えれば、光市を選択してもらえるとという選択肢が増えるのではないかなと思っております。

以前、私がもう5年も6年も前ですけども、一般質問で下松に引っ越した友人がおって、何で光から下松に引っ越すんかと言ったら、一言です、水道料金が安いから、それと手ごろなマンションがあったから買った、この2つだけで下松に引っ越したと。いろいろほかにもあったのかもしれませんが、その大きな理由がぼんぼんとその2つが出てきたんです。

そういう意味では、やっぱりこの手ごろなマンションがあった、手ごろな家があったというのが、やっぱり大きな理由になっているのは間違いないと思うんです。

購入する人に対する、移住者に対して補助とか、あとと思うのが、販売業者への補助とか、開発業者への補助、例えば、だから、先ほど民間にやってもらわなきゃいけないと言ったので、その辺をちょっと公的には難しいようなちょっと雰囲気のある答弁があったんですけども、例えば、移住者に売ってくれば、開発業者にも補助を出すよとか、結果的に、そういうふうな、当然こんな補助はないと思うんですけども、その辺の補助について何かあるのかないのかを含めて、ちょっとお考えをお聞かせいただければなと思っております。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

市では、市有地活用型定住支援事業として、指定する市有地を購入し、自らが居住するための住居を建築した後、定住して1年経過した際には、申請に基づき補助金を交付しております。

また、地域は限定されますが、空き家情報バンクに登録されている物件を購入し、改修や家財の撤去や処分を行った場合には、空き家改修等助成事業補助金として費用の一部を助成しております。

一方で、委員お尋ねの販売業者や開発業者に対する補助に関しましては、現在のところそういった制度はございません。

市としては、こういった支援が移住・定住につながるかということを考え取り組んでいく必要がありますけれども、民間事業者と市民との取引の中に、補助金を交付することが適切なのかということなど、公平性や公益性といった様々な観点から考える必要があると思っています。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。確かにかなり難しい話だとは思いますが、開発業者が例えば開発を行うときに、やっぱり地主から土地を買うわけですよね。そのときに、開発業者が少しでも安くと思って、地主に対して値切っていくわけです。地主はその値段でええよと行ってから言って、開発して、これはあくまでも、もう経済というか、その会社の営業活動になってくるので、市が補助をするというのも難しいのかもしれませんが、でも、民間業者が例えば下松にマンションを建てようか、光市にマンションを建てようかといったときに、光市はちょっと補助が出るけえ、光市のほうにマンションを建てたほうがちょっと安く売れるんじゃないかとかいうふうなふうに考えてくれるような気が

せんでもないんですけど、その辺ちょっと多分全国的にも、僕もいろいろ調べたんですけど、そういう業者に補助金に出すというのがないので、ちょっと難しいとは思いますが、ちょっと光市を選択してもらおう。いろいろ教育だとか、いろんな付加価値を光市につけるといいうのもあるんですが、やっぱり住む家がないと引っ越してこない。やっぱり手ごろな値段の住宅がないと若い人が買えないというのがありますので、積極的に光市を開発してもらおうという観点からちょっと言わせてもらいましたので、ちょっと頭の片隅にも置いておいていただければと思っています。

移住・定住に関しましては、いろんな方法が考えられて、いろんな市町がいろんなことをやっていますので、ちょっと変わったことをやったほうがいいのかと思っていますので、また提案がありましたら発言させていただきます。

以上です。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1つ目としましては、DXファーストステップ支援事業についてお聞きをします。今年度より、中小企業を対象にDXへの取りかかりをサポートすることなどを目的に本事業はスタートしておりますが、現状の取組のほうをお示しくください。

○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業についての御質問でございます。

現在、制度設計を終えまして、プロポーザル方式による事業者の選定の公告を5月23日に行っているところでございます。事業の内容といたしましては、さきの予算における説明のとおり、市内中小事業者の150社を目標とした訪問などによる実態調査の実施をはじめ、DXに関するセミナーの開催、対象企業を選定した伴走支援の実施に加え、伴走支援によるDXへの取組や効果などについて、成果事例集の作成を行うこととしております。

以上でございます。

○小林委員

内容はよく理解ができました。その上で中小企業がDXを取りかかりをしていく上で、やっぱり訪問にすることによって、彼らのどのようなニーズがあるのかというのはしっかりと把握することが大事だと思いますので、引き続き、いろんなカリキュラムがございましたが、そこの対応のほうをよろしく願いをしておきます。

次の質問ですが、移住・定住対策についてお聞きします。

令和6年度の予算審査の中で、光市UJIターン滞在費補助金、あるいは光市移住支援補助金、ひかりテレワーク移住支援補助金、予算が昨年度に比べて減少してというところで、その要因が、令和5年度の実績を踏まえましたよという回答でございました。

この補助金というものは、本市の魅力に移住者に知っていくためには、大変貴重な制度の1つであると考えておりますが、これら補助金の活用促進に向けた取組、この部分

についてまずお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員から御紹介があった各補助金は、本市への移住を検討する方への後押しと、移住に要する経費の一部を助成することで、スムーズな移住を支援するものと考えております。

活動促進に向けた取組については、空き家改修助成事業や、市有地活用型定住支援事業といった支援事業とともに、チラシを作成し、県が設置する移住相談窓口であるやまぐち暮らし東京支援センターにおいて、相談の際に活用していただくとともに、ふるさと光の会の皆様へ配付しPRに努めているほか、東京や大阪といった大都市圏で開催される移住フェアではブースを出展し、移住に興味ある方へ直接御紹介させていただいております。

また、転入した方に目にとまるように、市民課窓口にもチラシを設置し、活用促進に努めているところです。

以上です。

○小林委員

現状の取組という部分でよく理解ができました。

ここで1つ再質なんですけど、ひかり移住支援補助金の交付対象者の要件として、東京圏をはじめという形で、対象は地域が限定されているという部分がございます。この補助金がより効果的に活用されるために、これらの要件緩和、こういう検討も必要と考えますが、見解のほうをお示しください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

御紹介いただいた移住支援事業は、国の事業を活用し、県内で統一的に実施されておりますことや、制度創設の趣旨として、東京圏への一極集中の是正を目的としたものでありますことから、対象地域の要件などについて指定されているところです。

こうしたことから、本補助金の要件の緩和は、困難なところはありますが、選ばれるまちとなり、人を呼び込むため、現状における課題などを整理し、様々な視点からの移住・定住支援策を考えていく中で、先進事例の効果なども参考にしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小林委員

分かりました。やはりこの要件緩和は難しいというところが、国の事業というところで難しいというところは理解できました。その上で、先進事例ということで、私のほうでもいろいろ調べていますけど、なかなかいい補助金というところの使い、何がしかの条件が入っているとこもあって難しいなと思ったので、ぜひその調査もしていただいて、検討のほうをしていただきたいというふうに思います。

あと本市の魅力発信の1つとして、本市のホームページ内に移住経験者のコメントというのが掲載されています。この内容を拝見させていただきましたが、移住者ならではの視点で本市に対する愛着や魅力等が紹介されていて、本市の移住促進につながるというふうに、私は感じました。

その一方で、これらの発信が、2021年3月以降、新たな掲載がありませんが、現状の状況をお示してください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御案内の移住経験者が語る光市の魅力のページにつきましては、現在11名の移住者の方から、移住者目線での本市の魅力を語っていただいております。こうした生の声は、移住を検討する方に本市への暮らしを具体的にイメージしていただくことができる貴重な声と考えております。

2021年以降の新たな掲載がないことについてですが、移住の相談や補助金の活用などにより、ある程度の移住者は把握しておりますが、移住後に生活が落ち着き、これまでの暮らしの様子や、実際に暮らしてみて感じたことなど、本市の魅力をお話いただくに足りる一定の期間が必要なことから、今後御協力いただける時期が来ましたら掲載させていただきたいと考えております。また、御本人のプライバシーにも踏み込む一面があることも踏まえまして、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○小林委員

状況が分かりました。非常に私もこれを読んでいて、やはり移住者の、いわゆる知り合いの方が移住者であって、その人のコメントを見ていると、やっぱり光市の魅力という部分を、何か私にはない視点で見ているなという部分があったので、この部分はぜひプライバシーの問題もございますが、しっかりと調整をしていただいて、継続するようにつなげていただきたいというふうに思っております。

移住希望者の不安の軽減を目的として、移住経験者とその移住希望者、これ直接会って話をする機会、こういうことも何か私、必要じゃないかなと思うんですが、こちらについての見解をお示してください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員御案内のとおり、移住希望者が移住経験者と直接対話する場を設けることは、移住希望者の抱える不安を解消する効果的な機会であると考えております。

こうしたことから、本市においても、県が設置する移住相談窓口であるやまぐち暮らし支援センターなどを通じて、そうした要請があった場合には、アドバイザーの協力を得て、オンラインなどの手段を活用して対話の機会を設けているところで、昨年度も1件、オンラインでの対話を経て移住に至った例がございます。

また、今年度も、現在のところ詳細は未定ですが、県が主催する移住希望者のニーズに応じたテーマ設定によるオンライン移住体験ツアーというものにも参加を予定してお

りまして、こうした機会を捉えて、移住経験者と移住希望者との対話の場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○小林委員

状況はよく分かりました。本当にこの移住希望者の方は、実際に移住した人と話すことによって、やっぱりその光市ならではのことも分かるし、移住した不安の軽減にもつながると思いますので、今の取組すごく大事だと思っています。ぜひ継続的にやっていただきたいというところをお願いしておきます。

あともう一点だけ、すみません。有害鳥獣対策についてお聞きをします。

I C T機器を導入したことで、いつでもどこにいても、箱わなの状況を把握することが可能になっています。これによって、捕獲隊における見回り活動の負担軽減につながったと考えますが、具体的な成果という部分をお示してください。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

おはようございます。I C T機器を導入したことで、わな作動時にメール通知があることから、見回り回数が軽減しております。具体的には、毎日見回りをするところを週3日程度にすることが可能でございます。

また、事前に止め刺し等の道具の準備や、人手の確保が可能となり、捕獲員の負担の軽減につながっております。

以上でございます。

○小林委員

今回、I C T機器を導入したことで、具体的な成果が出ているという部分で、今まで毎日見回りが必要だったのが週3日になったというところや、あるいは人員の配置の部分、この部分についても効果的にできるということがよくできたので、ぜひI C T機器導入というところでいくと、まだまだ数が少なかったという認識がございますので、少し拡充の方向でも御検討いただけたらというふうに思っております。

あとI C T機能付きの箱わなの周囲に、例えば監視カメラを設置することによって、箱わなの中がより詳細に分かって、捕獲隊の見回り活動のさらなる負担軽減につながると私は思っています。さらに、箱わな周囲の動物の生態を把握することにもつながるのかなというふうにも、メリットの1つと考えます。こういう状況を踏まえて、箱わな周囲に監視カメラの設置、これについても検討していただきたいと考えておりますが、見解のほうをお示してください。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

わな周辺への監視カメラの設置についてですが、わなの周囲まで撮影することで、鳥獣のわなに対する反応を確認ができ、捕獲に向けた対策を立てることができることから捕獲率が上がる効果が見込めます。また、I C T機器よりも、さらにわなの状況を詳細

に把握することができるため、今後設置の検討を行ってまいりたいと考えております。
以上です。

○小林委員

状況がよく分かりました。非常にこの部分というところは実際に私も見させていただきましたが、やはり現場に行っているいろんなコメントを聞いて、その中で感じたことというのが、さらにICTを活用して、監視カメラ等を活用して、捕獲隊の方の負担を軽減ということが非常に重要だと思っておりますので、引き続きの対応のほうをお願いしておきます。

私からは以上です。

○森戸委員

有害鳥獣対策から。猿に関連して、猿の出没と被害状況と市内での分布、近年の動向、それに対する対策、その辺からお願いいたします。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

猿の出没についてですが、今回、虹ヶ丘に特に出ております。件数でいいますと13件程度の報告等がございました。

今、光市内におきましては、群れというのは今のところなくて、離れ猿等がしばしば塩田地区、東荷地区等では見られているという情報が入っております。

猿出没に関しましては、周辺地域住民に周知を行い、また、ホームページ、SNS等で市民にお知らせをしているのが現状でございます。

以上でございます。

○森戸委員

通報件数がどのぐらいあって、被害額がどのぐらいあって、全体のエリアの分布がどれぐらいあって、近年の動向みたいな、そういうところは分かりますか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

猿の農作物被害は多少はありますが、それほどひどいというものはございません。今のところ、人的被害も報告されていないので、その辺は安心しております。

以上です。

○森戸委員

全体の総数みたいなのは、通報件数でもいいし。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

猿の通報件数は、6年度でいいますと、20件となっております。

以上です。

○森戸委員

あと捕獲に対しては、何らかの報奨みたいなのがありましたか、猿は。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

捕獲隊が捕獲すれば、捕獲奨励金の対象になります。

○森戸委員

そこまで言われるなら、お幾らかとかその辺は。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

猿1頭につき3万円です。

○森戸委員

実際に捕獲した件数というのは。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

今年度につきましては、捕獲はまだされておられません。

○森戸委員

以前、もう数年前になると思いますが、東荷とか塩田で大型の箱わなを設置していたと思います。実際に集団で相当捕れたと思われませんが、その後は、そういった箱わなの今の設置状況といたしますか、その辺はどのようになっていますか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

今、市で管理している大型囲いわなは、塩田地区と東荷地区に2基ございます。そのほか、小さい箱わな、猿用が8基ございます。

今現在、塩田と東荷に大型囲いわなを設置しております。その当時、28年と29年に設置したと思います。塩田地区につきましては、延べ57頭くらいの捕獲がありました。設置した当時、塩田地区におきましては、30から50、もしくは、それ以上の猿の群れがいたということで地元と協議をいたしまして、まず、塩田地区に28年度に設置をしました。翌年度、東荷地区にも、猿の群れがいるということで、東荷地区にもお話を持っていく、設置に至っております。

この管理につきましては、地元のコミュニティセンターに依頼をして、草刈りと、餌やりの当番をやっていただいております。あとは、設置者としては市になりますので、職員が見回りを行っております。

以上です。

○森戸委員

現状では、実際にただ置いてあるだけとか、そういう状況にはなっていないですか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

この大型囲いわなを、移設ができるのではないかと思われませんが、大型囲いわなは、8 m掛け8 mの大きさになります。この大型囲いわなは土着していますので、移設を考えるのであれば、職員では行うことはできないと思われます。移設をする場合には業者へ委託をすることになりますが、移設にかかる費用が新設する場合とほぼ変わらず高額になります。

また、わなの設置要望がある場合、周辺にある程度の頭数というか群れがいないことには、なかなか設置しづらい部分もございませす。また、それだけの大きな物を置くため、土地なり設置する場所等も限られてくると思ひますので、なかなか厳しいと思われます。

今は、コミュニティセンターのほうで餌やりとか草刈りを定期的にやっけていただひていますが、そういったことも地元ができるとか、いろいろ条件がありますので、すぐすぐというのはなかなか難しいのかなと考へておひませす。

以上です。

○森戸委員

一旦設置をすると、じゃあ現状のところはのけられなくなるという意味合いだと思ひますが、管理が行われていないような、実際に見てきたんですけど、そのまま置いてあるというような状況があろうかと思ひますので、何かもっと効率的にできる仕組みはないのかなというふうに思ひますけれども、なかなか入らなくなると、餌もやらなくなると当然かからなくなりますし、どうすればいいんですかね。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

出沒をするということで、大きな囲いわなは、移設が難しいので、その辺は何とも言えませんが、対応とすれば、出沒すれば現場確認して、必要とあれば、小さな箱わなを設置、大型囲いわなは、ある程度の出沒件数がないとなかなか置くに置けない状況と考へませす。

以上です。

○森戸委員

当分、餌をやっけていないような状況のわなとか、どうするかはちょっと考へていただけたらと思ひませす。また、餌をやるのかどうするかも含めて。移動式のわながあるんかどうかは分かりませすけれども、箱のですね、そういうのも一つの検討の対象なのかなと思ひますので、その辺はまた調べておひていただけたらというふうに思ひませす。

実際に農免道路とかを通るときに、群れで見たことがありますので、それはコミセンにお伝えをしましたけど、相当の数だったと思ひますので、効果的な捕獲ができるように、もう一度見直しをしておひていただけたらと思ひませす。

それと、先日、熊が周防の新宮のところを出たということで、その後はどうなったの

かも含めてお知らせをいただけますでしょうか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

周防で捕まりました熊についての状況を説明します。

令和6年6月18日13時40分、わな設置者よりイノシシ用箱わなに熊が錯誤捕獲されたと連絡が市のほうにございました。14時10分、現地確認し、熊が捕獲されていることを確認したため、直ちに周南農林水産事務所、光警察署に連絡を行いました。周南農林水産事務所に確認すると、住宅地に近いため殺処分の可能性が高いということで、銃を所持いたしました隊員1名程度の要請を受けたため、準備する旨を熊レンジャー隊光隊に連絡を行いました。また、注意喚起のために、教育委員会、こども政策課等にも連絡をし、周知を行いました。

その後、周南農林水産事務所、光警察署、市で協議を行い、熊の捕獲場所が住宅地に近いということで、殺処分もやむを得ないということで決定しました。15時35分、熊レンジャー隊光隊により熊の殺処分が行われました。殺処分された熊の全長ですが、125cm、体重が36kg、雄の成獣となります。

殺処分後、山口大学が検体として受入れが可能ということであったため、県の自然保護課が山口大学に搬入をしていただきましたので、埋設処分ということはしておりません。これが当日の状況です。

以上です。

○森戸委員

熊が1日に30kmぐらい行動するというふうに聞いていますので、ちょうど捕まったところは、虎ヶ岳に行く登山道等にも近いところですので、近隣住民への周知はもちろんのことなんですが、結構1日当たりの登山者が多いといいますか、いろんな登り口がありますので、そういう登山者に対する注意喚起というのはどういうふうに行われているのでしょうか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

いろいろ難しいんですけど、昨年より光市のみならず、周辺自治体においても熊の目撃情報が相次ぎ、塩田地区において捕獲され、今年度も周防地区において錯誤捕獲されました。

今、光市内において、どこに熊が出没してもおかしくない状況と考えておりますので、登山者に対する熊への注意喚起についてということですが、もう市内どこにでも出没する可能性があることから、登山者のみに限定することなく、広く周知することのほうが重要と考えており、市ではホームページ上に熊の出没情報を掲載し、今年度からは出没場所等が分かるように、SNSやメールマガジン等々にもお知らせしておりますので、そちらのほうをしっかりと確認をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○森戸委員

周防で捕まったところは、本当に県道の歩道に近いところでしたので、まさしく出会い頭みたいなのもあり得ますので、限定するのがなかなか本当に難しいです。ということで、注意喚起をよろしくお願いいたします。

それと、松枯れについてお尋ねをいたします。市内の両海岸、室積海岸と虹ヶ丘の海岸で相当な松が枯れている。復興記念の森とか、陸前高田に行って兄弟松を植えたところも枯れていて、今までにないぐらい枯れているような状況がありましたので、地域の方から、一体何が原因なんだというふうなお問合せが結構頂きますので、その辺のまず原因といたしますか、その辺はどのように捉えておられますでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

海岸松林の松枯れについての御質問かと思えます。

現在、室積、虹ヶ丘の両海岸におきまして、松枯れが多数確認されております。いずれの箇所におきましても、昨年度実施しました枯れ松の伐倒駆除完了後に枯れが進んでいるものと考えております。このため、先月、室積、虹ヶ丘の両海岸におきまして、松枯れの目視確認や部分的な伐採を職員において実施したところでございます。

こちらの原因についてのお尋ねでございましたが、枯れ松を職員において伐採した際に、マツ材線虫病の原因となりますマツノザイセンチュウ、線虫の餌となります青変菌といたします菌です。菌の繁茂については確認されておられませんけども、切断面の松やにの分泌については非常に少ない状況が確認されたことから、マツ材線虫病による松枯れが疑われているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

県と何かしら協議とか確認とか、その辺はされましたか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

山口県との協議というお尋ねでございましたが、この春から松枯れがひどいものですから、県の農林水産事務所、もしくは農林総合技術センターのほうに問合せをさせていただいておるところでございます。松枯れについては、今年度に限ったことではないところではございますが、近年も松枯れがひどいというような御回答を頂いております。

以上でございます。

○森戸委員

地域住民の方から見て相当数、今年が一番ひどいんじゃないか、そんな声が聞きますので、その辺の対策ができるものなのかどうなるか分かりませんが、その辺はいかがですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

マツ材線虫病による松枯れと想定してのお話をさせていただきますと、昨年度の夏は全国的に気温が高かったこともございまして、線虫病を引き起こす原因となりますマツノザイセンチュウ、もしくはそれを媒介しますマツノマダラカミキリについては変温動物でございますので、一般的には気温が高くなると、それらの活動が活発になるということとなっております。

対策についてのお尋ねかと思いますが、本市におきましては、これまでも御説明させていただいたようなこともございますが、枯れた松の伐倒駆除や枯れる前の樹幹注入、そういった松枯れの対策を続けておりますので、こういったものを引き続き続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

光にとっては観光資源というようなこともありますし、防砂林、防風林、いろんな機能もありますし、一番は市民としての心のふるさとのような、そういうもので、誇りにつながるところでありますので、原因をまた注視をしながら、県とも連携しながら、大切な資源を守り育てていただきたいというふうに思います。

それと、移住・定住についてお尋ねをいたします。

新聞報道等でもたくさん出ておりますけれども、県内への移住が最多の4,312人ということで、これまで山口県全体として一番今年度が多かったというようなことであります。東京とか大阪、山口市、小郡に置いております移住相談拠点やまぐち暮らし支援センター、これは県の相談拠点ですけれども、実際に相談が、23年度にあったのが1万2,351件で、そのうち4,312人が移住をしたということですから、相当その相談された方に対する実際に移住したという成果です。それは非常にすばらしいなというふうに思います。

こういった件は相談があったところに対して、下見で来られた場合に交通費を一部補助したりであるとか、今進めているのが、県営住宅等を活用したお試し移住であるとか、相談された方に対して継続的に情報発信をしていると。1回の相談だけで終わらせるのではなくて、それをチャンスと捉えて情報をずっと送り続けていると。そういうことが移住・定住につながっているというふうな分析が新聞等に出ておりました。

移住の一番数が多いのが、宇部市で4,312人のうち1,249人、光市はいくらぐらいかという74人ということで、下から数えたほうが早いぐらい、その数としては少ないという現状が新聞報道等でなされておりました。

こういった部分に関しましては、どういうふうに受け止めておられますでしょうか。それと、特に宇部市が1,000人を超える移住・定住が起こっておりますので、そういったところをどういうふうに分析といいますか、他市町の分析をしているのか、その辺のところがあれば教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

御紹介いただいた移住者の数は、宇部市が1,249人、それに対して光市が74人という

ことですけれども、この数字については、転入されてきた方がアンケートに回答いただいて、その中から就学や転勤を除いた数が計上されているものと報道もされております。

実際に、この移住者の数というのが、そのアンケートに回答したかどうかというところもまずありまして、市でも窓口を設置しまして、アンケートへの記入の促進には努めておりますが、どのぐらいアンケートに答えていただいているのか、その辺りまでは把握はしていません。実際にこの数字から、少ないということと言われても仕方がないと思っておりますが、これだけでは計ることはできないと思っております。

以上です。

○森戸委員

実際にアンケートの制度というものは別といたしまして、実際に各市町の移住・定住対策、そういうものを比較されたことがございますか。いろんな取組をされておられるんですが、要は成功事例に学ぶというのが一番早いと思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

移住の施策については、市でも他市町は参考にしたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

ぜひまずその辺のところから移住・定住対策始めていただければというふうに思います。

宇部市は、宇部市移住計画というのをつくってありまして、支援策だけではなくて、住まいに関するもの、子育て支援策、様々な支援策、奨学金も含めて、あと働き方、全ての角度から移住につながるようなワンストップの相談窓口というふうなイメージで設定しておりますので、とても参考になると思いますので、それプラスシティプロモーション、今あるシティプロモーションの仕組みも全て加えられていますので、ぜひ参考にしていただけたらと思います。

空港があるというのも強みだとは思いますが、東京から90分で来れますよみたいに書かれていますので、相当な都市間競争に光は負けてるんじゃないかなというふうに思いますので、しっかり他市町の現状を分析していかないと大変なことになるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ力を入れてやっていただけたらと思います。

観光シティプロモーションという部署をつくったわけですから、ぜひ成果を出していただけたらなというふうに思います。

それと、山口県との連携です。最初に言いましたけど、やまぐち暮らし支援センター、ここで1万件を超える相談件数があるわけですけれども、こういったところとの連携というのはどういうふうに行われておりますでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

やまぐち暮らし支援センターにつきましては、就職から住まい、暮らしなど、移住に伴う情報を一元的に提供し、移住希望者の具体的な相談に応じる窓口として、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議によって設置されております。

本市においては、主に東京に設置しておりますやまぐち暮らし東京支援センターと連携し、本市の魅力や情報を発信するとともに、移住希望者とのマッチングを担っていただいております。職員が上京した際には、直接情報共有を図ったり、センターからの情報を受けて、移住希望者との電話やオンラインによる対話を行ったり、緊密な連携に心がけているところです。

昨年度は、先ほども申し上げましたが、センターからの要請を受けてオンラインで対話をしまして、実際に移住に結びついたという案件もありました。

現在は東京との連携が主になっておりますが、大阪、山口にもございますので、そういったセンターとも連携をしながら移住促進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

県と連携するというのは、県の県営住宅を活用したお試し制度みたいな、移住のお試し制度みたいなのもできる模様でございますので、ぜひ連携をしていただけたらと思います。

県のほうは、相談があったところに継続的に情報発信をしているというふうなことを申し上げましたが、市ではそういった相談があったところに対しては、継続的な発信というものはやられておられますでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

やまぐち暮らし支援センターとは、そういった情報共有というのは図っております。

○森戸委員

いや、私が言いたいのは、直接こちら側に相談があったところに対しては、光市として、魅力の発信なりを継続的にやられておられるのかどうか。例えば、こういったイベントがありますよとか、継続して情報を発信することが移住・定住につながっていくと思いますので、その部分のちょっと確認ができればというふうに思いました。県ということではなくて、光市がどういうふうにアプローチをしているか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

相談としては、こういった県のセンターを通すというのもありますし、個人的に相談をされてこられる方もいらっしゃいます。その際にはもちろんいろいろな支援策の情報提供をさせていただいておりますし、その後もなるべくそういった方とは連絡を取り合っ、移住促進に努めているところです。

以上です。

○森戸委員

実際やられているということで、相談があった人に対して、継続的に情報発信をして移住に結びつけるというところが基本的なことだと思いますので、引き続きお願いできたらというふうに思います。

それと、以前に県はやまぐち三世代同居・近居というものを進めておりました。現在も進めているんですが、制度ができた時点では、金銭的な支援制度があったんですが、現在ではやまぐち三世代同居・近居パスポートというものを発行して、そのパスポートを提示すれば、いろんな割引があるとか、そういうふうな仕組みになっております。

これは、市の移住・定住の窓口からも入れることになっておりますが、現状では、こういったパスポートを持っておられる方、近居・同居の実態といいますか、実際にそういうふうなことが起こっているのかどうかも含めて、その辺のところをまずお知らせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

御紹介いただいた三世代同居・近居の促進につきましては、現状、市の独自の制度はありませんが、県が行っておりますやまぐち三世代同居・近居パスポート交付制度につながり役割を担っております。

これは、委員に御紹介いただいたとおりですが、実績について県に問合せたところ、令和3年度につきましては67件の申請があって、そのうち、申請者の現住所が光市の方というのが3件、令和4年度は88件のうち、現住所が光市の方が3件、令和5年度は54件のうち、令和5年度については光市の方はゼロ件であったというふうに聞いております。

以上です。

○森戸委員

ありがとうございました。近居・同居を進めると、可処分所得に余裕が出るということで、教育的な効果も、保育とか期待をされておりましたので、そういう現状ということがよく分かりましたので、ありがとうございました。

そういうことをすれば、支援制度があるということも、帰ってこられたりする動機づけになるやも分かりませんので、引き続きサポートをお願いできたらというふうに思います。

それと、シティプロモーションそのものについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、シティプロモーションをすることで移住・定住にもつながりますでしょうし、今おられる市民の誇りが高まるとか、いろんな効果があろうかと思えます。

基本的に、シティプロモーション自体はどういったところに向けて、何をプロモーションしていくとか、そういった基本的な考えというんですか、そういうものはあるのでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

シティプロモーションの考え方ですが、昨年4月に観光とシティプロモーションが一緒になりまして、一体的な取組をしていくということで本課が設けられた経緯があります。もちろんそれが移住や定住につながっていく、そういったことも含めて本課が担っていくところだと思っておりますが、今はまず観光・シティプロモーション推進課としてすべきことは、市民の皆さんと連携し、協力を頂きながら、市の魅力を発信、発見する。そういったものをどういった形、どういった方法で発信し、全国に広め、認知度の向上を図って、観光客に来ていただくか、移住・定住につなげていくかといったものを本課が担うものと考えております。ひかりの魅力発信・発見支援事業といったものも活用し、市民の皆さんのお力をお借りしながらいろいろな魅力を探して発信していくことが、私たちに課せられたものと思っております。

以上です。

○森戸委員

了解いたしました。プロモーション自体はもう待ったなしと言われるところだと思いますので、ぜひ一度プロモーションの意義とか目的とか目標とか、目標みたいなものではないと思いますので、一度そこを詰めていただけたらと思います。誰をどのようにターゲットにするのであるとか、何を伝えていくのかを含めて、シティプロモーションの基本の計画みたいなものをぜひ一度取りまとめをお願いして、仕事として進めていくという形を取っていただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

順番に行けたらと思うんです。まず光市のPR大使についてお尋ねできたらと思うんですが、先日、就任セレモニーがあって、外にもポジティブなニュースとして広く広まったかと思うんですが、PR大使についてお尋ねできたらと思います。

それと、あと今まで観光協会のほうで光きらめき大使というものもあったと思いますが、それとのちょっと整理について教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

光市PR大使については、光市出身または光市にゆかりのある著名人を通じて、魅力や情報を発信し、イメージアップや知名度の向上につなげることを主な目的として、6月19日、お笑いコンビのぺこぱに委嘱状の交付を行ったところです。

また、大使の役割として日常の活動の中で様々な媒体を通じて本市のPRを行い、イメージアップや知名度の向上に協力頂くこと、また、文化、芸術、芸能、スポーツ等の大使の専門分野の振興に関する提案を頂くこととしております。

このたびの光市PR大使は本市の自然、歴史、教育、子育て、産業、食といった様々な分野の魅力や観光やイベントなどの情報を発信していただきたいとテレビやラジオ、

SNSといった多様な媒体でマルチな活躍をされ強力な発信力を持った本市出身の松陰寺さんと相方シュウペイさんに御協力頂くこととしたものです。

一方、光きらめき大使については、光市出身の歌手あさみちゆきさんに対して観光協会が委嘱しているもので、本市の観光振興に御協力頂いているところです。光きらめき大使に関しては、委嘱した経緯から、あさみさん固有の大使の名称と認識しておりまして、仮に今後、観光協会がどなたかを大使として委嘱する際には、別の名称で大使を委嘱することになると認識しております。

このたび、ぺこばのお2人に委嘱した光市PR大使については、今後もこの事業に御協力頂ける本市出身またはゆかりのある著名人に委嘱する可能性があると考えておりまして、2人目、3人目と増やしていくことで、多くの人に本市のことをPRしていただき、イメージアップや知名度の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

分かりました。今、観光協会のほうできらめき大使はあさみちゆきさん固有のものだということで、今後、観光協会に任命するときは別の名前でというような御説明もありましたけど、PR大使というものができて、何個もあるとちょっとこっちも混乱してしまうという部分があるので、整理をしていただきたいなという部分と、あと観光協会のほうで紹介されている方というか、光市出身で山口県のふるさと大使に任命されている方も多くいらっしゃいますので、今後そういった方たちも積極的に任命をして広げていただけたらと思いますが、その辺は、お考えはいかがでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

光市PR大使につきましては、ぺこばさんに限るものではありませんので、今後いろいろな方にアプローチをしまして、御協力頂けるようであれば委嘱していきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

よろしく願いいたします。

次に、今回20周年記念事業の1つでもある「光」と「食」のわくわくフェスタについて取り組むことになっていますが、現在の進捗状況について教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員に御紹介いただいた「光」と「食」のわくわくフェスタについては、光を視点とした体験型デジタルコンテンツなどを設置することや、食を視点としたキッチンカーの出店により、子供から大人まで幅広い年代の市民の方に来場いただくことで、新市誕生20周年をお祝いする機運の醸成を図るとともに、まちのにぎわいを創出しようとするも

ので、8月18日から24日までの7日間、地域づくり支援センターで開催する予定としております。

これまでの取組状況ですが、民間業者の有するノウハウを有効活用し、効果的かつ魅力的なイベントとするため、光を活用したコンテンツや、ARやVRといったデジタル技術を活用したコンテンツなどの体験型デジタルコンテンツの部門、周知のためのポスターやチラシのデザイン、開幕セレモニーの内容について、公募型プロポーザル方式により業者選定することとし、4月25日に募集公告を行った後、5月30日に選定委員会を実施し、参加資格要件を満たした5社によるプレゼンテーションを行ったところです。その結果、評価点の合計が60%以上を獲得したもののうち、一番高い評価点を獲得したリコージャパン株式会社山口支社が優先交渉権者として選定され、現在は、提案内容を基本に契約に向けたブラッシュアップを図っております。

また、キッチンカーの出店については、6月3日から24日の期間で出店者を募集しており、現在までに幾つかの応募があります。

本事業は多くの子供に来てほしいという思いから、夏休み中に実施することとしておりますので、暑さ対策が課題となりますが、テントなどにより日陰をつくることやスポットクーラーやミスト扇風機の設置といった対策を講じるなどして、市民の皆様にも少しでもよい環境で楽しんでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田中委員

詳細ありがとうございます。夏休み期間中にということで取り組むというところがあるんですけど、内容について先進的なものなのでなかなか想像が付きにくいというものがございます。また、夏休みに入ってしまうと、なかなか子供たちに情報を伝えにくいという部分があって、夏休み期間に入る前に子供たちに告知することが有効なのかなと思いますが、詳細の内容ポスターについては、いつごろ対外向けに出せれるようになるものか、その辺りを教えていただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

周知のためのポスターやチラシは選定業者にデザインを依頼しておりまして、現在、そのデザインを進めているところですが、夏休みに入る前に子供たちには行き渡るように、7月中旬ぐらいまでには印刷をして、教育委員会を通して配付できるように準備を進めております。

以上です。

○田中委員

分かりました。とても楽しみにしておりますのでよろしく願いいたします。

次に、地域おこし協力隊員の募集状況についてお聞かせをいただけたらと思います。今年度、観光分野についても募集するという事で取組をスタートしておりますので、お願いいたします。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

地域おこし協力隊員の募集については、現在、地域づくり推進課が所管する東荷地区の地域資源を活用した地域活性化をテーマとした募集と、観光・シティプロモーション推進課が所管する観光振興分野における募集、この2件の募集を行っております。

応募状況ですが、東荷地区については、興味を持たれている方がいらっしゃいますが、現時点では進展はないところです。

観光振興分野についても何件か問合せはありますけれども、今現在、着任には至っておりません。

今後、興味を示していただける方とはこまめに連絡を取り合い、疑問や不安の解消を図ることで応募につなげていけるように努めてまいりたいと考えております。

また、応募促進のため、市のホームページのトップ画面のスライダーに掲載し、目につくような工夫をしているほか、県や一般社団法人移住交流推進機構が運営する移住支援サイト、民間の移住促進情報誌に掲載するなど情報発信に努めているところです。

以上です。

○田中委員

分かりました。所管が2つあるという部分で、今募集がかかっている反響があるということでお聞きしたかと思いますが、この募集については、この観光・シティプロモーションのほうに窓口になるということで、興味を持った方との折衝というか、初めて会う光市のイメージになってくると思うので、大変重要な役割を担っているかと思います。なので、こまめに連絡を取りながら、また民間の情報誌等への情報掲載も含めてやられるということで、積極的に行っていただけたらと思っているんですが、ここで1つちょっと民間の力を使うということで、提案も含めてなんですけど、デジタルの部分で移住スカウトサービスというスマウトというものがあって、移住を希望している方たちが基本情報を自分で入れて、それに対してもうダイレクトに自治体のほうからマッチングする人に対して情報提供できるというものが今広がって、それが成果を生んでいるというお話があるんですけど、そういったものを活用して、積極的にPRというか、協力隊をつかまえるという方法もあるかと思いますが、その辺の民間の活用という部分で考えをお聞かせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

民間の活用ということは、先ほども申し上げました情報誌の掲載というのもありますし、委員の言われているスマウトについても、情報は持っておりまして、今年度から実施をしたいと思っていましたが、活用を考えていた無料プランが5月末をもって消滅してしまいました。予算が伴うことにますので、来年度以降については、またその活用については検討していきたいと考えておりますし、ほかの民間のサイトについても、情報収集して啓発に努めていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員

分かりました。私もこれを知ったのが、県内で移住者を受け入れるという地区の方から、実際にそれを活用された方からこういう仕組みがあるんだよという話を聞いて、その成果についてお聞きしているのです、ぜひ活用していただけたらと思いますのでよろしく願いをしておきます。

次に、ニューファーマー、ニューフィッシャーの状況についてお聞きできたらと思うんですが、ニューファーマーもニューフィッシャーもなかなか3年目、5年目と離職率が一般の職種よりも高いという課題がある中で、光市も早くからこれ取り組んできたので、もう5年目を超えている方たちも多くいるかと思うんですが、現在の状況について、まずお聞かせいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

ただいまニューファーマー、ニューフィッシャーの状況についてお尋ねを頂きました。まず、本市のニューファーマー、新規就農者の状況からお答えいたします。

過去5年間の状況で申し上げますと、令和元年と2年度に3名ずつの新規就農者があり、3年度及び4年度は4名ずつでした。速報値にはなりますが、令和5年度はゼロで、令和6年度、本年度は、現在2名の新規就農者がおり、現時点では計22名の状況でございます。

続きまして、ニューフィッシャー、新規漁業者の状況ですが、平成21年から現在まで計10名の方が独立され、そのうち7名は現在も本市の漁業者として漁業に従事されております。令和6年度は、新たに1名の方が長期研修を終えて独立の予定となっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ファーマーについてはもう順調に増えていっているんだなというところと、フィッシャーについても、今年度1名また増えるということでお聞きして、一般的な課題で言われている、支援がなくなる5年後以降に自立してやっていくという部分が課題と言われているんですけど、今、令和元年よりも以前に就農、就農というか漁業もですけど就かれた方たちというのは、どういった声があるのか。元気にされているのかというか、状況についてお聞かせをいただけたらと思います。自立してやれているのか、そういった何か課題があるのかないのか、なければないで大丈夫ですので。

○影土井農林水産課長

ニューファーマーにつきましては、個人でやられる自己経営の方が10名、それぞれ状況に違いはあるかもしれませんが、現在も全員が農業に携わっているものと認識しております。

一方、農業法人等に就職された方は、そのうち約半数の12名の離職について把握をしております。中には、法人から独立して自己経営を開始された方もおられ、それぞれご事情があると思いますが、本市としましては、こうした状況をしっかりと把握しながら、引き続き、新たな担い手の確保をしっかりと進めていくとともに、就農後の定着支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。法人からの離職を今言われて、独立された方もいらっしゃるということで、詳細についてはお聞きしないんですけど、やっぱり厳しい部分もあるのかなというのがちょっと伝わってくるんです。それで、5年たって、自立してやっているんだけど、厳しい状態でやっているのか、それとも、すごいもうかってという言葉がいいのかどうか分からないけど、もうかってこう生き生きやってるのかで、それを見て、次に目指す方たちの状況も変わってくると思いますので、今、物価高騰等でもすごい厳しいという声は世の中的に聞いているんですけど、その辺の現状のお話もお聞きしながら、生き生きと活躍できるように、伴走型支援じゃないですけどやっていただけたらと思いますので、このことをお願いしておきます。

次に、ひまわりプロジェクトの取組について、私もこれは昨年から期待しておりますので、状況についてお聞きかせをいただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

ひまわりプロジェクトの本年度の取組ということでご質問を頂きました。

昨年度は、6農業者の皆さんに実証実験として実施していただきましたが、本年度はそうした取組も踏まえながら、SDGsチャレンジということで、持続可能な循環型の事業に取り組んでいきたいと思っております。

その中でも5つの柱を持って取組を進めていこうとしております。まずその1つ目が「広げる」であります。光ひまわりおひろめ隊の隊員を広く募集し、市内にひまわりを咲かせていく取組に御参加を頂きます。隊員の皆様には、市のほうより認定証を交付し、必要な量の種を配付してまいります。

本件について、現在までの状況ですが、隊員の募集を広報で広く呼びかけ、現在10名の隊員の方に認定証を交付しております。既に種まきもしていただいております。圃場によっては若葉の芽生えももう既に始まっているところでございます。

さらには、市内11の小学校にも声をかけさせていただき、御賛同頂けることになりました。

こうした市民隊員の10名、小学校隊員の11名、計21の隊員が、光ひまわりおひろめ隊の隊員として取り組んでいただいております。

生育の状況にもよりますが、今年の夏は、こうした21のひまわり畑を皆さんに見て回っていただける予定となっております。

次に、2つ目の「つなげる」でございます。こうした市内に広がったひまわり畑をし

っかりとつなげていく必要があると考えております。市民隊員の10名が取り組んでいるひまわり畑で、見学者は5か所を見て回り、写真を撮っていただく周遊フォトラリー、こうした取組を考えております。達成者には商品として、本市が取り組む「米消費拡大推進事業」を活用し、PR用のお米の受け取りの窓口を里の厨に設定することで、本市の地産地消、里の厨の消費拡大にもつなげていきたいと考えております。

3つ目は「楽しむ」であります。本年度もひまわり見学会をこの夏に計画しております。本市のイメージ戦略とともに、SNS等を活用しながらしっかりPRしていきたいと考えております。

4つ目は「高める」になります。ひまわり開花後の農地の利活用も大事になってまいりますので、新たな農作物の栽培等も促進していきたいと考えております。

最後の5つ目が「使う」になります。本プロジェクトから採取できた種につきましては、次年度以降の事業展開に再利用していく、こうした広げる、つなげる、楽しむ、高める、使うといった、5つの柱を持って、本取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

詳細ありがとうございます。今ホームページ等でも情報発信をされていて、小学生たちが種をまく姿等もあって、共に育てるといような感じで姿を見させていただいています。

こういったところから愛着につながりながら、実際にそのひまわり畑の見学のときにつなげていくということが、情報発信の連続性とか、今後の発展性にも必要ではないかと思っておりますので、引き続き期待しておりますのでよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○大田委員

光の事業所に、「光に住んで、働こうやー！」支援事業というんで、人材の確保、育成、定着の取組を3本の柱で支援しますということで、光市が発信しております。1つが知ってもらいで、中小企業等の知名度向上ブランド化補助金で、補助上限が30万円ということで、また試してもらいで、インターシップ促進事業でして、学生1人の受入れにつき1万円で上限10万円と。また3つ目で住んでもらいで、中小企業等人財定着・定住支援補助金として、1業者当たり補助金が30万円と、それから、家賃と共益費の50万円が提示されているんですが、そこのところ、前聞いたと思うんですが、もう一遍詳しく教えてほしいと思うんですが。

○佐々木経済部次長

「光に住んで、働こうやー！」支援事業についての御質問でございます。

この支援事業は、人手不足に直面する中小企業などの人材確保、育成、定着を促進するための事業で、3つの補助事業で包括的に支援をしようとするものでございます。

先ほどございましたとおり、企業を知ってもらうことから始まり、インターンシップ

で就業体験し、就業した後には本市に住んでもらう、働き続けられるよう従業員を育成する、これら3つの事業を一体的に展開して、本市に定住してもらって、働き続けられる環境の充実を促進しようとするものでございます。

まず、1点目の中小企業等知名度向上ブランド化補助金は、市内に事業所を有する中小企業等が求人採用活動を行う際の経費を補助するもので、例えば、就職・転職情報サイトというものがございしますが、そういったところへの求人情報への掲載料、それから、採用に関するホームページとかPR動画、パンフレットなんかを作る作成費用、こうしたものへの経費の2分の1を補助するもので、1事業者当たりの補助上限額を30万円としております。

2点目のインターンシップ促進補助金につきましては、市内に事業所を有する法人や個人事業主の事業者が、高校生や大学生、短大、専修学校などの学生のインターンシップを受け入れた場合に、学生1人の受入れにつき1万円を交付するもので、1事業者当たり10万円を補助上限とするものでございます。

3点目の中小企業等人財定着・定住支援補助金につきましては、中小企業等に対しまして、これは2つの補助事業でございまして、人財定着支援事業につきましては、従業員の育成や定着につながる研修や講習に要する経費の2分の1を補助するもので、1事業者当たりの補助上限を30万円、2点目の人財定住支援事業は、従業員を居住させるために、市内の賃貸住宅を新たに社員寮や社宅等として1年以上借り上げる場合にその経費を補助するもので、12か月分の家賃と共益費の2分の1、または事業者負担分を補助するもので、1事業者当たりの補助上限を50万円としているものでございます。

以上でございます。

○大田委員

大体の大まかなことは分かりました。そしたら、1の中小企業等知名度向上ブランド化事業で、1事業者当たりが上限が30万円と、何社までいいんでしょうか。それと、どのぐらいの利用者があったのかちょっと教えてください。

○佐々木経済部次長

まず、何社までがいいのかということでございますが、上限が30万円でございますので、そこに満たなかった場合には、当然残りの予算も増えてまいりますので、一応予算上は30万円掛ける15事業者ということで、15事業者ということで計算をしておりますが、予算に余剰がございましたら、それ以上の事業者ということにもなり得るかなというふうに思っております。

○大田委員

そうすると、1事業者が最高で30万円と15だと450万円を予算で見ているということであるということですね。それで、その実例というのはあるんですか。

○佐々木経済部次長

実績でございますが、5年度の速報値になります。先ほどの企業知名度向上ブランド化事業におきましては、10事業者の16件の実績でございます。
以上でございます。

○大田委員

それは、11事業者で16件ということでございましたが、それが全部ほとんど。

○佐々木経済部次長

10事業者の16件でございます。

○大田委員

10事業者の16件ということで、それが、最高の上限1社当たり30万円達しつちよったんですか。それとも、それがそこまで行ってないということで、大体どのくらいの実費がいったのか教えてください。

○佐々木経済部次長

それぞれの事業者の金額というのは、ちょっと今手元にはないんですが、予算が令和5年度は300万円で想定しておりまして、支出がそこまで行ってません。220万円程度でございますので、上限には達していないということでございます。
以上でございます。

○大田委員

このたびは300万円より150万円増えて450万円になっているんですがそれほど事業者のほうが使ってもらえるように啓発活動をしてもらいたいと思っております。
また2番目のインターンシップについてもう少し詳しく教えてほしいんですが、これも1事業者当たり上限が10万円というふうに書いてあったんですが、これは大企業も含むというふうに書いてあったんですが、実例なんかがありましたら教えてください。

○佐々木経済部次長

インターンシップの実例でございますが、これも5年度の速報値でございますが、5事業者から申請がございました。インターンシップの受入れについては、8つの学校から受入れ人数が19人ということで申請を頂いて、補助金を交付しております。
以上でございます。

○大田委員

今、8学校から19人と言われたんですが、これは個人的に申し込んでもいいんですか。それとも、そういうふうに8学校とかというように、学校からの申込みなんですか。

○佐々木経済部次長

これは、学校からの申込みでも結構ですし、個人の申込みでも結構ですし、またインターンシップの関連の協議会というものもございますので、そういったものを通じた申請というか、インターンシップの申込みというものについても、補助の対象としております。

以上でございます。

○大田委員

これは、要するに1日だけですか、それとも1週間とか、二、三日とか、いろいろ日にちがあると思うんですが、1事業所1万円交付と、受入れ日数は問わないというふうに書いてあるんですが、そののちをちょっと詳しく教えてください。

○佐々木経済部次長

言われるとおり、受入れの日数については制限は設けておりません。ものによっては、1週間程度のインターンというものもございますし、二、三日程度というものもございます。

以上でございます。

○大田委員

これは受けるほう側として、インターンシップということは当然無料ということになると思うんですが、1週間も働くとなると、要するに極端な言い方すると、アルバイト代を支払うということになるんじゃないかと思うんです。そののちはどういうふうを考えておられるか。

○佐々木経済部次長

あくまでインターンシップは就業体験ということでございますので、そういった雇う経費ということの支払いというのはないとは思いますが、当然作業をするのであれば、作業着が必要になったりとか、あと研修を受けるに当たって、その資料の印刷であったりとか本を購入するとか、そういったことも必要となつてまいりますので、そういったものの経費に充ててもらおうという考えでございます。

以上でございます。

○大田委員

これは今1事業者が10万円として、1項目めは、15事業者の450万円を見ておられたんですが、総予算は何ぼを見ておられたんですか。

○佐々木経済部次長

令和5年度につきましては120万円、令和6年度、今年度につきましては90万円としております。

以上でございます。

○大田委員

令和5年度よりも6年度のほうが下がったということは、それだけ利用者がいないという見込みで下げられたということですか。

○佐々木経済部次長

これは、5年度の実績で見ますと、1事業者当たり10人まるまる活用されたということが少なかったんで、1事業者当たりの人数を6人程度だろうということで、それに加えて事業所数をより増やしていこうと、しっかりPRして増やしてもらおうということで、6人掛ける15事業所ということで90万円という形で予算をつくっております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうインターンシップで来てもらって、そこに翌年の4月から入ってもらうような努力は絶対必要だと思いますから、ぜひ一生懸命進めていてもらいたいと思っております。

また3番目の中小企業等人財定着・定住支援補助金を出されているのですが、1事業者当たり家賃、共益費50万円で見られているんですが、実績がどのくらいあるかどうか。

○佐々木経済部次長

社宅等の支援のところにつきましては、令和5年度につきましては、残念ながら取組はございませんでした、これは速報値でございますが、6年度につきましては、現在申請がありましたので、今後さらに拡大できるようにしっかりPRしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは、総額どのくらい見ちよってですか。

○佐々木経済部次長

令和5年度の予算でいきますと、最大50万円の5事業所で250万円、令和6年度の予算は、50万円の3事業所で150万円という積算をしております。

以上でございます。

○大田委員

これも5年度よりも6年度のほうが少なかった。5年度の実績がないからということでそういうふうになったんだろうと思いますが、やっぱりこういうのはせっかく「光に住んで、働こうやー！」支援事業といういい事業があるのに、それを使ってもらえるような啓発というんですか、事業所に使用してもらおうような、今後の市の対策としては、

今後どのように考えておられるか。

○佐々木経済部次長

やはりこういった事業は、事業者の皆さんにしっかり知ってもらって活用していただくというのが大変重要であると思っておりますので、様々な機会を捉えてPRをしてまいります。いろいろな事業者団体等もごございますので、そういったところへの周知というのもしっかりしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

せっかくこういうのは支援事業ということでありますので、しっかりとした対応を今後も取っていただきたいと思います。

次に移ります。報告で繰越計算書が出ておるんです。そこで災害復旧費、農林水産業は、また農業費、林業費、水産事業費なんか繰越費が随分出てるわけです。そこで、予算をやった残りが繰越しがほとんど100%ぐらいの金額が残っているんです。特に災害なんかも大きく残っているんですが、そのところはどのようなふうなお考えでそういうような金額が残っているのかというのを教えてもらいたいんですが、また、今後災害も6月になって、梅雨になって、この間の大雨があるとか言うてからいうのも出てるんですが、また災害が出るんじゃないかと思うんで、そのところはちょっと教えてもらいたいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

令和5年度の繰越し事業費についてのお尋ねでございます。

予算の繰越しにつきましては、繰越し対象になっております事業、それぞれの事情がございますので、主なものとしましては、例えば災害復旧事業費等につきましては、予算編成時点から計画している事業でもございませんで、例えば梅雨前線豪雨に伴う災害とか、秋口の台風シーズンの台風災害とかもございませんで、そういった災害に対応していく予算でございますので、国の災害の査定なども受けまして、所管もしくは事業者ともに精いっぱい頑張っているところではございますが、一部予算を繰り越しているものでございます。

また、農業、林業、水産業の繰越額についてでございますが、先ほどの災害とも関連してくると思っておりますが、例えば林業費の治山事業でいきますと、市の小規模治山工事などが治山事業として繰り越しているところがございますが、こちらにつきましても、災害関連、もしくは関連する例えば県の県営治山事業等との関連もございませんで、こういった施工時の工程調整などで繰り越しているものでございます。

また、金額の多いものでいきますと、水産業の海岸保全事業などもございませんで、こちらにつきましても、現地の状況や、もしくは工事施工前の地元の住民の方への周知等々に時間が少々かかっているものについては、予算の一部について繰り越して、今実施しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それは災害なんか分かったんですが、農業費、林業費、水産事業費なんかは最初からついていると思うんですが、ほとんど100%そのまま繰越しになっているんです。そのところの事業費の見方というか、そのところはどのような感じになっているのか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

繰越し事業費の再度のお尋ねでございます。

幾分か繰り返しにはなろうかと思えますけども、関連する県の工事であったりとか、あと例えば今の海岸の工事でありましたら、先行する工事の仮設等の整備などにおきましては、地元の住民の方々との調整もでございますので、そういった中でやむを得ず繰越しをして工事を進めているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

予算を組んでおられるときは、多分その年度で終わるだろうという計算のもとにやられたんでしょうけど、それをなるたけなら遂行するように、なるたけ繰越明許にならないように、今後進めていってほしいと思うんです。

また災害においていろいろあったとは思うんです。それで、いろいろ順調に進んでおって、でも、まだこれだけ残ったよということでございますが、一つ例を挙げますと、室積集落道や金山線は、現在通行止めとなっているように聞いております。近隣の住民に対しましては通行止めの解除を大変心待ちにしていると思うんです。そういうふうな通行規制の解除という目途というのはついているんでしょうか、どうなんでしょうか、ちょっと教えてほしいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

現在、農林水産課の災害復旧事業の通行止めを行っております農道金山前浴線と室積地区の室積集落道の工事の目途についてのお尋ねでございます。こちらにおきましては、現在、被災しました道路のり面の工事を鋭意取り組んでおりまして、工事につきましてはおおむね大半が完了しているところでございます。現在、引き続き工事を行っているところではございますが、交通規制の開放につきましては、今後の天候などにも左右されますので、完了時期をお約束するものではございませんが、おおよそ7月中の工事の規制の解除を一つの目途としまして鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今大半が終わってから、7月を完工目途として行っているということで回答ござい

ましたが、皆さん一生懸命頑張っていると思うんですが、できるだけ、これもやっぱり初めから工期というのはある程度決めていかれておると思うんです。それが現場によって延びたりいろいろするだろうと思うんですが、そののところがいろいろ考えられて工事をしてもらって、交通規制の解除を一日でも早いことを近隣住民のためをお願いしたいと思います。

また、先ほどから言いよった農業費や林業費、あれなんかも進捗状況が分かっていると思うんですが、そののところが教えてもらいたいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

予算を繰り越して工事を実施している小規模治山事業と海岸保全整備事業の進捗を御回答させていただきます。

まず小規模治山事業の繰越しにつきましては、浅江懸山地区と室積東伊保木地区の2か所でございます。

まず浅江懸山地区の工事につきましては、下松市との市境の谷間におきまして、土砂流出を防ぐための工事を行うものでございます。この工事につきましては、先般の一般質問で部長が答弁させていただいたとおり、先月無事に工事が完了したとでございます。

残りの室積東伊保木地区の工事につきましては、県が整備します谷止工の下流部の水路を市が小規模治山事業で整備する工事でございます。この工事につきましては、先行します県の治山工事の進捗に合わせて、おおよそ8月ごろの完成を目指して工事を進めているとでございます。

続きまして、海岸保全整備事業の繰越しにつきましては、こちらは室積前松原地区におきまして、砂による閉塞が懸念されます前松原排水路を沖合に延伸する工事でございます。この工事につきましては、今月中頃には排水路を延伸するためのボックスカルバートの据付けが完了しまして、今後につきましては、先ほど申し上げましたボックスカルバートの基礎部分に被覆ブロックを据え付けるなどの工事を進め、本格的な台風シーズンとなる9月頃までの完成を目指して工事の進捗を図っているとでございます。以上でございます。

○大田委員

今お聞きしますと、大抵の工事がもうこの7月か8月ぐらいに終わるということで、満額ぐらいが繰越明許になっているということでございますが、工事においては、私が思うのには前受金とかいう工事において払って、だから、残りが30%か40%が繰越明許になるんじゃないかと思っておったんですが、これだけを見ると、満額ほとんど残っているから工事かかっていないのかなというふうな感じでございます。だから、もう少し、今のところ見ると、もうこの7月か8月で終わるということで、順調に進んじょるようなことでございますので、できるだけ事故のないようにお願いしたいと思います。

また、危険ため池の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

以前私も一般質問しましたが、危険ため池というのは随分あると思うんですが、それ

以降について、その後の状況で、市内で危険ため池の指定状況を教えてもらいたと思うんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

市内の危険ため池の指定でございます。現在、危険ため池に指定されておりますため池は、大字島田の宮ノ尾1号ため池と大字小周防の守田ため池、大字三井の畑村ため池の3か所でございます。このうち守田ため池につきましては、令和5年度の防災工事によってため池を廃止したため、危険ため池については、市内で2か所になっております。

また、防災工事についてのお尋ねかと思っておりますので、併せて防災重点農業用ため池の指定についても御回答させていただきます。

先ほど申し上げました危険ため池とは別に、本市の地域防災計画におきましても、13の防災重点農業用ため池を指定しているところでございます。こちらの防災重点農業用ため池と危険ため池2つの指定がございまして、少し混乱するところもございすけども、こちらの防災重点用農業ため池につきましては、本市において令和2年に施行されました防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池につきましては、本市においては13か所指定しております。こちらにつきましては、令和2年の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、ため池の決壊により被害が生じるおそれのあるものについて、都道府県知事が指定するところでございます。

危険ため池との違いについて少し説明させていただこうと思っておりますが、危険ため池につきましては、ため池決壊時に、下流の人家や施設に被害を及ぼすおそれのある老朽度の高いため池として定義されておまして、ため池の防災工事を行う場合は、市町村の地域防災計画に危険ため池として搭載することが防災工事の実施の採択要件となるところでございます。

一方、防災重点農業用ため池につきましては、先ほど私申し上げました危険ため池については、現に老朽度が高く決壊のおそれがあるため池でございますが、防災重点農業用ため池につきましては、ため池の健全性は問わず、ため池が万が一決壊した場合の浸水被害の影響のみで選定することとなっております。少し法制度等はややこしいところではございますが、市内については危険ため池については3か所、3か所のうち1か所が対策工事を行いまして2か所を現在指定されている。防災重点農業用ため池につきましては、13か所指定されているところでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

今、答弁では、危険ため池が3か所あって1か所が終わって、今からまた2か所、今後ともはその対策を取るとか言っておられた。そしてまた、防災重点農業ため池か、危険ため池農業用の、あれが13か所で、いろいろ今後とも問題があるというような答弁じ

やったと思うんですが、それについては、今後どういう方針を示されるのか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業用ため池についての防災工事の計画等についての御質問かと思えます。

本市におきましては、令和2年度の防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、市内13か所のため池に対しまして、防災工事等の推進計画を立てて防災工事を推進させていただいているところでございます。

これまでに令和2年度から3年度にかけてまして、室積地区の大峯ため池の廃止工事や、令和5年度の小周防地区の守田ため池の廃止工事を実施しております。今年度につきましては、三井地区の畑村ため池について廃止工事、堤体を切開してため池の機能を廃止する工事を予定しております。

今後につきましては、先ほど申し上げました廃止済みのため池2か所を含む13か所の防災重点農業用ため池につきまして、農業用ため池の管理者の方とお話をさせていただきながら、水利権者との合意形成が得られた箇所から工事を進めてまいるように考えております。

以上でございます。

○大田委員

今、利用者というか、田なんかを作っている農業ため池の場合は、水利権者が随分おられると、今その関係者と話を進めて、それが進み次第工事を進めていくというような答弁じゃったと思うんですが、100%了解を得てやっていかれるわけですか、それとも九十何%で見切り発車みたいな感じでやれるんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業ため池の工事についてのお話でございます。施設自体がやはり営農者の施設でございますので、まずは関係者間の話し合いをお願いさせていただいております。その関係者間の話し合いが整わない状況でありましたら、防災工事の強制的な執行というのは考えていないところでございます。

以上でございます。

○大田委員

となると、それが100軒あって、一、二軒、それがもし水利権者がうんと言わなかったら、危険ため池はずっと永続的にそのまま残していかれるという条件でやられると。

○岩崎農林水産課技術担当課長

市としましても、防災工事、方法論としましては改修するという方法も当然ございますので、そういった改修工事の可能性も含めて、まずは水利関係者と話をしていく、そのように考えております。

以上でございます。

○大田委員

今までの答弁では、防災農業ため池なんかは、全部水をためない状況にするというお話でしたが、水利権者がまだ使うということになったら、その堤防なんかを補強するという工事は今後は行うつもりなんですか、それとも行わないつもりなんですか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業用ため池の水利権者の方々において、改修を望まれる場合につきましては改修工事を実施していく予定としております。

以上でございます。

○大田委員

今のところは13か所で、1年にどのぐらいの進捗状況で進めていこうと思っているんですか、年次的に。

○岩崎農林水産課技術担当課長

13か所の年次的な計画との御質問でございます。

現在13か所のうち、これまで防災工事が行われまして、防災工事そのものが不要と判断された農業用ため池は13のうち4か所でございます。残る9か所につきまして、先ほど申しあげました2か所については廃止工事が行われ、今年度は三井地区の畑村ため池の1か所を廃止工事、したがいまして、残り6か所について、今後の防災工事が必要となってきますが、先ほども申しあげましたように、農業者のため池の施設なんで、今後お話をさせていただきながら、ため池の管理が難しい箇所については、農業の利用が見込まれないという判断になれば廃止工事を計画しますし、改修工事を望まれるのであれば、そちらの方向に向かって工事を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

この農業ため池というのは今13か所と言われたが、もっとあると思うんです。そのところについては、どういうふうにご考えておられますか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業用ため池、その他の農業用ため池を含めてですが、市内におきましては、農業ため池の届出制度が開始以降の数で申し上げますと、全部で98か所でございます。その98か所のうち、先ほど申しあげました、万が一ため池が決壊した場合に水害が生じるおそれがあるものが13か所ございまして、残りの85か所につきましては、そのような浸水の被害のおそれが小さい、もしくはないということで、防災工事等については検討していないところでございます。

以上でございます。

○大田委員

98か所あって、その中の危険のが13か所で、それを工事するということですね。分かりました。なるだけ安全に進めるようにしてもらいたいと思います。

また、6年度の当初予算を改めて見ましたら、新市誕生20周年記念事業として、15年事業が総額4,003万7,000円で、そのうち大和地域の祭りであるひかりふるさとまつりについて、4,003万7,000円で記載されておったんです。そのうちひかりふるさとまつりにおいては、11月10日に開催予定と記述がありました。令和5年度の予算では200万円だったのが、本年度では100万円増加されております。総額300万円の補助金になっており、新市誕生20周年記念事業と言えども、そこまで上げる必要もあるのかと思うんですが、その上げられた理由は何なんでしょうか。また必要性についてお答えください。

○影土井農林水産課長

ひかりふるさとまつりにつきましては、市内の農業者、商工業者、それと地域のコミュニティ関係者等で構成する、ひかりふるさとまつり実行委員会が主催して開催しております。このたび予算が増額された理由として、新市誕生20周年記念としても実施していくわけですが、取組の中で、まず地産地消を推進していくことが大きな目的でございます。そのため、市内の農林水産物の特別販売が実施できたらと考えているところでございます。

具体的には実行委員会が、生産者から農林水産物を一括で買い上げ、来場された皆様に格安で販売するといった仕組みを検討しているところです。

生産者は、一括買取りによって確実な収益を得ることができ、来場者の皆様は農林水産物を安く購入ができ、市としましても、地産地消の推進といった三方よしの効果を期待しております。

こうした取組につきましては、6月5日のふるさとまつりの実行委員会で内容を確認、話合いが持たれたところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それだけ100万円も増額されて、それが今、大まかなことは地産地消を取り入れてからやるというようなことでございますが、その都度分かったときに我々に理解できるような説明をしてもらいたいと思うんですが、そのこのところはどうか。

○影土井農林水産課長

こうした取組の情報提供に関する御質問だと思います。

まだ内容が確定しているものではございませんので、これから実行委員会の中でいろいろと話が煮詰められていくものだと考えております。一定の道筋、考え方がまとまれば、また何らかの形でお知らせできると思っております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも我々に、100万円増額したから、どういうふうな状況でやるとか、どのようにして地産地消を進めていくのに100万円も増額になったとかいう理由というのは、我々への説明をその都度お願いしたいと思います。

またこのたび20周年事業として100万円増加になったんですが、大和地域のまつりは随分減ってきているように私としては見受けられるんです。今後もしっかりと盛り上げていってほしいと願っているわけですが、経済部が所管するまつりです。地産地消としてこれをしっかりとつなげていく必要があると私は思っておるんです。そこで、その辺りの経済部の考えというのはどういうふうな考えがあるか、ちょっとお教え願いたいんですが。

○影土井農林水産課長

ひかりふるさとまつりを所管する経済部として、どのように地産地消につなげていくかといった御質問と思います。ひかりふるさとまつりは、地産地消の推進を第一義に掲げております。その辺りをしっかりと進めていく必要がございますし、例えば市内の生産者が作られた農林水産物、米の特別販売も含めて、そうしたPRとともに、生産者と来場された皆様との距離を縮めていきながら、光市の農林水産物を食していただきたい、また、生産者と消費者のつながりを創出していける、そんなまつりを目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

光市の地産地消を目指して、その地域に根差した祭りというのは、その地域の発展の1つの要因になると思うんです。じゃけえそのように大々的にやるのでも1つの方策でもあるし、その地域に密着して地域の人と地産地消を広めていくのも1つの策と思うんです。そういうのをいろいろ考えてもらって、いろんな観点から地産地消をいろいろ含めて、金を出すだけじゃなくて、そういうようなことを考えて今後ともやってほしいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

○河村委員

さっき熊の話がありまして、今まではうわさ話とか、その類いじゃったんですが、まさか熊と喧嘩するわけにいかないんで、ふんとか足跡とか、そういった目撃情報をしっかりと吸収できるようなチラシのようなものを配って対策をやっていただいたらなど。特に子供や年寄りにとっては危険が大きいもんですから、その辺りについては、広報をうまく使ってもええと思うんですけど、いかがですか。

○弘中農林水産課有害鳥獣対策担当課長

委員さんおっしゃるとおり、目撃情報とかそういったものは確かにチラシとかで配っていますが、そういった熊のふんなりそういったものを今度チラシで配ってもいいんですが、白黒では分かりにくいし、その辺は今後考えていきたいと思います。

以上です。

○河村委員

カラーでも最近安くなりましたよ、印刷が。だから、全域じゃなくても北部地域というか、偏ったところでもええと思いますので、何か私がこの辺に住んじよるからそういった情報が入らないのかも分かりませんが、今まで以上にちょっと不安が出ていると思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、キャンプ場でちょっとお願いなんですけど、最近あの冠なんかでもオートキャンプ場通年でお客さんがおいでになるということですので、室積と浅江のそのキャンプ場についても、何か工夫をすればもっと人が呼べるんじゃないかなと。特に室積のほうは、水も使えん、火も使えん、形はあるんですけど、そういったところの改善等取り組むような考えはないんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

委員仰せのように、キャンプ場についてはもっともっといろいろな活用をしていくことで、観光客の方が来ていただけるというのはあると思っています。今年度については、例年どおりのような運営の仕方を考えていますが、海のにぎわいの創出という観点からも、改善は必要だと思いますので、予算が伴うこともありますけれども、こういったことが効果的なのかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○河村委員

海水浴場随分よくなったと思うんです。昔はシャワーだって、穴の開いたようなトタン板のシャワーが随分変わってきましたし、そういう意味では随分あか抜けてきたと思うんで、全体の見直しというのをちょっと1回考えていただいたらと思います。

それと最後、最近金利が少し上昇してきて、全国的には随分倒産件数が増えているんですが、今、この周辺、市内だけでも結構なんですけど、どのような状況を捉えていらっしゃるのでしょうか。

○佐々木経済部次長

委員より、今、市内の倒産とか、そういった状況についてどうかというようなお尋ねかと思いますが、商工振興課のほうにおきまして、信用保証協会のほうに状況をお伺いすることがございます。そういった中で、いわゆる貸倒れである代位弁済の状況を伺ったところ、コロナになって、令和4年度中には、市制度以外にも、全体含めて光市企業分については12件、令和5年度に入ってから9件という状況でございます。

このうち市の融資制度に係るものは、令和4年度が3件、令和5年度が2件、返済が

困難になって代位弁済をされた、いわゆる倒産したということでございます。

今申し上げました令和5年度の2件のうち1件は新型コロナ対応の融資、もう一件が小口融資の1件という状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

その中身の状況についてもつかまえていらっしゃいます。よく放漫経営とか、あるいは何か原因、主な原因といたしますか。

○佐々木経済部次長

詳細についてはちょっと承知していないんですが、話の中で延滞している状況とか、それから、返済の条件の変更というのも何件かあるというような話も聞いておりますので、やはりコロナの後の経済状況についてもやっぱり注視していく必要があるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○河村委員

しっかり注視をしていただいて、もし可能な対策があるのなら打っていただけたらと思います。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

ちょっと質問し忘れてましたので。観光トイレについてお尋ねをいたします。

これ以前同僚議員も指摘をしていたことがあるんですが、くみ取式のトイレが観光の部署でどのぐらいあるのか。1点は、峨嵋山の麓にあるトイレなんですが、あまりにもひどいといいますか、男性の小の場合は水流す機能もない、大のほうはくみ取ということで和式で、これで本当に観光トイレと言えるのかと思います。非常に恥ずかしい状況ではないかなと思いますが、こういったトイレについてはもうやめるといいますか、建て直すといえますか、そうすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

普賢寺裏の室積公園駐車場にありますトイレについては、平成2年に設置したもので、普賢寺に参拝される方や峨嵋山に登山される方、駐車場に止められて休憩をされる方などが利用されていると認識しております。

現在、市民の方に週に2回ほどトイレやその周辺の清掃を行っていただいておりますので、くみ取式ですので水洗のようにはなかなかきれいに保つということは難しいところはありますが、定期的に清掃をして環境美化に努めているところです。

委員からは、観光が所管するトイレとしてどうなのかというご質問ですが、きれいに保つという観点から申しますと、下水道につながることや浄化槽を設置するといった方法があると思いますが、いずれにしても相当な費用がかかることが想定されます。

観光施設のトイレの在り方については、慎重に考える必要があると思っております。以上です。

○森戸委員

平成に入って、ああいったトイレができること自体が、見当違いと私は思いますけど、今ああいったトイレはどのくらいありますか、くみ取式のトイレ、観光所管で。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光のほうで所管をしているくみ取式のトイレは、今申しました普賢寺裏のトイレが1つと、茶臼山の山頂のトイレ、コバルトラインの2か所、石城山、象鼻ヶ岬の6か所を所管しております。

以上です。

○森戸委員

6か所あるということで、山中にあるようなケースは別といたしまして、最低限観光を考えるのであれば、最低限の基準は、最近の令和の時代のトイレをぜひ目指していただきたいなと思います。

私は、せめて室積の町場の中であの状況というのは取り壊したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。そのぐらいのものだと思いますので、考え直していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの防災の農業重点ため池等で、危険ため池か廃止をした後の話なんですけど、廃止をした後は、所有権とか登記とか、その辺はどう処理されるんですか。あと維持管理について、例えば草刈りとか、そういうものは出てくるのかなと思いますけれども、その辺のところはどういうふうな考え方なんでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

農業用ため池の防災工事を行った後の登記と維持管理についてのお尋ねだと思います。

まず登記につきましては、対象施設が民有の財産になりますことから、基本的には市のほうで防災工事を代わりに執行し、後の財産については、ため池管理者の財産のまま、いわゆる登記替え等については行わないものとして考えております。

維持管理につきましては、こちらと同じような話にはなりますけども、あくまで防災上の対策工事を市が行うという立てつけになりますものですから、工事完了後の維持管理、草刈り等についても、基本的には土地所有者、もしくは関係者による作業になると思われま。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。分かりましたが、代が変わって、農業者も所有も代が変わって、そのままにされるケースというのはほとんどだと思いますので、課題は横たわったままなのかなというふうに思います。

維持管理も年々されなくなっている傾向が強いと思いますので、その辺は、防災上の意味としては成立したと思いますが、永続的に本当に保たれるのかというのは疑問があるところではありますということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

5 建設部関係分
(付託事件審査)

①議案第55号 市道路線の廃止について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第56号 市道路線の認定について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○河村委員

69ページの光井脇田線。幅員が5mで、一番奥の入ったところの、左側、西側の家ですが、あそこで回転場のように造ってあるんですが、こういうやり方をすると専用の車庫になりませんか。今、協和のほうでもそういう箇所があるんですが、一番奥で、ほかの通行がない場合に、専用の車庫になりそうな気がするんですが、そういった対策みたいなものがあるんですか。

○秋友監理課長

ただいま路線の奥に回転場が設けてある件について御質問いただきました。

現行の光市市道認定要綱におきましては、35mを超える道路については、最終箇所に回転場を設けるという規定がございます。

その上から、こちらの地図に示したところで、回転場を設置させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○河村委員

回転場を設置したことを言っているんじゃないんです。その回転場が、要は専用の車庫になりませんか。何かならないような工夫がしてありますかということ。

○秋友監理課長

ただいま再度御質問いただきました。

道路の回転場、こちらの土地が個人的な車庫になるのではとのことですが、こちらの

道路については、今回、市道として認定することから、そのような事態に陥るといふことは無いものと考えています。

以上でございます。

○河村委員

形状を見ると、一番奥の家の車庫になりそうな形状に見えるんで、そういう確認を取ったんですよ。ずっと長い間置いておくと、例えば道路としての区画と宅地としての区画の境に何か段差を設けるとか、そういった類いのものがあるのかないのか。

○秋友監理課長

このたびの宅地開発において、民地と道路の間には見切りを設置しておりますことから、民地と市道は区別されているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。道路と宅地との境に縁石とかそういったもので区別がしてあるということですね。分かりました。

○大田委員

ちょっと聞くんですが、協和町3号線の市道を廃止した50.5m。それで、新しく協和町3号線が96.4m認定されているんですが、協和町3号線を廃止するという理由というのは、どういう理由なんですか。

○秋友監理課長

協和町3号線の廃止及び認定について御質問をいただきました。

協和町3号線におきましては終点が変更されることから一旦、市道認定を廃止し、延長した道路で市道認定をさせていただくものになります。

以上でございます。

○大田委員

だから、協和町3号線は40m分ほど延長したと私は感じたんですが、延長で、それでいいんじゃないかと思うんですが、わざわざ廃止する理由というのはどういう理由か、ちょっと教えてください。

○秋友監理課長

再度御質問を頂きました。道路法からは、認定された道路の起点・終点に変更される場合については、一旦市道認定を廃止し、新たに市道として認定する二重の手続をとる必要があるため、このたび市道認定を廃止し、再度、市道認定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、終点が変わるから二重に手続をせにゃいけんから、こういうふうに廃止と新設をしたという考えになる。それでいいわけですね。

○秋友監理課長

仰せのとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和6年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

東荷川の緊急浚渫推進事業債を活用した浚渫なんですが、地域から要望が出ていたのが、昨年度でしたか。一部、JRの鉄橋がある部分までは浚渫が行われたんですが、鉄橋の上流のカーブをしているところなんですが、そこは浚渫が残っていて、ぜひ取ってほしいというような声が上がっていたところなんですが、今回の浚渫というのはどのあたりになるんですか、東荷川は。

○山口道路河川課長

東荷川の浚渫につきまして、鉄橋よりも上流のカーブ付近の浚渫についてでございますけれども、こちらのほうは、県の管理区間になりますけれども、県によりますと、現時点で浚渫の具体的な実施箇所はお答えしかねますが、土砂の堆積状況などを踏まえ、必要な箇所を適切に対応してまいりたいとのことでございます。

なお、鉄橋の下流部につきましては、昨年度までに撤去がされておりますので、その上流部につきまして、引き続き今年度を実施していただくよう、市からも要望をしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

終わります。

○田中委員

19番の河川改修で島田川の護岸工ということでお話があったんですが、ちょっと詳細な場所をお聞きしたいんですが、川口の船たまり場というか、船置き場のところの出口の橋というか、あの辺りの道路が割れている部分も含めての護岸工という理解でいいですか。

○秋友監理課長

委員、仰せの場所になります。

○田中委員

はい、分かりました。

もう一点、3番の光日積線のほうで歩道設置工ということで、工事の目で見て進捗しているなというのがよく分かるんですけど、これで大体あそこの道路の工事のほうで、どれくらい進むものかどうかというところが分かれば教えていただけたらと思います。

○山口道路河川課長

光日積線についての進捗状況でございますけれども、県道光日積線につきましては、JR岩田駅前から大和農免線との交差点までの区間を、交通安全事業として事業に着手しているところでございます。

県によりますと、今年度も昨年度に引き続き、用地買収が完了し、建物移転が完了した箇所から順次工事に取りかかっているところでございまして、主な工事としては、舗装工事、歩道整備工事を進めていくということでございます。

以上でございます。

○田中委員

内容は分かったんですけど、例の交差点というか、草場の池のところまでの工事区間の、大体これでどれくらいのパーセントが進むのかというところ。

○山口道路河川課長

整備の進捗につきましては、施工の方法が起点から順番にというものではなく、用地買収と並行して行っておりまして、建物の移転が完了した箇所から工事を実施している状況でございます。

あと何割ぐらいといったお尋ねかとは思いますが、用地買収等がございすることから、明確なものについては県から伺ってはおりませんが、今、委員が申されましたように、目に見えて工事も進んでおりますことから、着々と事業が進められていると認識をしております。

○田中委員

用地買収ができないと進まないという部分はあるんですけど、全体工事はどれぐらい

かというのをお聞きしたかったんですけど、県のほうから回答がないというような状況ではないかと思しますので、この程度で終わります。

○河村委員

うちのところの虹森線、今、光柳井線になったのかな。県道に昇格して、1年目は草刈りさっとやってくれたんだけど、もうここのところずっと草が生えっ放し。土砂が下に堆積をしているもので、ずっと切れ目がない草が出ちよる。ぜひ、今、光高行くのに通学路で一番多いところなので、草刈りとあそこの土砂を除けてもらわんことには草がたんびに堆積するので、そこをお願いしておきたいと思います。

それから光井島田、光井島田の森ヶ峠のところの、もう何年か前に実は3,000万円ほど工事予算がついちゃったんです。工事予算がついちゃったんですが、全然工事がなくて、3月になったら側溝とか材料がいっぱいあそこに積んじゃった。ほいで、工事をせんこうじゃったんだけど、今ここで行くと、またその設計をすると、光井島田を。そのときにはもう既に設計図はあったんよ。で、再々設計変更があるというのか、何かその辺がよう分からんのですがね。その光井島田の島田のほう側じゃなくて森ヶ峠のところ。光柳井と今、重複しようるかな。分からんにやまたでもええんじや。

○秋友監理課長

河村委員さんからお尋ねをいただきました、光井島田線の森ヶ峠工区の場所について、今年度は橋梁の設計を行うということで、県より確認しております。

昨年度については水路の設置替えとして整備計画をされていますが、現時点では繰越事業として進めているということで確認をしております。

○河村委員

要は、今、光柳井と言うたらいいのか、光井島田と言うたらいいのか、あそこの部分は、設計図がちゃんとあって、現行の道路に1つ橋をかぶせるような格好で、今、虹森線の接続のところに行くようになっちゃったんだけど、そこへまた設計変更をするという事は、どういう設計変更になるわけ、今度は。

○山口道路河川課長

このたびの設計の委託料につきましては、橋梁の詳細な設計でございますので、委員さんが申されました以前の測量設計では、橋梁の詳細なものまではされていなかったものと認識しております。

○河村委員

だって、あそこに材料がみんな置いちゃったんだよ。あの道路の脇の空き地があったところへ。まあまあ、ええわ。またでええわ。

ほいで、海岸のところのメンテナンス、徳山下松港の調査設計4,000万円ちゅうんですが、これは何を計画しておられるんですか。

○秋友監理課長

ただいま海岸メンテナンス事業として光港の護岸について調査設計というお話をさせていただきましたが、こちらの調査設計においては、光港に設置してあります護岸が割れている状態でございます。そちらを調査、設計を行い、改修していくと伺っています。以上でございます。

○河村委員

どこが割れちよるの。

○秋友監理課長

場所についてでございますが、図面の四角い1番の場所になります。この場所については、日鉄ステンレス株式会社と光港の境になる場所でございます。こちらの光港側の護岸が崩れている状態でございます。

○河村委員

分かりました。今度確認してみます。

で、3番目の単独港湾改修というところで、管内一円というんですが、この管内一円で言うときに、今、前にも言った、下松との境の埋立場のところの突堤というか、貨物卸し場というか、そこの関係というのは入るんですか、入らんですか。

○秋友監理課長

今、委員さんから徳山下松港湾内の清掃について、ご質問をいただきました。光と下松の境に栈橋が建設されていますが、こちらについても徳山下松港湾区内ということで、清掃船の活動範囲になると確認をしています。以上でございます。

○河村委員

分かりました。16番の東荷一ノ瀬線というのは、一般質問でちょっとあったような気がするんですが、県道を拡幅しようという計画なんですが、負担金10%というこの設計、どういう設計なのか。

○山口道路河川課長

東荷一ノ瀬線の設計についてでございますけれども、このたびの設計につきましては、道路の概略設計を実施するという事になっておりまして、一般的な道路概略設計では、現地の状況を把握するための現地調査や、設計条件等に適合した実現可能と思われる複数のルートを選定し、それを図上で縦断、横断の検討、土量の計算、主要構造物の数量の算出等資料を作成いたしまして、地形や土地利用、物流などの地域の特性に応じた基本的なルートの選定を行うものとなっております。

○河村委員

1本しかない道路のような気がするんじゃないけど、基本的にはその幅をしようというのか、今の話だったら1,000万円もかけてやるような話には見えんじゃないけど、その辺はどうですか。全く聞いてないですか。

○山口道路河川課長

ただいまのお尋ねでございますけれども、複数のルートを検討するという事は聞いております。それ以上の詳細のものについては伺っておりません。

○河村委員

複数ルートが考えられるんかいね。途中から今、団地のほうに抜けようという話をしよる。ああ、そう。分かった、ええです。

○大田委員

今の続きなんですが、以前は、東荷側から行ったら、一ノ瀬線の右側に橋があるところから右側に新しく道を広げて、一ノ瀬線を付け替えるような話が出ちゃったんですが、今の話では、今の現状の道路を拡張するような設計の話にお聞きしたんですが、そのところはどういう県の回答なんですか。

○山口道路河川課長

ただいまの東荷一ノ瀬線についてのお尋ねですけれども、現道を拡張するというのも一つの案ということだと認識しております。それを踏まえて、複数のルートを検討するというふうに聞いております。

以上でございます。

○大田委員

今の答弁じゃったら、今の道路を拡張するような答弁じゃったと思うんですが、あそこをもう少しいらおうと思ったら、幾通りにも考えられるわけですよ。川の流れを変えるとか、そしたら道が短くなる。今のような拡張じゃったら、今度は護岸をいらわんにゃあいけんということなるんですが、県はそういうふうに考えておられるか。概略設計を1,000万円ほどつけておられるんですが、主なちゅうのは聞いておられないんですか。ただ一ノ瀬の概略設計をするというしか聞いておられないんですか。

○酒向建設部長

このたびの一般質問でもございましたように、ルートを検討するという事をお聞きしております。そのルートの概要といいますか、どういうルートを検討するという事につきましては承知しておりません。内容については聞いておりませんので、分かりませんということでございます。

以上でございます。

○大田委員

今からする分だから分からないという解釈でいいということですね。そしたら、それがいつごろ分かって、我々に教えてもらえるんですか。

○山口道路河川課長

ただいまのお尋ねでございますけれども、県のほうで5月に入札が行われまして、契約をして、コンサルタントとこれから検討に入るところでございます。

また内容が分かってまいりましたら、こちらにも内容が伝えられて、それを踏まえてどういった形でお知らせするかというのは検討するようになるかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

5月に入札が終わったら、工期はいつごろまで。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

現時点での契約工期といたしましては、令和6年10月31日となっております。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。じゃ、12月議会には完全に分かつちよるということですね。ほんなら、それまで待っておきましょう。そのときの報告をよろしくお願いします。

それと、3番の交通安全で、光日積線で岩田のコンパクトで、岩田駅前のことを今、工事金額が上がっているんですが、三輪と塩田の境のところ有一部分工事がしていないところがあるんです。あのところの工事はいつ頃するかというのは、御連絡を受けていないんですか。受けていない、または市のほうから要望ちゅうのはされていないんですか。

○秋友監理課長

ただいま光日積線の塩田工区側について一部整備がされていない場所についてご質問をいただきました。こちらについてはまだ用地買収が完了していないことから、引き続き用地買収を進めると確認しています。

○大田委員

私は用地買収は済んだようにお聞きしたんですが、用地買収はまだされていないんですか。

○秋友監理課長

大田委員さんから再度質問をいただきましたが、場所を再確認させていただきますが、草場地区から大和中学校の間と考えますが。

○大田委員

以前、真鍋組があった事務所の横、今現在、真鍋組の事務所がある前、あそこに川があるんです。今、道が広がった。岩田駅のほうから行って、大和中学校に行くときに、今拡幅されて、その終点に川があるんですよ。そこから先の100m行くか行かんかぐらいまでが拡幅されていないんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

光日積線の整備がされていない場所についてでございますが、こちらの場所については引き続き用地買収を進めるという形で、県から伺っています。

○大田委員

分かりました。あそのところはちょうど急に狭くなっているから、大和中の学生が自転車で通っている。交通量も結構多いんです。じゃけん、あそこは拡幅工事をせにや。極端な言い方をしたら、一日でも早くしてもらうように、県のほうに要望してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○河村委員

中央脇田線の進捗状況は。

○山口道路河川課長

市道中央脇田線につきましては、都市政策課のほうで関係者の意向を調査しているところであると聞いております。

以上でございます。

○河村委員

関係者の意向というのがよう分かりませんが、用地買収がうまくいかないということなんですか。

○山口道路河川課長

詳しい内容までは把握しておりません。

以上でございます。

○河村委員

あそこの三島の岩狩から降りたところの道路、三島出張所の前から岩狩の県道までの間、あそこの進捗状況。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

岩狩線につきましては、今年度に業務委託として県道との交差点付近の道路整備について測量設計を発注し、今月初旬に契約を締結後、コンサルタントとの初回協議を終えまして、これから現地調査に入るところでございます。

以上でございます。

○河村委員

工事管理の問題にもなるんかも分かりませんが、草刈り等についてはしっかりやっておいていただくように。非常に目立つところなので、そのあたりの対策はよろしく願います。

で、川園線の進捗状況を教えてください。用地買収を含めて。

○秋友監理課長

川園線に対する用地買収についてでございます。

用地買収対象となる地権者数で申し上げますと、29件、そのうちの6件の用地買収が既に完了しております。引き続き用地買収を行い、今年度中にでも方向性が示される物件が数件あるという形で伺っています。

以上でございます。

○河村委員

いや、街路事業で県にお願いしている部分があるじゃないですか。それとの関係も含めて、29件の用地買収のうち6件しか済んでいないのですか。

○秋友監理課長

対象地を所有者別に申し上げますと29件でございます。そのうちの6件、川園線、船戸三太線を込み、県より確認しております。

以上でございます。

○河村委員

この川園線ちゅうのは、今のあそこの下の光徳山の交差点から、砂本養鶏のほうへ向かってずっと奥へ入っていくんよね。じゃなかったっけ、そうよね。で、途中から左へ振って病院に入る予定よね。違ったっけ。

○秋友監理課長

今御説明させていただいた件数については、現在県が進めている事業の概要ということでお話をさせていただきました。

以上でございます。

○河村委員

ということは、街路事業でお願いしちよる部分が29件で、そのうちの6件が、用地が買収しましたと。じゃあ、県の街路事業でないところについての進捗を教えてください。

○山口道路河川課長

県街路事業ではない都市計画道路川園線の光総合病院前から西河内地区を經由して木園地区に至る未整備区間でございますけれども、現時点におきましては事業化に至っておりませんが、本路線は都市計画道路であり、都市計画マスタープランでお示ししている方向性などを踏まえ、まずは県により進めております都市計画道路川園線街路整備事業の進捗を踏まえつつ、今後の取組について関係所管と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

県にお願いしよる以外の川園線については、まだ事業の計画にも上っていないので、当然用地も買わないと。もともとこの川園線というのは、ソフトパークに出入りするのに、今の光駅へ抜けるほうと、それから光徳山に抜けるほうしかないんで、不便。だから今の川園線ちゅうのを考えて、たまたまそこへ病院が行ったから、ある意味では早う抜けてくれたら病院はすごい助かるのよね。救急車等も今、出入り口が限られちよるんで、すごい不便な状態なんですよ。で、この川園線ちゅうのは全くやる気がない。

○山口道路河川課長

繰り返しにはなりますけれども、まずは県により進めております都市計画道路川園線街路整備事業の進捗を踏まえつつ、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

言わんとするところは分かるんですが、同時進行でやると、例えば10年かかるところが5年でできるわけじゃん。そんな考えはないですか。病院のためにも地域のためにも、今困った状況を改善するには、この川園線の開通というのは大事なところなんですよ。そこに対する取組姿勢はないですか。県にはお願いはする。自分のお金は使わない。

○山口道路河川課長

こちらの道路につきましては、繰り返しになりますけれども、まずは県により進められております街路整備事業の進捗を踏まえて、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

○河村委員

ちょっとお願いだけしておきますね。このところの病院から、例えば丸山のほうへ一本道路が抜けたら、ものすごい通行の便がええ。しかも、北部地域の人たちにとっては病院に出入りするのに非常に助かる。そういった意味で重要な路線ですよ。

で、もしも路線変更が必要なら、路線変更をしてでも開通するということが大事だと思いますから、いろんな意味での検討をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

1点ほど。市営住宅に関する部分で、できるかできないかは別としてお尋ねをしてみますが、田布施の城南に、田布施町は子育て支援住宅というのを整備しております。これは、令和4年に9戸を造って、令和5年に8戸整備をされております。令和4年に9戸を造った金額が大体2億円というところで、市営住宅等の単価とそう変わりはない単価かなというふうに思います。

で、木造の2階建てで、2LDKの2戸1棟タイプ。1階は16畳のLDK。トイレ、風呂、洗面所。2階は6畳の洋間が2つということで、城南小まで徒歩3分、城南保育園まで徒歩2分、家賃は1万7,000円から3万5,000円で、家賃補助というのもあります。駐車場は1台分で、使用料は月300円で、その他、玄関前に有効スペースがあって、駐車場が可能で、実質2台駐車できるというようなことです。

入居要件は子供が18歳までということで、城南小に子供が1人在学中には月2,000円の家賃補助があるというような仕組みになっております。

で、田布施町に問合せますと、現在は満室ということで、外からも見に行ってみたんですけども、こういうふうに小学校とリンクをして、家賃補助までやるというような方向性も、一つの方向性ではないかなというふうに思います。

この田布施町も戦略的に子育て世代にターゲットを絞って、いろんな施策の中の1個の切り口として、市営住宅の整備があります。子育て世代向けということで。

光市としては、こういった角度の整備、既存のものを改修するのか、新しく造るときに取り入れるのかは別として、こういった角度も一つの定住に向けた方策ではないかなというふうに思います。

まずは、一旦はこういった支援住宅に住んでもらって、戸建てに移る。自分たちで建ててもらおう。それまでにお金を貯めてもらおう。そういうのも定住の考え方の一つだと思うんですが、そういった考えはありませんか。

○沖本建設部建築担当次長

田布施町さんの事例でございますが、子育て支援に特化した専用住宅というのを建てるということで、私もお聞きをしております。

本市においてそのような住宅をとということでございますが、市営住宅の入居基準において、小学校就学前の子供がいらっしゃる世帯の収入基準の上限額枠を引き上げており、子育て世帯の方が市営住宅に入りやすいよう環境を整えております。

なおかつ、本市の市営住宅においては、現在光市営住宅の長寿命化計画、または、公共施設等総合管理計画に基づいて、市営住宅の縮減を図っているところでございますので、子育て支援に特化した市営住宅の整備については、今のところは考えておりません。以上でございます。

○森戸委員

居住空間という比較で言うといかがですか。家賃の部分は分かったんですけど、子育てしやすいというふうに見えるんですけど、その辺はいかがですか。

○沖本建設部建築担当次長

居住空間につきましてですが、子育て世帯に特化した居住空間を特別に設けているような住宅については、現在の市営住宅にはございません。また、これを内部を改修したりといったようなことも考えられるとは思いますが、公営住宅におきましては、子育て世帯に限らず低所得者層が中心であろうかと思っておりますので、そういったところも今のところは、計画はございません。

以上でございます。

○森戸委員

考え方の一つで、光市に人が住んでもらわないと、市営住宅自体も宝の持ち腐れというふうになりますので、私は都市間競争で負けているというふうに思っておりますので、市営住宅もその一つの角度だと思っておりますので、そもそもできないと言っておられますが、ぜひ居住性とか、学校との連動であるとか、いろんな仕組みが組み合わされていると思っておりますので、ぜひ研究をしていただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

○田中委員

2点お聞きしたいと思うんですが、1点目は、先ほどの県事業のほうでお聞きしてもよかったんですけど、一般質問でも取り上げた瀬戸風線の工事が計画どおりに進んでいるかというところで、計画的に進めているという答弁だったんですが、改めて計画どおり進んでいるのかどうかの答弁をいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

瀬戸風線の進捗の改めての御質問ですけれども、このたびの一般質問で部長がお答えしましたとおり、県によりますと、現在、令和5年度の繰越し事業として護岸工事を進

めており、今後は、虹ヶ丘側から J R 山陽本線を超えて国道へ接続するオンランプ橋の海側の橋台工事や、国道188号を海側へシフトさせる工事、 J R 山陽本線をまたぐ橋梁などの工事を順次行う予定としており、現時点では計画的に工事を進めているとのことでございます。

以上でございます。

○田中委員

改めてお聞きしても、計画的にという答弁になっております。先ほど、日積線のほうもお聞きしたんですけど、客観的に見てどれぐらい工事が進んでいるのかというのはもちろん思うことですし、それに対して、やっぱり事業者のほうに計画もあるわけですから、その中でどれぐらい進んでいるのか、そして計画どおりに進んでいるのかというのは、ここしか分からないところだと思うんですね。それでこういった場で確認をさせていただいているんですけど、改めてお聞きしても、県のほうが答えないというような答弁と受け止めさせていただきますので、それは致し方ないかもしれませんが、やはり市民にちゃんとした情報を届けるという意味で、県のほうにもきちんと聞いて、答弁をいただけるように取り組んでいただけたらと思いますので、お願いしておきます。

次に、市道の管理についてお聞きしたいと思うんですけど、市内を車で走っているとドライブレコーダーが反応するぐらい段差ができていような場所があるんですけど、具体的に言うと、光駅近くの旧道側で居酒屋さんがある近くのところになるんですけど、そういった状況もあるという中で、全体的に光駅から浅江神社あたりの旧道が凸凹しているので、福祉の送迎車両もそこを通らずに、国道まで回って実際運行しているという声も聞かれますが、そういったドライブレコーダーが反応するよう道への対応とかはどのようにされているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

お尋ねの光駅から浅江神社の間の路線は市道島田虹ヶ浜線でございますけれども、これまでも支障となった箇所に対しましては、舗装修繕等で対応しているところでございますが、今後も現地の状況を確認しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

以前も底地が悪いからなかなか直してもということでは言われていて、都度補修していただいているので、なおさら凸凹も増えてきて困っているという状況があります。底地が悪いからどうするかというのはやっぱり考えないといけないと思いますし、あと、お金もすごいかかると思うので、なおさら計画的に進めていかないといけないと思っております。

全体的な部分は、そういう視点で取り組んでいただけたらと思うんですけど、ドライブレコーダーが反応するよう道というのが、ほかに市内どこかあるのかどうかもわからないですが、基本的にそういう市民から連絡が来たときには、どのように対応されるの

か。私はもう補修しないといけないレベルの状況じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山口道路河川課長

ドライブレコーダーが反応しないという御要望は、今のところ直接は聞いてはいないんですけども、そういった道は道路の段差ですとか、場合によっては穴ぼこ等もあると思いますので、そのような箇所については、速やかに現地を確認させていただいて、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。またお伝えというか、今までも伝えているんですけど、お伝えしますので、対応いただけたらと思います。ありがとうございました。

○大田委員

まず、繰越明許についてお尋ねします。

土木費で道路橋梁費として1億7,100万円が上がっちゃったんですが、そのまま繰越明許に上がっちゃうんです。それはどういうことでしょうか。

○山口道路河川課長

繰越額につきまして、土木費のうちの道路橋梁費でございますけれども、こちらにつきましては、市道橋梁整備事業におきまして、跨線橋である虹の橋について、令和5年7月豪雨によりJR西日本管轄内の鉄道施設が著しく被災したことから、それに対する復旧対応に労力と期間を要するため、委託先のJR西日本より工事工程の見直しについての申入れがあり、協議をした結果、令和5年度事業の一部を減じ、その事業分を翌年度に組み替え、また、本委託工事の工程の見直しに伴い、国の交付金事業に減額が発生したため、ほかの橋梁補修へ流用し事業進捗を図ることについて、国との協議に期間を要したことから、事業を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

さらに、国の交付金事業である舗装補修工事についても、国の補正予算における交付決定を受けたところですが、工事発注に当たって、令和5年度内に適正な工期が確保できなかったため、事業を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今話を聞くと、JRの橋がやるために、ほかの橋の工事を止めて、これに持って行って、工期内にできなかったと。全部、全額、繰越明許に持って行ったというふうにお聞きしたのですが、違うんですかね。もう一度ゆっくり説明してください。

○山口道路河川課長

ただいまのお尋ねですけれども、こちらについては、跨線橋である虹ノ橋が、令和5年7月豪雨によってJR西日本管轄内の鉄道施設が著しく被災したことから、JR側から工事工程の見直しについての申入れがございまして、協議をした結果、令和5年度の事業を一部減じて、その事業を翌年度に組み替えております。

その令和5年度分を減じたことから、その減額分について国の交付金事業がその分減額にならないように、それをほかの橋梁補修へ流用したいという協議を国と行うにあたって、その期間を要したことから、事業を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

○大田委員

そうなりますと、ほかの橋梁の補修は何か所ぐらいあったんですか。

○山口道路河川課長

補修の設計委託が5件で、工事が5件でございます。

以上でございます。

○大田委員

その10件を丸々しないと。それに持ってった。でもこれ、繰越明許になっているよ、全部。全額。工事をしたようになっていない、1億7,100万円。まあ20万円ぐらいは工事したようになっていないが、ほかのは全くしていない。そのまま繰越明許になっちゃう。じゃけ、そこんところが。JRのほうに何とか、あそこは随契で出たじゃないですか。あれも1億3,000万円じゃったかな、工事出たじゃないですか。ほいで工事やりよったじゃん。違うのかな。私の全部勘違いかな。

○山口道路河川課長

JRとは協定を結びまして、工事を令和5年度から進める予定でありましたけれども、ほかの災害の関係でJRのほうで、令和5年度分の虹ノ橋の工事が一部しかできず、ほとんどの部分が令和5年度の実施が難しいということで、その部分は令和6年度に持って行っております。

その持っていった分の国の補助金がまだ確保されたままですので、それについてほかの橋梁補修工事に充てさせていただくという協議を国とさせていただきました。

なので、JRについては今年度工事を実施してまいりますし、ほかの橋梁補修につきましても繰越しをさせていただいて、今年度の実施させていただくという予定になっております。

○大田委員

それは約100%、全部繰越明許に持っていたと。いや、そうでしょう。1億7,182万7,000円が1億7,185万円、繰越明許になっているでしょう。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

先ほどの御質問ですけれども、J R の関係をもう少し詳しく申しますと、令和5年7月豪雨によってJ R の西日本管轄内、具体的には美祢線等の災害復旧、災害対応にJ R が労力と期間を要する事態になったと。

その辺を踏まえて、J R のほうから工事工程の見直しの申入れがございまして、協議をした結果、令和5年度事業の一部を減じて、その事業分を翌年度に組替えをさせていただきました。

で、先ほどの繰り越した事業費の約1億7,000万円につきましては、先ほど2点ほど理由を御説明させていただいたんですけども、1点目が今申しましたJ R の関係。もう1点目が、国の交付金事業であるメンテナンス事業の工事のほうも、国の予算の交付決定が当初よりも遅れて内示がございましたので、それに伴って適正な工期が確保できなかったため、翌年度に事業を繰り越したものでございます。

金額の内訳を申しますと、最初のJ R の関係のほうは約5,000万円、メンテナンス事業のほうは約1億2,000万円の内訳となっております。

以上でございます。

○大田委員

何となくしっくりこん。ほじゃから、始めからこれが、金額予算で、なぜこれが当たっちゃうんかというのがちょっと分かりにくいと。で、その回した金額が、5,000万円と1億2,000万円の合わせたら1億7,000万円の予算じゃというふうな話じゃったと思うんですが、ほとんど100%残っているということで、どうかなというのがありますが、またそれを説明してください。

それから、災害復旧工事においても、土木にしては、市単独が650万円と、国庫補助が2,130万円という金額が、それぞれそのままそっくり繰り越しになっているんです。そのところをもう一遍説明してほしいんですが。

○山口道路河川課長

繰越額の中で、災害復旧費のお尋ねですけれども、ただいま申されました土木施設災害復旧費の市単独事業650万円と国庫補助事業約2,130万の繰越しにつきましては、一部の土木施設災害復旧工事について年度内での完成が見込めなくなったことから、翌年度に繰り越して実施をするものでございます。

○大田委員

今進んでるんじゃないら、これはいつ頃完成の見込みなんですか。

○山口道路河川課長

工事の完成の見込みでございますが、2件とも工事は既に完了しております。

以上でございます。

○大田委員

で、普通は出来高払いとか払うんですね。普通は。年度内、払ったらその分だけ表示が少なくなると思うんですが、光市は出来高払いとか前受金とか払わないで、工事完成後に全部払うわけですか。

○山口道路河川課長

工事費の前払い等につきましては、業者側の申出により支払いをするようにしております。

以上でございます。

○大田委員

だからこの回の650万円と2,130万円というのが100%じゃけ、これは出来高払いやら市は払わないで、工事完成後に全部払うんですかとお聞きしたんです。普通は出来高払い払うんです。

○山口道路河川課長

支払い方法としては、前払いや中間前払いというものも制度としてできるようになっております。これらはどちらにつきましても、業者側の申入れにより支払いができるような契約をしております。

○大田委員

へたら、2,100万円の国庫補助事業ちゅうのは何件くらいあったんですか。

○山口道路河川課長

2件でございます。

○大田委員

2件だったら1,000万円くらいで、それを業者は出来高払いもなく、完成でどうか。光の業者ちゅうのは裕福なんですね。分かりました。

次に移ります。

以前から私、側溝蓋のことをいろいろお聞きしているんです。大体県道、国道を走ってみても、ほとんど人家がなくても側溝蓋はやってあるんです。なぜ市道にはやってないかと不思議で、側溝蓋というのは当然やってあるべきというふうに私は思っておったんですが、それで、側溝蓋をかけてもらえないのかというふうな願いもさせてもらったこともあるんですが、側溝蓋をかけないという理由というのは何ですか。なぜかけないのか。危ないと私は思っているんですがね。

○山口道路河川課長

側溝蓋に関するお尋ねでございますけれども、市内の市道の側溝におきましては、施工当時に蓋をかけなかった理由が個々にあるとは思いますが、現在まで蓋がかけられていない箇所がございます。

側溝蓋のない箇所への対応としましては、通学路や歩行者の多い路線などで、学校や地元自治会などからの御要望の箇所に加えて、職員の現地確認などに基づいて、危険性が特に高いと判断されるものから随時設置をしてみたいと考えております。

○大田委員

特に危険性の高いじゃなくて、全部が危険でしょう。道路の両端に穴がだ一つと空いちよるんですよ。ほたら、そこに落ちる可能性というのはなきにしもあらず。たまたま今までなかったからいいようなもんで、穴が空いちよるといったら怪我をする確率というのは絶対あるんです。なぜかけないのかというのをお聞きしよるだけです。

○山口道路河川課長

再度のお尋ねでございますけれども、施工当時の蓋をかけられた理由が個々にあると思いますが、現在まで蓋がかけられていない箇所がまだ相当数ございます。相当数ございますので、学校や地元自治会などからの御要望の箇所に加えて、職員の現地確認などに基づき、危険性が特に高いと判断されるものから随時設置をしてみたいと考えております。

○大田委員

工事のときに個々の理由があると。個々の理由があるというのは市の理由でしょう。側溝蓋をしないというのは。県道、国道、ほとんど側溝蓋はかかっていますよ。それをいかにも住民の理由のようないことを言われるが、全部市の理由でしょう。自治会とかいろんなどころから要望があったところに優先度を持ってかけるというのは、それは言い訳でしょう。それは市のほうが全部側溝蓋はかけなくちゃいけないでしょう。

で、側溝蓋をかけていないのに新しい家を建てると思ったら、側溝蓋をかけられないから、それは自己負担でかけなさいよというような市の答弁がようあるんですが、それもおかしいでしょう。それは当然市が側溝蓋をかけちよって当たり前のところをかけていないのに、住民の負担でやるというのはおかしいでしょう。どう思われますか。

○山口道路河川課長

先ほども申しましたけれども、現在まで蓋がかけられていない路線は相当数ございますので、そのような側溝のない箇所の対応としましては、通学路や歩行者の多い路線などで、学校や地元自治会などからの御要望の箇所に加え、職員の現地確認などに基づいて危険性が高いと判断されるものから随時設置をしてみたいと考えております。

○大田委員

全く同じ答弁しか繰り返さない。それを私が追及したらハラスメントという意見も出てくる。全く同じ答弁しか繰り返さない。それがハラスメントか。答弁しっかりしてくださいと、委員長、言うてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

側溝蓋がないのに、そこで新しく家を建てる。それをその家を建てる人に、側溝蓋をかけるのは自分でかけなさいよというのはどうかと思うんですよ。

また、境界ブロックなんかやってあるとき、それは自分の都合で、境界ブロックをのけてもろうて、自分の進入口をやるのは、自分でやるのは当たり前と思うんです。

側溝蓋に関しては、市が道路の幅員として取ってある。そこにおいて側溝蓋はかけてないから、個人でかけなさいというのはおかしいと思うんですが、そのこのところをもう一遍答えてください。

○秋友監理課長

ただいま大田委員さんから、側溝蓋の件で御質問をいただきました。

今、光市の市道認定要綱、こちらを確認させていただくと、市道の有効幅員が4 m以上であることと記載がございます。

その前段階で有効幅員とございますことから、側溝蓋が有効幅員に含めるか含めないかということが出てきますので、通常の側溝蓋がない路線については、有効幅員は側溝までは入っておりません。そういうことから言えば、ただ単に側溝蓋をかけたから有効幅員に含めることは、困難と考えております。

こちらのほうについては、市道を認定する上での基準を設けておりますので、そのような判断で対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

今、面白いこと言われたんじゃないけど、となると、既存の市道は、側溝の内々が市道認定と。側溝蓋をかけていないところは市道の内々が市道という認定なわけなんですか。

○秋友監理課長

有効幅員という形で考えれば、ケース・バイ・ケースの形が出てくるという形で考えております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒向建設部長

先ほどの答弁の中で誤解を招くような答弁がありましたので、改めて答弁をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○秋友監理課長

先ほどの答弁の内容の中で、有効幅員という言葉で御説明させていただきましたが、道路幅員という形で説明をさせていただきたいと思ひます。

道路幅員が4 m以上ということで道路認定をさせていただいております。

その中で、側溝蓋がない道路については、その側溝部分を含まず市道の幅員として認定させていただいたもので、このことから、側溝蓋が設置されず市道認定されたのであり、現在対応させていただいております。

以上でございます。

○山口道路河川課長

側溝蓋のない箇所への対応でございますけれども、こちらにつきましては、危険性が特に高いと判断されるものから随時設置をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうにも前向きに答弁いただければ、いろいろないんですが、とにかく側溝蓋を順次かけていってもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、公営住宅についてちょっとお聞きしたいんですが、公営住宅の耐用年数は何年ぐらいでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

公営住宅の耐用年数について御説明を申し上げたいと思ひます。

公営住宅の耐用年限につきましては、公営住宅法施行令で建物の構造別に定められておりますが、鉄筋コンクリート造などの耐火構造の建物で70年、コンクリートブロック造などの準耐火構造の建物で45年、それから木造で30年となっております。

以上でございます。

○大田委員

市営住宅でも木造住宅やらコンクリートブロック造というのは随分あると思うんですが、鉄筋コンクリート造は、最近大体中高層になってから鉄筋コンクリートになったと思うんですが、平家やら2階建てですか、あれなんかは割合コンクリートブロックやら木造が多いと思うんですが、木造あたり、耐用年数は大体30年、コンクリートブロックだと45年と言われましたが、市営住宅でどのくらい残っているんですか。

○沖本建設部建築担当次長

現在、市営住宅の総戸数が1,159戸でございますが、このうち耐用年数が30年40年と

いったコンクリートブロック造または木造といった公営住宅については、全てで475戸でございます。

以上でございます。

○大田委員

475戸あって、その中で居住されておられる方ちゅうのは何戸くらいあるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

耐用年数を超えた住宅475戸のうち約半分程度ですか、244世帯の入居者がいらっしゃいます。

以上でございます。

○大田委員

今、475のうちの約半世帯分くらいは住んでおられるということをお聞きしましたが、要するにそれだけ住んでおられるんですが、耐用年数を過ぎて住んでおられるということは、崩壊の危険がある可能性があるところに住んでおられると。市としてはどういう対応を今後されようとされているんですか。

○沖本建設部建築担当次長

まずは、そういった耐用年限を過ぎた公営住宅、市営住宅につきましては用途廃止ということで、今後は入居者の移転を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

用途廃止で移転を考えておられるということでございますが、早く建て替えて、やるのか、それとも、用途廃止でそのまま潰してそのままにして、その土地をどのように利用されるのか分かりませんが、そういうようなことも考えておられる。どういうふうに考えておられるんですか。

○沖本建設部建築担当次長

入居者の移転を進めるためには、移転先の住宅がまずは必要になりますが、移転先として活用できる市営住宅の空き家は、今年の5月末時点で92戸しかございません。一方、移転が必要な入居者は、先ほど申し上げましたが244世帯と空き家の数を大きく上回る数の入居者がいらっしゃいます。

現在、入居者が希望する移転先等を把握し、空き家の動向に注視しながら移転を進めているところではございますが、対象となる入居者全員の移転を早急に進めることは現在難しい状況でございます。

今後におきましては、光市営住宅等長寿命化計画に基づいて、古い市営住宅の再編、集約といった一部の住宅を計画的に建て替えることにより移転先を確保し、進めてまい

りたいというふうに考えております。
以上でございます。

○大田委員

244世帯を全部よそに一時移転してから、全部建て替えるちゅうのは、なかなかそれは無理でしょうが、92戸しか入れないところもあるということでございますが、そのような中に、順次建て替えていったら、244世帯が全部移れるようになると思うんですが、そのような考え方ちゅうのはできないんですかね。

○沖本建設部建築担当次長

244世帯の入居者の移転先についてでございます。

もちろん光市営住宅等長寿命化計画において、先ほども申し上げました移転先を確保するために一部の住宅を建て替え、新しい住宅へ移転をしていただくということと、既存の住宅が92戸はございますので、こちらのほうを有効に活用しながら移転を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに、室積の南汐浜住宅ですか、あれなんかもう全然いまだに進んでいない状態でありますから、そういうのを適時、早急に進めて行ってほしいと思うわけです。

こういうことを言ったらまた何とか言われますが、老人憩いの家なんか、もう40年過ぎたから、もうそこは駄目だから壊しますよ。みたいなことを言われて進んでいきよるんですが、市営住宅にしてもそれだけもう木造が30年、45年という、それ以前に建てられた建物がほとんどいっぱいあるわけでございますから、順次、住んでおられる方にとっては移転すること自体大変迷惑なことじゃろうと思うんですが、そこはお願いされてですね、一時移転してもろうて建て替えるように、今後ともぜひとも進めていてもらいたいと思いますから、よろしくお願いします。

6 都市政策部関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和5年度光市下水道事業決算見込みについて

説 明：森下下水道課業務係長 ～別紙

質 疑

○河村委員

さっき、中央脇田線の話をしたらこちらへ振られたんで、進捗状況についてお示しく
ださい。

○山本都市政策課長

脇田地区の区画整理事業でございますが、これは、以前にも申し上げましたが、市道
の整備など、周辺地と一体的な利便性向上を図る土地区画整理事業を視野に検討を進め
る必要があるものと考えています。

繰返しになりますが、平成20年に行った土地区画整理事業の説明会から15年以上が経
過し、地権者の考え方や相続などにも変化が生じていることも考えられることから、昨
年11月中頃から、対象となる地権者約10名の方に文書を発送するなど、地権者の方と連
絡を取り、事業に対する御意見や御意向を伺っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

その結果、概略といたしますか、まとめといたしますか、分かれば。

○山本都市政策課長

地権者の御意向につきましては、まだ伺っている最中でございますので、現時点では
お答えできる状況にはございません。

以上でございます。

○河村委員

道路が途中で中断をして、もう15年たったと、こういうお話で、当初から行くと、恐
らく20年以上を経過したのではなかろうかと思えます。

もう、要らないなら要らないという結論でも差し支えはないと思うんですが、ただ、
一部道路を購入して形状まで変更しているところがありますから、今さら返すというわ
けにも行かないんだろうと思うんです。

そういった意味合いでは、しっかり地権者と向き合う必要があると思います。さらな
る努力をお願いしておきます。

それから、JRの今の2つあるホームを1つにしようと、こういう案と、現行の2つ
と比較が出たんですが、南側のホームを1つにできるか、できんかというお話を何回か

尋ねたんですが、今までは返事がなかったと、こう思っていたんですが、前回の答弁のときに、南側のホームを1つならできると、こういうふうに御答弁をいただいたというふうに記録に残っておったんで、南側のホームに改めて上下線、上り下りの路線を1つにすることでできるのか、できないのかというのをまず1つ、お尋ねしたいと思います。

○山本都市政策課長

南側のホームの1島化ということでございます。

昨年度やそれ以前にもお答えしておりますが、現行の上りと下りで2面あるホームのいずれかを使用する場合、または2面のホームを統合し、1面の島式ホームを新設する場合、いずれも物理的、技術的には可能でございますが、ホームや線路の敷き替えのほか、電車設備、通信設備などの工事などに膨大な費用がかかることが判明しております。

このことから、ホームについては、現在も現行の施設を活用することを前提として、鉄道事業者と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

当初からの話で、要は北側のホーム、今、現行上り線のホームですが、あそこを1つにするのは難しいんだと。要は、上り下りの電車が通常で通過することが難しいというふうに聞きました。

南のホームについては、当初は検討していないと、こういうふうに言われておったんですが、簡潔明瞭に答えてください。南側のホームで、上り線、下り線、通常に電車が通行できるのかどうか。いかがですか。

○山本都市政策課長

先ほど申しましたように、物理的、技術的には可能であるというふうに考えております。

ただ、膨大な費用がかかるということは。

○河村委員

要らんことは言わんでいい。

物理的にというあなたの表現が引っかかるんですが、僕は言ったでしょう、上りと下りが通常の列車の速度で通過するのに支障があるのか、ないのかという話。

○山本都市政策課長

支障があるのか、ないのかということでございますが、鉄道事業に関することでございますので、技術的な詳細の部分についてはお答えいたしかねます。

以上でございます。

○河村委員

一番大事なところなので、そこがきちっと表現できなければ議論にならない。

じゃあ、1つのホームになったら、いろんな面で安く上がるわけです。じゃあ、北側のホーム、今の上り線のホームですが、そちらのほうがもし、要らないということになれば、結構、膨大な土地があそこへ生じることになるんでね。要は、いろんな動力の問題とか切替えの問題とかというのはあったにしても、要は、あとは比較をすることができるか、できんかという問題なんです。

そういうところを、自分らだけでその資料をみんな持っておいて、「いや、できません」という話じゃないんでね。最終的には、市民の方にも納得をしていただけるような、そういった表現方法が大事ですから、そのあたりをひっくるめて今後、表現を検討していただきたいと思います。

去年の3月ですか、今、基本計画か何かが出ていました。その、頂いたJRからの報告についても、まだ見せていないわけですが、もう1年過ぎて、もうそろそろ市長、任期、切れるんです。ずっと、任期いっぱい出さんということになるわけですか。そこだけ教えてください。

○山本都市政策課長

恐らく、基本設計の成果の概要のことをお尋ねではないかと思います。

これまでもお答えしておりますように、光市と鉄道事業者の双方が合意していない基本設計の成果はお示しできないと考えております。

以上でございます。

○河村委員

要らんことは言わんでいいです。

要は、市長の任期が来て交代しても、そういうものは出されないということですね。

○山本都市政策課長

繰返しにはなりますが、光市と鉄道事業者の双方が合意していない基本設計はお示しできないというふうに考えております。

○河村委員

結果だけでいいですから、いいです。

○大田委員

今の駅の問題で、JR西日本コンサルタントである場合はそれは合意できていないかも分かりませんが、大日本コンサルタントが出した成果は出せるんじゃないですか。

○山本都市政策課長

これも、これまでもお答えしておりますように、JR西日本コンサルタントに委託し

た内容と密接に関連しておりますことから、同様に公表できないというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

大日本建設コンサルタントは、JRとも関係したところをコンサルタントされているわけ。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備事業ということで、一連のものだと考えております。

以上でございます。

○大田委員

もう一遍聞くが、JR西日本コンサルタントと大日本コンサルタントにわざわざ別に出した。片や、随契で出した、片や入札で出した。ということは、入札で出したほうは成果表は出せると、私らは思うんです。

接続部分は、それはどうか分かりませんが、だから入札にかけられたというふうに思っておるんです。JRに関係するところは、それはJRに関係あるから随契で出さないといけないから出したとずっと言われている。大日本コンサルタントに関しては入札でやっておられる。だから、それは出せるはずと思うんですが、もう一遍、お答えください。

○山本都市政策課長

南北自由通路等のものは、基本設計の部分は随意契約でございました。駅前広場等につきましては、プロポーザル方式の随意契約であったというふうに認識しております。

以上でございます。

○大田委員

入札で落ちたとお聞きして、入札で書いてあります。入札で落ちたと書いてありますよ。

○山本都市政策課長

これは、プロポーザルによる随意契約でございます。

以上でございます。

○大田委員

それなら、記載が違うんだな。

○山本都市政策課長

記載については、どこのことを申されておるか分かりませんが、答えは同じでございます。

以上でございます。

○大田委員

大日本コンサルタントは入札で5,000万円で落ちたというふうに、私どもはお聞きしているんですが、そこのところはできない、通されるから、でも今後は出してもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

新しく随契で400万円で出されたのは、もうそろそろ結果が出ている頃だろうと思うんですが、いつまでかかるんですか。

○山本都市政策課長

御質問の件は、光駅南北自由通路設置位置調査業務委託のことを御質問されているかと存じます。

これにつきましては、委託期間が令和7年3月28日までというふうになっております。以上でございます。

○大田委員

令和7年3月28日ということで、1年を400万円で業務委託されたということですね。それまでは成果表は出ないと。

○山本都市政策課長

委託期間は、先ほど申しましたように令和7年3月28日でございますので、成果はそれまでに出てくるものだと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それが出たら、我々に見せてほしいと思うんですが、それはよろしくお願ひしたいと思います。

それで、バリアフリーのことについてお聞きするんですが、一般質問では光駅のバリアフリーしか答弁がなかったんですが、一日3,000人以上の昇降客がおるからJRが主体になってやるんだが、なかなかJR1社でできないから、光市のほうもお手伝い願ひたいというふうな答弁だったと思うんですが、光には岩田駅と島田駅があるんです。光駅と島田駅もバリアフリーのことについての発言というのはあまり聞かないんですが、そこのところはどういうふうになっているか、教えてください。

○山門公共交通政策課長

島田駅、岩田駅のバリアフリー化についてお答えいたします。

島田駅と岩田駅における1日当たりの平均的な利用者数は、最新の令和4年度の公表

値で、島田駅は834人、岩田駅は650人となっております。

これは、国のバリアフリー基本方針で示された目標の1つであるバリアフリー化を実施する鉄道駅の対象とされる1日平均3,000人をいずれも下回っておりますが、西日本旅客鉄道株式会社に対してバリアフリー化の基準を下回る島田、岩田の両駅につきましても、駅のバリアフリー化に積極的に取り組まれるよう、毎年度、県を通じて同社へ要望を継続しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要望をしているのは分かりました。それが実際に行われようとしているのかどうかというのは、まだ全然。要望しているだけで、その後がないんです。

○山門公共交通政策課長

要望した後のことでございますが、確かに現在、実際のところ進んでいない状況ではございます。

そうしたことから、今年度からは新たにホームと電車の高低差が比較的少ない227系の電車、レッドウィングというものがございまして、そちらの運行本数の増加を要望に加えたところでございます。

こちらにつきましては、従来の115系の電車に比べまして、床が10cm 5mm低いことから、こちらの電車の増便について、今後要望を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

車高の低い列車は何本ぐらい走らせるんですか。今、多く走らせてくださいという要望をしていると言うんですが、当然、車高の高いのもあるはずなんです。だから、低いのを走らせるだけじゃ済まないと思うんです。

○山門公共交通政策課長

まず、本数についてでございますが、現時点、令和6年度は上り5本、下り5本でございます。こうしたことから、これらの便数を増便するような要望をしております。

以上でございます。

○大田委員

だから、上り5本、下り5本、現在、それしか走っていない。ほかのは全部、車高の高い列車が走っている。それだけ段差が多いということでございますから、どうしても小さい子やら、お年を召した方なんかは、段差がひどいと乗りにくいとなるわけでございます。だからバリアフリー化をしてくださいというふうをお願いしているわけです。

バリアフリー化したほうが昇降には便利と思うんですが、そののところはどういうふうにお考えか。

○山門公共交通政策課長

委員御指摘のとおり、バリアフリー化を進めることは非常に重要なことだと考えております。

しかしながら、現在バリアフリー化が進まない中で、どうにかして段差を下げた形に持っていきたいということで、このような新たに電車の高低差が比較的少ない227系の電車による増便を要望しているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、1日の乗降客が3,000人以上でないからJR側が促進をしないと。そうすると、光市が主体となってほとんど出資してやるようになるんですが、そのところの光市がやろうというお考えは、全く今のところないと捉えていいですか。

○山門公共交通政策課長

全額、市が負担してもというようなことだと思いますが、御質問の負担割合についても鉄道事業者にお伝えさせてもらいましたが、なかなかいい答えは、今のところ見出せていないところでございます。

よって、引き続き機会を捉えて、鉄道事業者には要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひとも、光駅でなく、島田駅、岩田駅もバリアフリー化を、今現在の光駅が南北自由通路と一緒にバリアフリー化をされると思うんです。そのときと同時に、岩田駅も島田駅もバリアフリー化するように、ぜひともよろしくお願いします。頼みますよ。

次に、マンホール蓋についてお尋ねしますが、マンホール蓋は今、現在の道路上において割合に飛び出ているところが多いんです。それによって、自転車のパンクやらが生じていることもあるわけですよ。そのところ、道路上と同レベルに持っていくような考えはないでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

職員が現場に出向き、地元通報、他部署からの連絡等で受けたマンホール蓋と周辺舗装の段差状況については、国道、県道、市道、農道、それ以外も、全てにおいて現地を確認するようにしております。

対応すべき箇所と判断した場合には、早急に対応する。これは、通過交通量等を問わず、ストックマネジメントを照らし合わせながら、順次対応すべき箇所の修繕を行っております。

以上でございます。

○大田委員

昨年ですか、大和町の県道においてはマンホールの蓋の段差、高低差を直されたようですが、まず、そういうのは主要道路から直されていくのだらうと思いますが、一般的な市道においても結構できておりますから、ぜひとも早急に段差がなくなるような施工をお願いしたいと思います。

大体、マンホールの蓋、1年に何か所くらい設置を直されているんですかね。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

約40か所前後です。

以上です。

○大田委員

40か所か。40か所だとなかなか進まないんですが、ぜひとももっと多く進めていってもらうようお願いして、ぜひともよろしく願いますよ。終わります。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1点目としましては、高齢者向けバス、タクシー運賃助成事業についてお聞きをします。

本事業は、令和6年度から運賃助成額が増えたということで、移動が困難な高齢者の方の外出しやすい環境につながっているというふうに感じております。

まず、現時点における申請状況の方をお示しく下さい。

○山門公共交通政策課長

5月末時点における申請状況についてお答えいたします。

申請者数が1,535人で、そのうち228名が新規の申請者になります。

なお、令和5年度の申請者数は1,466人になりますので、現時点で69人の増加となっております。

以上でございます。

○小林委員

非常に今の状況をよく分かりました。昨年の状況と比べても利用人数が増えているということで、やはり多くの方が運賃助成事業に期待しているというところと、市のPRもしっかりとできているというふうに思っております。

では、本事業の令和5年度の実績、この部分についてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

令和5年度の実績についてお答えいたします。

バスへの使用枚数が7,503枚、タクシーが1万7,026枚となり、令和4年度より合計で3,191枚の増加になりました。

なお、割合につきましてはバスが30.6%、タクシーが69.4%で、この割合につきましては、令和4年度とほぼ同傾向でございます。

以上でございます。

○小林委員

令和5年度の実績という部分をよく理解できました。

その上で、実際に利用された方がどこで乗ったかとか、どこで降りたかとか、そういう傾向とか、例えば月々の実績、こういうものの詳細が分かっていたら、今後のバス路線の見直し、こういうものにも参考になるのかなと思いましたが、これ、依頼会社との調整も必要になると思いますが、御検討いただけたらというふうに思います。

もう1点、この事業について、乗車1回当たりの使用枚数が路線バスの場合は1枚、タクシーであれば3枚というふうに設定されておりますが、その理由をお示してください。

○山門公共交通政策課長

使用可能枚数を設定した理由につきましては、バスとタクシーのそれぞれの初乗り運賃が助成されるという考え方の下、公共交通事業者との協議の上で利用枚数を設定いたしました。

バスの1乗車につき1枚200円の使用は、バスの初乗り運賃、防長バスでいえば170円、ぐるりんバス、光市営バスでいえば200円、広域生活交通の同一エリアでいえば200円を助成しようとするものでございます。

タクシーの最大3枚600円の使用は、タクシーの初乗り運賃690円を助成しようとするものでございます。

以上でございます。

○小林委員

設定の根拠はよく分かりました。その上で、先日、市民の方とお話をする中で、今の初乗り運賃という部分はよく理解できましたが、やはりこの利用枚数の緩和という部分のお言葉をいただきました。

今後、今年度の実績とか、そういうものを踏まえた形で御検討いただけたらというふうに思います。

もう1点、すみません。助成券を使用できる乗り方として、光市内から光市内、光市内から光市外、光市外から光市内、こういう部分が認められているという一方で、光市外から光市外というのが認められていないんです。この理由についてもお示しをください。

○山門公共交通政策課長

本事業は、移動が困難な高齢者の方の移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出す

ることに加え、市内に事業所を有するバス、タクシーの利用を促進する観点から、このような使用方法としたところでございます。

以上でございます。

○小林委員

理由はよく分かりました。これも先日、タクシーを利用される方とお話をしたときに、やっぱり下松駅で降りて下松記念病院に行くというときにはこれを使えないんです。こういうところについても、ぜひ使いたいというお声をいただきました。

ただ、この今の設定根拠というところも理解をしましたので、そういう声があるということだけをインプットしておきます。

次の質問ですが、路線バス・タクシー運転手就労促進臨時給付金についてお聞きをします。

本事業の申請受付期間として、令和6年6月3日から令和7年7月31日までと設定されておりますが、現時点における申請あるいは問合せの状況、この部分についてお示しをください。

○山門公共交通政策課長

6月24日時点でお答えいたします。

現時点で申請はございません。

問合せにつきましては1件ございまして、内容としましては、4月から光市内を運行することになった運転手の方から、対象の要件の確認に関する問合せでございました。

こうした状況から、今後は周知方法をさらに広め、例えばレノファ山口の光市ホームタウンデー、それからふるさと光の会、移住フェアなどを通じて、あらゆる機会に周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

現時点での申請というのはなくて、問合せは1件という部分と、この課題をしっかりと捉まえて、しっかりとPRというところを様々な機会を通じてやっていくという部分、これについて理解をしました。

この運転手不足というのは、やはり光市だけではないんです。全国的な問題になっていて、今回の本事業のような二種免許を取得している方にフォーカスをした給付金、これも私、大変重要だと思っています。

ただ、その一方で、バス運転手の課題を解決していくためには、二種免許を取得していない方への支援、あるいは既に光市で勤務している運転手に対するリテンション対策、こういう部分も必要だと思っておりますが、この点について見解をお示しください。

○山門公共交通政策課長

委員御案内のとおり、バス運転手不足は全国的な問題であり、その対策として委員御

案内の二種免許の取得支援など、様々な支援の方法がございます。

委員御質問の二種免許の取得についてでございますが、現在も光市の事業所で実施されているところもあると聞いております。

また、既に光市で勤務している運転手に対するリテンション対策、いわゆる人材の流出防止についてでございますが、基本的には、この対策については各事業所が待遇の改善や能力の開発などにより、働きやすさや働きがい向上を向上することが必要だと考えておりますが、行政として何ができるかについて、他市の事例等を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

まさしくそのとおりで、今、現状の取組というのは基本は民間がやっている部分があるんです。だけど、今後、この問題をしっかりと解決していかないとという観点からは、他市の事例をしっかりと見ていくというのは、私、やっていただきたいというふうに思います。

最後の質問です。すみません、もう1点だけ。歩道の高木の整備についてお聞きをいたします。

植樹された木の根が歩道のアスファルトを押し上げてしまって、歩行時や自転車の走行時、こういうときに危ないという声をいただきました。このような場合、どのような整備が行われるのか、この部分についてお示しをください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

歩道の高木の整備についてでございます。

街路樹の根が原因でアスファルト舗装を押し上げているような場合につきましては、高木の伐採や原因となっている根の切断や除去、そして舗装の段差をなくす整備などが考えられます。

また、交差点に近い場所などでは、見通しが悪い場所、また歩道幅員が狭い場所等については、道路管理者と協議して植樹ますの撤去等を含め、検討が必要になってくるものでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく理解できました。先日、これも市民の方とお話をするときに、これも既にもう伝えていますが、やはり歩道を押し上げていて、「歩行時とか自転車の走行時は危ないんです」というお声をいただきましたので、これについてはやはり危ないので、状況をしっかりと見極めながら対応していただきたいというふうにお願いをしておきます。

私からは以上です。

○森戸委員

島田駅と岩田駅の続きなんですけど、続きというか、私の角度で質問させていただきますが、レッドウィング277系が全本数に占める割合でも出ていたと思うんですが、何パーセントでしたっけ。

○山門公共交通政策課長

光駅を通過する割合ということでございますでしょうか。
51本中10本ということで、19.6%と把握しております。
以上でございます。

○森戸委員

この割合は、年々増えているんですか。近年の動向も分かれば。

○山門公共交通政策課長

この割合でございますが、令和5年度が上り6本、下り6本の12本でございます。
割合としましては23.5%ありますので減少しております。
こうしたことから、改めて令和6年度に追加で要望を始めたところでございます。
以上でございます。

○森戸委員

この車両に更新していくとき……車両を更新していないんですか。増えていくものだろうと思うんですが、その辺はどうなんですか。

「基本的にこれを増やしてね」というのを一般質問でしたんですけど、下がっているとは思わなかったの、そこまではちょっと考えてもみななかったんですけど、それだとなかなか厳しいというふうに思います。悪化しているといえますか。

どうなんです、企業の社会的責任といえますか、そちらのほうがどうなのかなというふうに私は思いますが、引き続き、要望していただくしかないとは思いますが、下がっていることのほうが何とも理解に苦しみます。

それと、先ほど負担割合の話をしたんですが、光市が全額出せば建ててもいいですかみたいな交渉をしているというふうに私は捉えたんですが、そういうことでいいんですか。

○山門公共交通政策課長

こちらにつきましては、交渉という正式なものという形ではなくて、鉄道事業者と会う機会の中で、そういった負担割合についてお伝えさせてもらったところ、なかなかいい答えがいただけなかったと、過去の事例も含めてというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

一度、ちょっと近隣駅を調べてもらえませんか。駅の段差とかバリアフリー化だけで

はなくて、附帯の設備といいますか、トイレとか、そういうものも含めて、駅舎も含めて建て替えているところがありますので、それがどういうふうな形でそうなっていったのか。負担割合も含めた部分の調査も、一度調査をお願いします。

それともう1回、なかなか納得できんのですが、悪化している車両の割合という、私もそういうことを言うということで引き下がったところがありましたので、これはちょっとますます何かやらないけんというふうに思いました。

というのも、駅のバリアフリー化については、市民の方からも何件ももう言われるといますか、毎回これ、委員会でもやっていますが、その3か月の間にも、何回も、何人からも言われるという現状は、よく認識をしていただけたらと思います。

特に、駅のトイレなんですけど、例えば島田駅なんかは和式で、非常に入り口も狭くて、ほとんど女性の方はできないんじゃないかなというふうに思います。

そういう部分も含めて、こういったことに関しては要望はされていまして。

○山門公共交通政策課長

委員御指摘の島田駅のトイレについてでございます。

こちらにつきましては、管理者である鉄道事業者へその旨を報告いたしております。

なお、島田駅のトイレの清掃につきましては、現時点で週4回、実施しているとのことでございますが、修繕等の予定は今のところ、聞いておりません。

以上でございます。

○森戸委員

随時、所管にも伝えて、声を上げてはもらっていますので、迅速に動いていただいているということにはとても感謝をしておりますので、また引き続き、よろしく願いいたします。

それと、立地適正化計画についてお尋ねいたします。

居住誘導と居住誘導の事例に関しましては理解をしているんですが、防災指針、この3月までに公表される形だろうとは思いますが、その事例といいますか、県内の立地適正化計画を策定している自治体の中で、防災指針、どんなものがありますでしょうか。

○山本都市政策課長

立地適正化計画における防災指針についてでございます。

県内では13市中11市が立地適正化計画を策定したというのは、部長も答弁したところでございます。

防災指針の設定につきましては、このうち3市で設定されておるところでございます。

具体的な事例といたしましては、防災指針は水害や土砂災害、地震などの災害リスクに対し、ハード、ソフトの両面から対策を講じるものでございます。

他市の防災指針の事例としては、例えば、浸水などの水害へのハード対策としては、河川改修や河川浚渫、排水機場の整備など、そしてソフト対策としては、ハザードマッ

プなどの作成や周知による災害リスクの周知と早期避難の促進など、そして土砂災害に対しては、ハード対策として、のり面対策や砂防堰堤の整備など、ソフト対策としては、崖地など危険な箇所からの移転事業の活用など、震災害に対しては、ソフト対策として木造住宅の耐震診断、耐震改修等への補助、こういったものが事例として記載されているところがございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解をいたしました。それと、島田5丁目の下水道整備につきましては、説明会等も行われていると思います。

その説明会が開催されて、どのぐらいの参加状況であったのかということと、対象の戸数に対してどのぐらいの方が来られたのか。その後については、どういった推移をしているのか。推移というのは、接続に向けた流れです。その辺のところはいかがでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

説明会は5月15日に行っております。対象戸数は約60戸強でございます。22世帯の方の参加をいただきました。地元説明会においては、下水道の仕組みから、下水道の使用料金のお話までさせていただきました。

この説明会においては、出席者、関係者の方から接続に前向きな意見が多く出ておまして、この説明会の後、当日参加できなかった方から、10件弱になりますけど、電話問合せ、また、役所に来られた方には口頭で御説明をさせていただいたところです。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。自治会がない中で、丁寧に紙も配られたりとか、説明にもされておられますので、引き続き、60戸の世帯があるところに向けて接続していただくように努力をお願いいたします。

それと、バスといいますか、ぐるりんバスとあとは広域バスですかね、兼清から三島を経て病院に向けていく路線についてなんですけど、ぐるりんバスで乗れないケースというんですか、特に朝の便です。朝の第一発目の便で乗れていないケースが続出していると思います。

私も、その都度、声を聞いて所管にお伝えをしています。三島の公民館でもそのケースが出ていたと思いますし、岩狩のところですか、そこでもよく出ていると思います。

声を聞くと、「そういう状況だから乗らないのよ」というような声もありますし、このままそういう状況が続くと、利用者から不満の声が相当出てくるのではないかと思います。改善策なり状況のチェックなり、その辺はどのようにされておられますでしょうか。

○山門公共交通政策課長

ぐるりんバス、それから広域生活交通の状況についてお答えいたします。

周南近鉄タクシーがこの4月から運行するぐるりんバスと、光市役所から熊毛地区を運行する広域生活交通につきまして、一部のバス停の限られた曜日や時間帯にバス需要の一部をカバーできない事態が生じております。

事業者を確認いたしますと、ぐるりんバスにつきましては、そういった事態が4月はゼロ日、5月がゼロ日、6月が1日。広域生活交通につきましては、4月がゼロ日、5月が2日、6月が1日ございました。

広域生活交通の積み残しやぐるりんバスの積み残しについてですが、事業者と、バス停や時間帯などの情報を現在、共有しております、その傾向を注視しているところでございます。

今後、その対応については、事業者も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

よろしくお願いたします。帰られたりとか、いろんな光景を見かけますので、事業者等含めて、対策を考えていただけたらと思います。

以上で終わります。

○田中委員

絞っていったらと思うんですけど、今のバスについて、基本的なところをお聞きできたらと思うんですが、確保に向けて、今回、新しい事業者運行を始めて、そこで投資をしている部分もあるんですが、今まで運行していた事業者には赤字の部分を後に出すということで維持をしてきたわけなんですけど、今の事業者といろいろ協議はされていると思うんですけど、基本的に今の事業者が運行したときに、今までの予算的なものと比べてどのように変化していくのか。例えば、事業者が黒字だったらいいと思うんですけど、赤字になったときにどういうふうに市として対応するのかとか、その辺の何か、協定みたいなものがもしあれば、教えていただけたらと思います。

○山門公共交通政策課長

委員お尋ねの補助金等の予算の変化についてでございます。

防長交通が走る市内線、それから周南近鉄タクシーの広域生活交通とひかりぐるりんバスに対する一般財源の変化で申し上げますと、令和6年度につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しているため、令和5年度に比べて一般財源は減少した形となっておりますが、この臨時交付金がないと仮定した場合は、増加している状況でございます。

新たな交通事業者の新たな体制で運行しておりますので、来年度以降の一般財源の見通しは現時点では不明でございますが、利用促進に係る予算といたしまして、今年度、高齢者バス・タクシー運賃助成事業を6月から本格実施しており、こうした事業により

バスの利用者が増加すれば、一般財源は減少するものと考えております。
以上でございます。

○田中委員

基本的な考え方ということで、今年度を走って見ないと結果がどうなるか分からないというところは分かるんですが、基本的なところで、事業者が赤字になったらその分は光市が見るような協定みたいなものになっている。その辺が、売上げというか、事業者の収益によって一般財源からの持ち出しも変化するようになっているのかどうかをお聞かせいただけたらと思います。

○山門公共交通政策課長

一般財源の変化でございますが、防長交通の市内線につきましては補助金として予算を組んでおり、収益が向上すれば、そちらにつきましては、決算ベースでは減少していくと考えられます。

また、周南タクシーの広域生活交通とひかりぐるりんバスに対しては、委託料として予算を組んでおりますが、こちらも収益が向上すれば、委託料の決算ベースでは減少するものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。売上げによってその辺が変わってくるということで、連動しているということが分かりました。

それで、利用促進ということでいろいろ、先ほどあったチケットの部分とか等もやっているのですが、私も10年前ぐらいに一般質問で、利用者を補助して赤字を減らして維持していくんだということで提案させていただいて、今、まさにそういったことでも交えながら進んでいっているのかなと思っているのですが、かといって、やはり利用者が増えたら、先ほどちょっと積み残しの話もありましたけど、特定の日には積み残しが起きて、じゃあ車両を大きくするのとかか、過度というか、対応した投資をしていかないといけないという状況が起きてくると思うんです。

ひとつ、取り組んでいただきたいのが、平日とか時間帯によっては利用がばらつきがあると思うので、そう思うと、いわゆる利用が少ない時間帯にどういうふうにご利用してもらうかということを誘導する策が必要だと思っております。

例えば、土日にイベントを開催して、人がバスに乗って移動するような誘導策をやるとか、特定の日には特定のお店の売り出しがあるから集中するんだというのであれば、それをちょっと分散させてもらう施策とか、そういったことの、事業者ではなくて関係するところとの協議というのものがすれば、全体的に、面的に上がってくることもあり得るのかなと思いますので、ぜひそういった視点で今後、取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、光市の公園美化促進事業についてお尋ねしたいと思うんですが、この状況に

ついて、今年度、どれぐらいの登録者数があるのか、また促進に向けた取組についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

光市公園美化促進事業の状況と促進に向けた取組についてでございます。

今年度の公園美化促進事業への参加につきましては、15の団体で17の公園を実施していただいております。

促進に向けた取組といたしましては、自走式の草刈機2台の貸出しを行っております。以上でございます。

○田中委員

15団体ということでお話があったのですが、これ、増えているんですか、減っているんですか。ちょっと、そのあたりを教えてください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

参加団体につきましては、昨年と同数となっております。

以上でございます。

○田中委員

これは市民の方、団体の方たちの思いで結束していただいていると思うんですが、なかなかこう、きつい部分もあるかと思って、過去にもやっていたんだけど辞めるという団体があったということもお聞きしています。

自走式の草刈機も導入して、負担も少なくモチベーションも上がるような取組をされていると思うんですけど、1つ、ちょっと以前にもお伝えしたことがあると思うんですけど、物価の高騰等で草刈りの燃料が上がっているとか、普通に事業者に出すのであれば人件費の高騰等で単価も上がっていると思います。事業者に出せばかなりの金額がかかるものが市民の方たちがやっていたらということで、それなりの金額で抑えられているという部分もあります。

その差は結構大きいと思いますので、もう一度、その比較も含めて、もう少し、皆さんがやる気になって継続していけるような取組をしていただけたらと思っておりますので、皆さんの声も聞きながら対応をいただけたらと思います。

あと、市民の方たちがやることによって、予算的に事業者がやっていたときよりも浮く予算というものがございますので、それをさらに公園等がきれいになるような事業予算に回していただけたらと思っております。

1点、ちょっとここでお伝えしたいのが、虹ヶ浜になるんですが、なぎさ公園というのがありまして、ヤシの木みたいな木が、高木が生えているんですけど、あれに枯れたやつが高所にいっぱいぶら下がっていて、それが落ちてきて危ないということも毎年のように言われております。これが、市民の方たちがやることによって予算が浮いた部分もあると思いますので、そういったものを使って、普段できなかったことにお金をつけ

て管理をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後、もう1点が、先ほど街路樹の植樹帯等の管理の部分で質問が少しありましたけど、毎年、この時期ぐらいになると、横断歩道のところにある植樹ますの草が邪魔になって、非常に見えなくて危ないという声を毎年のようにいただいております。そのときには切っていただいたりもしているのですが、基本的に光市の街路樹維持管理指針というものを持っていらっしゃると思いますので、市内を全域に計画的にそれに沿って管理していくことが私は必要ではないかと思います。

特に、横断歩道の横の植樹については、もう切ってしまうと、それ以降は安全な横断歩道というものが出来上がりますので、そういった視点で、順繰り、順番に適切に安全な管理をお願いできたらと思います。このことはお願いしておいて終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹井委員

では、JR光駅について、バリアフリー化について、3つの観点からちょっとお尋ねをしていきたいと思います。

まず1点目は、光駅で新しくするとところと既存施設を利用するところはどこかということです。

同僚議員の一般質問で、南側広場は基本的に現行のを使うと。ただ、南北自由通路、構内跨線橋については架け替えるという答弁があったかと思います。

その上でお聞きしますが、では駅舎はどうするのか。そして、北口広場はどうするのかというのがお答えできますでしょうか。

○山本都市政策課長

光駅舎の建て替えはどうするのかという御質問でございます。

光駅拠点整備計画については、これまでもお答えしているように、整備の実現性や優先度といった観点から基本計画の見直しを進めているところでございます。

駅舎を含む鉄道施設についても鉄道事業者と協議を行っていることから、現時点ではお答えは難しいものでございます。

また、北口の駅前広場につきましては、公共交通を取り巻く状況や社会状況の変化等を見据えながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○笹井委員

では、次の質問、事業費についてです。

令和2年9月に議決で基本計画を策定したときの事業費の説明は30億円から40億円と。それが一昨年の基本設計です。それを策定する作業の中で62億を超え、そして合併特例債の使用期限には間に合わないということが判明して、それで今現在、計画のつくり直しになってきているわけです。

当然、事業費は低減されると思いますが、当初計画が30から40億円であったのに、40

億円を超えるようでは見直しになっていないのではないかと私も思うところですが、具体的にどれぐらいの事業費になりそうだという数字は、現在は示せるものがありますでしょうか。

○山本都市政策課長

事業費につきましても、現在、計画の見直しを進めている段階でございますので、お答えは難しゅうございます。

以上でございます。

○笹井委員

ちょっと、事業費の中身についてですが、南口広場はそのまま活用するということが低減になっていると思います。あと、事業費が拡大した原因のときに資材の高騰、それから通信設備の移設費用がかかるんだということで、これはちょっと、今回、一般質問でも低減されると思いました。

もう1つ、跨線橋の架け替えについて、特別の大型クレーンが必要なんだというのがどこかで説明があったと思います。今回の見直しについては跨線橋を架け替えるということですが、跨線橋の架け替えに伴う大型クレーンというのは、やはり相当の費用がかかるとは思いますけど、これは見込まれているのでしょうか。

○山本都市政策課長

使用重機につきましても、基本計画を見直す段階でございますので、現時点では詳細な部分についてはお答えできるものはございません。

以上でございます。

○笹井委員

ではちょっと、最後の項目に行きます。

前回、令和2年9月の基本計画の議決からもう4年が過ぎておりまして、また少々、状況が変わってきていると思います。特に、JRの駅舎に対する考え方が変わってきたのではないかなと私は思っております。

具体的に例を出して申しますと、私どもが7年前ぐらいに視察に行った長府駅。これは駅の1島化をして周辺の空いた部分を道路にしたり、あるいは駅舎に長府の土塀のイメージをちょっとだけですけどもつくったというのがあって、これ、光市議会の委員会で視察に行ったところでございます。

また、私が独自に調べたところだと、広島県の廿日市駅は、これは木材港であったので木材を使用する。そして、駅の北側が丘陵地であったんですけども、駅を改築して南北を使えることによって北側の開発を一気に進める。また、木材がよく光るように夜もライトアップをするという、地域のイメージを生かした駅であると。

私どもが令和2年9月に議決した駅も、光らしい展望とか南北同体を織り込んだ計画であったと思うんですが、どうも、その後にコロナがありまして、最近改築された駅は

山陽本線の富海駅ですと、これはJRは駅の中しかやらないんだと。当然、IC改札とか券売機はありますが、それ以外の駅舎は駅の施設ではなくて、もうこれは地元の公共施設なんだという形でつくっております。

それからまた、宇部線の琴芝駅とか山陰線の幾つかの駅は、もう駅舎が老朽化しているので、アルミの小さいスペースをつくったということで、本当に日よけ、雨よけと椅子しかないというような形です。

さらに改札制度も、山口県内ではないですが、中国地方で見ますと宇野線とか、それから境港線は、列車の出入りをするときにはICで精算してしまう。降りてしまったら、そこから先はもう、JRの管轄ではないと、お客さんで払い終わったんだというような技術革新が来ております。

現在、計画を見直し中で、JRとも協議中と聞いていますが、こういったJR側の駅舎の考え方、あるいは改札の考え方みたいなものは変更はあるのでしょうか。

○山本都市政策課長

一般的な話になりますが、近年では、鉄道事業者においては安全な運輸サービスを持続的に提供するためシンプルな駅舎を設置するなど、維持管理費を抑えた鉄道運営に取り組まれているというお話は聞いております。

以上でございます。

○笹井委員

まとめますが、先ほども同僚議員からあっていたように、このJRの負担割合の考え方については、随分事例に差があったり、時代によって変革がある。私も、過去に改札内施設の3分の1ぐらいはJRが持ってもらえるんじゃないかと、他の事例なんかを調べた上で言ったんですけども、それもなかなか今厳しくなっているという状況でございます。

あと、過去によく調べた実績を基に交渉すれば有利になるけれども、それがないと大変な負担を求められるというのを本会議場で言わせていただきましたし、今、計画の見直しということになっていきますので、一回、計画が白紙になっておりまして、再度見直す最中でございますので、そういう実績と経験、知識を持って当たっていただきたいというふうをお願いいたしまして、終わります。